

東京都写真美術館

令和9～18年度 指定管理者

提案書類（事業計画書）

団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

所在地 東京都千代田区九段北4-1-28

代表者名 二宮 雅也

本提案書類は、指定管理者選定要項に基づき令和8年6月時点で計画されたものです。今後東京都の施策や社会情勢の変化を踏まえ、都と綿密に協議し、提案内容を適宜見直ししながら、年度の事業計画を立案してまいります。

目次

課題 1	〔前期指定期間（令和3年～令和8年度）の総括〕	1
------	-------------------------	---

課題 2 〔管理運営の基本方針〕

1	管理運営の基本方針と達成目標について	4
	(1) 基本方針と達成目標	4
	(2) 館の機能の総合的な発揮	5
	(3) 「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組	7
2	国内外の施設等との連携の取組（ネットワーク化の推進）について	12

課題 3 〔事業に関する業務〕

1	作品・資料の収集について	14
2	作品・資料の分類整理、記録及び保管等について	16
3	収蔵品の収集・選定、保管、再評価、活用について	21
4	作品・資料等に関する情報提供について	23
	(1) 情報システム等による情報の提供	23
	(2) プリントスタディールームの運営	24
	(3) 図書室の運営	25
5	調査研究について	27
	(1) 調査研究の方針と体制	27
	(2) 保存科学研究の方針と体制	28
	(3) 調査研究成果の還元	29
6	展覧会について	30
	(1) 魅力的な展覧会の実施に向けた方針	30
	(2) 展覧会の実施体制	33
	(3) 令和9年度・令和10年度の実施計画	34
	(4) 展覧会の料金設定	38
7	教育普及活動について	39
	(1) 教育普及活動の方針と体系	39
	(2) 令和9年度の実施計画	41
8	その他の事業について	42
9	人材の育成について	43

10 館の事業を支える仕組みについて	44
(1) 広報の充実	44
(2) 来館を促進する取組	47
(3) 人々の自発的な活動との連携・協力	48
(4) 外部意見等の活用	49
(5) ニーズの把握と対応	51
(6) 外部資金の導入等による事業の充実	52

課題4 〔館の運営に関する業務〕

1 休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について	53
2 施設及び附帯設備の貸出しについて	55
3 館内サービスについて	56
(1) 来館者への基本的なサービス	56
(2) ミュージアムショップ及びカフェ等の運営	58
(3) 館内ホスピタリティ等の充実	59

課題5 〔組織及び人材〕

1 効果的かつ効率的な執行体制の確保について	60
2 明確な責任体制の構築について	61
3 専門的職員等の配置について	62
4 人材育成の取組について	63

課題6 〔館の管理その他に関する業務〕

1 館の管理について	64
(1) 施設等の管理業務	64
(2) 危機管理体制の整備	83
2 地域等との連携の取組について	86

課題7 〔自由提案〕

87

提案課題1〔前期指定期間(令和3年～令和8年度)の総括〕

1. 主な実績

(1) 特筆すべき実績

①恵比寿映像祭 コミッションプロジェクト

概要: 日本を拠点に活動するアーティストを選出し、制作委嘱した映像作品を“新たな恵比寿映像祭”の成果として発表しました。3年1サイクル(第1期のみ2年1サイクル)とし、審査員によってファイナリストを選出して発表(1年目)、ファイナリストの新作展示を行い特別賞を選出、(2年目)、特別賞受賞作家の特別展示(3年目)を開催しました。

成果: 日本の若手・中堅の映像作家による制作活動を深める機会を創出し、国際的な存在感を強化する場となりました。

【第1期】令和4年度恵比寿映像祭2023で、ファイナリスト4名(荒木悠、葉山嶺、金仁淑、大木裕之)を選出・新作展示を行い、荒木悠、金仁淑が特別賞を受賞。令和5年度恵比寿映像祭2024で荒木、金による特別展示を実施。

【第2期】令和5年度恵比寿映像祭2024で、ファイナリスト4名(小田香、永田康祐、小森はるか、牧原依里)を選出・発表。

令和6年度恵比寿映像祭2025でファイナリストによる新作展示を行い、小森はるかが特別賞を受賞。令和7年度恵比寿映像祭2026で小森による特別展示を実施。

【第3期】令和7年度恵比寿映像祭2026で、ファイナリスト4名(石原海、岩根愛、折笠良、佐藤浩一)を選出・発表。



②デジタル教材の開発

概要: 手作りアニメーションのデジタル教材「回転アニメーションWebアプリ マジカループ」を開発し、オープンワークショップでの活用のほか、図工・美術の授業における学校教材としての活用を促進しました。

成果: 楽しみながらアニメーションの仕組みを学ぶことのできる体験ツールとして、パブリックプログラム、スクールプログラム、出張授業等を通し、こどもたちの視覚理解、表現創出に寄与しました。またウェブアプリは、国内他県のほか、国外、中国、アメリカ、東南アジア等諸国でも利用されています。



提案課題1〔前期指定期間(令和3年～令和8年度)の総括〕

(2) 定量目標達成状況

展覧会観覧者数(人)

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
225,000	209,004	225,000	318,262	225,000	335,721	380,000	374,990

※令和3年4月25日から5月31日まで、新型コロナウイルス感染拡大防止のため全館休館
※令和3年度から5年度までの目標値は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた数値

(3) 受賞歴

- 令和3年度
- ①第72回芸術選奨文部科学大臣新人賞(美術) 山城知佳子、令和3年度収蔵映像展「山城千佳子 リフレーミング」展他に対して
 - ②第46回木村伊兵衛写真賞 吉田志穂(令和3年度自主企画展「日本の新進作家vol. 18」出品作家)
 - ③第38回写真の町東川賞飛騨野数右衛門賞 宮崎学(令和3年度自主企画展「宮崎学」個展作家)
- 令和4年度
- ④アジアデジタルアート大賞FUKUOKA 一般カテゴリー/エンターテイメント(産業応用)部門 優秀賞「回転アニメーションWebアプリ マジカループ」
 - ⑤京都市芸術新人賞 澤田華、令和4年度自主企画展「見るは触れる 日本の新進作家vol. 19」他に対して
- 令和5年度
- ⑥日本写真協会賞新人賞 夢無子、令和5年度自主企画展「見るまえに跳べ 日本の新進作家vol. 20」他に対して
 - ⑦第48回木村伊兵衛写真賞 金仁淑、令和5年度恵比寿映像祭2024「コミッション・プロジェクト」他、に対して
- 令和6年度
- ⑧第75回芸術選奨文部科学大臣新人賞 美術B部門 金仁淑、令和5年度恵比寿映像祭2024「コミッション・プロジェクト」他、に対して
 - ⑨第3回やなせたかし文化賞 いわいとしお(令和6年度収蔵映像展「いわいとしお×東京都写真美術館」出品作家)
- 令和7年度
- ⑩ADC グランプリ 北川一成、令和7年度収蔵作家個展「鷹野隆大 カスババ この日常を生きのびるために」展に伴うグラフィックデザインに対し
 - ⑪ VOCA2026 奨励賞 寺田健人(令和7年度自主企画展「日本の新進作家vol.22」出品作家)

(4) 指定管理者管理運営状況評価

指定管理者管理運営状況評価

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合評価	A	B	B	A

〈評価区分〉
「S」…管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
「A」…管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
「B」…管理運営が良好であった施設
「C」…管理運営に良好ではない点が認められた施設

提案課題1〔前期指定期間(令和3年～令和8年度)の総括〕

2. 今後の見通し

令和7年度には総合開館30周年(第一次開館からは35周年)を迎え、わが国唯一の写真・映像の総合美術館として、センター的役割を担うべく、多様なテーマの展覧会、関連事業、普及事業に取り組みました。また、今後の30年の活動のための多様なトークセッションを行い、アーカイヴ化する等、国内外の専門家やリピーターの方々から一定の評価を得ることができました。幅広い来館者層へのアプローチとして、オール・ウェルカムデーへの継続した取組や、手話通訳付きギャラリートーク等にも長期にわたって実施しております。4万点に迫る収蔵作品を活かし、プログラム内容も社会課題から自然環境、先端技術等、多様な方向性をさらに拡大し、「誰もが楽しめる存在感ある専門美術館」として、東京都と連携し、運営を行います。また、プレゼンス向上のため、2フロアの特別展を展開し、コレクション展と自主企画展を組み合わせるなど、企画テーマと紐づけてターゲットを絞った広報発信を強化してまいります。

3. 次期指定管理に向けて

- (1) 世界有数の写真・映像コレクションの構築と世界への発信
- 国際ネットワークの構築
- 世界の関係機関との信頼関係を築き、国際シンポジウムの開催、海外への企画展・収蔵展の巡回、共同企画、ワークショップ等の開催を促し、世界に向けて日本の写真・映像の魅力を伝え、相互交流を活発化させます。
- 画像ウェブサイト公開など情報システムの充実
- 写真美術館所蔵作品の画像ウェブサイト公開等の取組を強化し、都民をはじめ世界中の人々に広く発信します。
- 情報発信力の強化
- ウェブサイトの刷新や広報誌、プレス等の従来型の活動に加え、海外メディア・ネットワークを広げ、美術館における複数言語対応など、国際化広報スキームを構築し、国際発信力を高めていきます。
- (2) 写真・映像の可能性に挑戦する新進作家の支援
- 日本の次世代を代表する旬の作家の個展や新進作家展の開催
- 様々な価値観や世代が交流するきっかけとするため、一過性ではなく、連続的に開催することによって、長期的な遺産となるよう展開します。また、作家が展覧会を契機に世界進出できるようなシステムの構築を目指します。
- (3) 来館者につねに感動を与える美術館
- 話題の国際展の開催
- 現在最も世界的に活躍しているアーティストの展覧会や19世紀の初期写真、世界が直面するテーマに関する国際展などを開催することにより、国際都市東京をアピールし、優れた写真・映像の鑑賞機会を提供します。
- 上映事業の質向上
- 写真・映像の専門美術館ならではの映画館として、ラインナップを磨き、さらに魅力を高めた上映事業とします。
- (4) 来館者の立場に立った開かれた美術館
- 地域との連携
- 地域のアートネットワークを構築するとともに、近隣施設と協同し、地域活性化に寄与します。
- あらゆる人が享受できる多彩なワークショップ、スクールプログラム等の学校との連携、ボランティアとの協働
- すべての人のウェルビーイングに寄与するべく、多様な方がともに参加できるインクルーシブなプログラムを展開します。子供から上級者まで様々なニーズを充たす、より魅力的なプログラムを提供します。
- 支援会員制度の運営
- 企業・団体との協力をより強化します。
- (5) 過去と現在、先端技術と芸術文化が融合する、領域横断的なフェスティバルの実施
- 「恵比寿映像祭」のヴァージョン・アップ
- 国際フェスティバル「恵比寿映像祭」の国際発信力に磨きをかけ、国内外の先端的なアーティストを招集すると共に、領域を横断した作品や過去の名作を取り上げ、展示、上映、ライブ・イベント、講演、トークセッションなどを複合的に実施し、様々な方が多様な興味を持つことができるよう魅力向上に努めます。
- (6) 未来に向けた文化の継承
- 適切な作品収集、管理、保存による貴重な作品の次世代への継承
- 計画的な収集、保存科学の研究に基づいた最適な作品管理によって、都民の貴重な財産である作品・資料を、次世代に継承します。
- 外部収蔵庫・施設の確保・運営
- 作品の大型化・デジタル化により、全作品の美術館内収蔵が困難であることから、外部施設を確保し、貴重な作品を次世代に継承します。
- ここに来れば世界中の写真集が見られる、世界一の図書室
- 写真・映像の専門図書室として、写真・映像に関するすべての資料が揃う、一般の人から専門家までが満足するワン・アンド・オンリーの図書室を目指します。

提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について

(1)基本方針と達成目標

1. 基本方針

(1) 役割

東京都写真美術館は、「わが国唯一の写真・映像の総合美術館として、センター的役割を担う存在感のある美術館を目指します。」を基本コンセプトに、ホスピタリティの高い館運営を行います。

(2) 基本方針

- ① より広く都民に開かれた、写真・映像文化への入口となる美術館
- ② 身近な写真・映像文化から未来へ継承する価値へと導く美術館
- ③ 写真・映像文化の普及と新たな創造を支援する美術館
- ④ 写真・映像文化の拠点として国内外に貢献する美術館
- ⑤ 横断的な視点から映像文化を捉え、表現文化の拠点となる美術館

2. 達成目標

① より広く都民に開かれた、写真・映像文化への入口となる美術館

幅広い分野、新たな切り口の展覧会を開催するなどして、誰もが気軽に来館し、魅力的な体験を得られる機会を提供していきます。また、企業、団体、ボランティア等の参画、クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョーの取組も継続し、より広く都民に開かれた、写真・映像文化の入口となる美術館を目指します。

② 身近な写真・映像文化から未来へ継承する価値へと導く美術館

写真・映像に関する専門的知識の有無に関わらず、誰もが楽しみながら作品を鑑賞し、未来へ継承すべき視覚文化についての気づきを得て、日常生活へ還元できるような体験へと導きます。

③ 写真・映像文化の普及と新たな創造を支援する美術館

写真・映像文化の専門美術館としての知見と資源を生かしながら、美術館での体験を通じ、写真・映像の技法や表現に関する理解を深めるとともに、作品鑑賞にとどまらず、「創作・発表・学びの場」をサポートするなど新たな文化創造を支援する刺激のある場とします。

④ 写真・映像文化の拠点として国内外に貢献する美術館

国内外の美術館、教育機関、企業、地域等との連携を深めながら、写真・映像文化の拠点としての役割を果たし、写真・映像文化の持続的な発展に寄与していきます。

⑤ 横断的な視点から映像文化を捉え、表現文化の拠点となる美術館

写真・映像・映画分野との連携を深め、横断的な視点から映像文化を捉え発信するとともに、若手クリエイター等の育成のため、発表の機会や議論の場を提供していきます。

年間観覧者数基準値を40万人とし、指定管理期間において、より開かれた美術館等達成目標に向けて取組を進め、さらなる来館者数の向上を目指します。

【評価指標の例】年間観覧者数 40万人

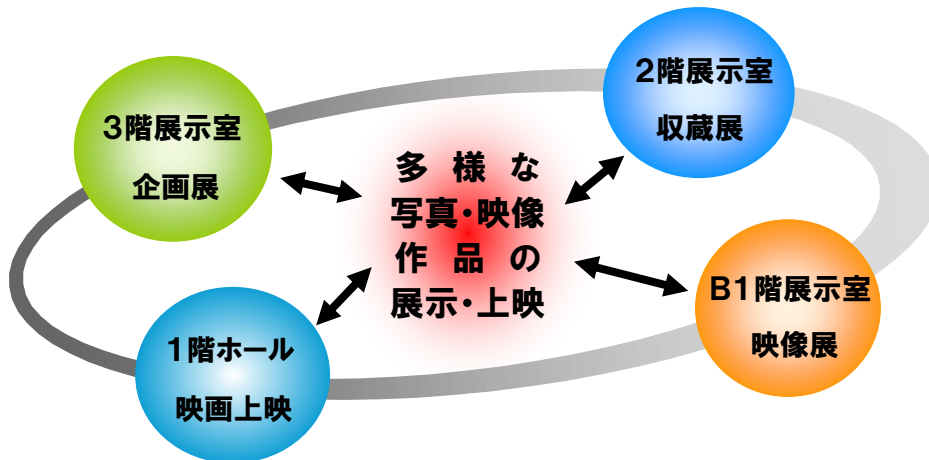
提案課題2 「管理運営の基本方針」 1 管理運営の基本方針と達成目標について (2) 館の機能の総合的な発揮

1. 館の機能の総合的な発揮

「ミュージアム・コンプレックス」の考え方にに基づき、複合的な施設機能を多様な事業で活用・交差させることにより、総合的な魅力を発揮し、来館者の満足度を高めてまいります。

(1) ミュージアムコンプレックスの実現

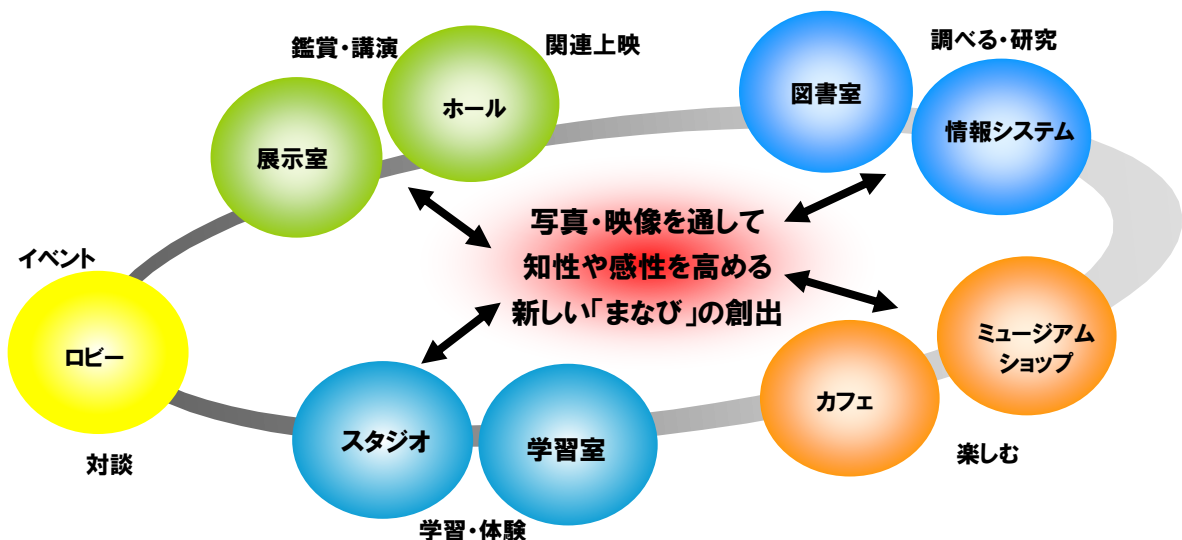
ミュージアムコンプレックスとは、シネマコンプレックスから発想を得た考え方で、当財団は、多様なジャンルをもつ写真や映像芸術において、来館者の嗜好にいずれか一つは応えられる展覧会を提供できるよう、施設がもつ3つの展示室や1階上映ホール等を最大限活用し、様々な展覧会等の開催を目指しています。



(2) 施設機能の相乗効果による新たな「まなび」の空間の創出

3つの展示室やホールに加え、写真・映像に関する図書資料を取り揃えた図書室や、体験型ワークショップ等を実施するスタジオ、展覧会カタログや関連グッズを販売するショップ、カフェでのひと時など、新たな「まなび」の空間を創出します。

また、施設の複合機能を活用し、展覧会と図書室、ホール、ショップなどを展覧会のテーマに沿って連動させてまいります。例えば、展覧会と連動したテーマで図書資料を充実させるとともに、作家のドキュメンタリー映画の上映、加えて作品に関連したグッズをショップで販売するなど、展覧会に紐づく構成で事業を展開してまいります。



提案課題2「管理運営の基本方針」 1 管理運営の基本方針と達成目標について

(2) 館の機能の総合的な発揮

(3) 館の施設設備の基本機能

1. 「鑑賞する」ためのスペース

1階ホール、2階展示室、3階展示室、地下1階展示室及びこれらの附帯施設を活用し、来館者が展覧会や映画を堪能できるスペースを確保します。なお、これ以外にも、2階及び3階のロビーを活用し、適宜、展覧会に関連するイベントを行うなど、一体的に活用してまいります。

2. 「学ぶ」ためのスペース

4階図書室では、約10万9千点に及ぶ図書・資料を備え、写真・映像に関心を深めるためのスペースを提供してまいります。なお、その他、3階、図書室内に、資料検索システム端末を設置し、来館者の調査研究需要に対応します。

3. 「体験する」ためのスペース

1階スタジオや地下1階学習室でワークショップを開催し、写真・映像について体験しながら学ぶ機会を提供することにより、写真・映像文化の裾野を広げていきます。

4. 「楽しむ」ためのスペース

2階ミュージアムショップや1階カフェのスペースと連携し、開催中の展覧会や映画に関連した商品を販売していくとともに、展覧会前後のくつろぎのスペースを来館者に提供していきます。

5. 収蔵作品のためのスペース

良好な状態で美術館を管理運営するためのスペースを確保し、貴重な作品の収蔵や来館者サービスのマネジメントを行ってまいります。

(4) 来館者の視点に立ったサービスの充実

質の高い写真・映像表現の展示を多くの都民に提供していくため、ビジネスマンの鑑賞機会を確保できるよう、平日木曜日・金曜日の夜間開館を引き続き実施してまいります。

また、障害者や高齢者・子供など誰に対しても良好なサービスを提供できるよう、施設のバリアフリーはもとより、事業においても対応できるよう努めてまいります。また、子育て世代の鑑賞機会を提供するための託児サービスなど、潜在的な来館者ニーズにも応えてまいります。

(5) 館の魅力を活かした企業からの支援

写真美術館の事業にご賛同いただける企業から引き続きご支援をいただけるよう、館の魅力向上を図るとともに、綿密かつ丁寧な資金調達(ファンドレイジング)を行ってまいります。

提案課題2「管理運営の基本方針」 1 管理運営の基本方針と達成目標について
(3)「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

次期指定管理期間において、「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」に掲げられたビジョン・戦略を踏まえ、財団全体で推進する以下の取組に関して、各館のこれまでの豊富な実績や、財団本部におけるアーツカウンシル東京の企画機能を活用しながら、都立文化施設一体となって、事業を推進することで東京都の文化政策の実現に貢献していきます。

写真美術館では、特に取組1、取組2、取組5、取組6を推進していきます。

取組1 あらゆる子供に芸術文化の体験を提供し、芸術文化で子供の個性を引き出す

《都の方向性》

- ・芸術文化で子供の個性や多様性を引き出す(【2050東京戦略】戦略15-1.)
- ・キッズ・ユース・プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略1プロジェクト3)

取組2 芸術文化の力で人々のウェルビーイング及び共生社会を実現

《都の方向性》

- ・誰もが芸術文化を楽しめる環境づくり(【2050東京戦略】戦略15-1.)
- ・だれもが文化でつながるプロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略1プロジェクト2)

取組3 芸術文化のハブ機能の構築に貢献

《都の方向性》

- ・芸術文化のハブ機能を構築(【2050東京戦略】戦略15-1.)
- ・アート・ハブ・プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略3プロジェクト7)

取組4 総合的な国際文化芸術祭との連携

《都の方向性》

- ・東京のアートシーンを世界に発信(【2050東京戦略】戦略15-1.)
- ・アート&エンターテインメント・プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略2プロジェクト6)

取組5 都立文化施設の運営におけるデジタル技術の活用

《都の方向性》

- ・都立文化施設の収蔵品等のデジタル化やオンラインによる活動紹介など、多様な形態での鑑賞体験を提供(【2050東京戦略】戦略15-1.)
- ・スマート・カルチャー・プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略2プロジェクト4)

取組6 アーティスト・担い手を支援するためのプログラムの実施

《都の方向性》

- ・アーティスト・クリエイターを育成(【2050東京戦略】戦略15-2.)
- ・アーティスト・ステップアップ・プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略4プロジェクト9)
- ・担い手育成・支援&創作環境向上プロジェクト(【東京文化戦略2030】戦略4プロジェクト10)

取組7 アートとデジタルテクノロジーを通じて、人々の創造性を社会に発揮する

《都の方向性》

- ・創作環境を多面的に向上(【2050東京戦略】戦略15-2.)
- ・スマート・カルチャー・プロジェクト(シビック・クリエイティブ・ベース東京[CCBT])(【東京文化戦略2030】戦略2プロジェクト4)

取組8 江戸文化の魅力発信

《都の方向性》

- ・江戸から続く歴史・文化の発信(【2050東京戦略】戦略15-3.)

提案課題2「管理運営の基本方針」 1 管理運営の基本方針と達成目標について (3)「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

取組1 あらゆる子供に芸術文化の体験を提供し、芸術文化で子供の個性を引き出す

《都の方向性》

- ・芸術文化で子供の個性や多様性を引き出す（【2050東京戦略】戦略15-1.）
- ・キッズ・ユース・プロジェクト（【東京文化戦略2030】戦略1プロジェクト3）

財団全体では、アーツカウンシル東京に立ち上がった「東京こども芸術文化プラットフォーム『TOKYOカルチャーデビュー』」のもとで、館が実施してきた取組を一層充実させ、子供に関わる社会課題により包括的に対応していくための体制を整備し、都の政策と連携して取り組んでいきます。この取組によって、これまで芸術文化に触れる機会の少なかった子供たちも含めて、より多くの子供たちへ体験機会を提供します。

写真美術館では財団全体の方針を踏まえて、以下のとおり取り組みます。

（１）実施方針

写真美術館では、作品との出会いにより児童・生徒の豊かな体験学習を促す、多彩なスクールプログラムや、小学生とその保護者が一緒にご参加いただけるファミリープログラム、「子供の居場所づくり」を目的としたプログラムを実施します。

制作・表現の活動と作品鑑賞を通して、写真と映像の仕組みに触れることで、子供たちの発見や思考を深め「生きる力」をはぐくむことを促すプログラムをご用意しています。

（２）具体的な取組例

●スクールプログラム（「提案課題3-7」記載）

小・中・高等学校の授業、部活動、大学の授業等と連携し、来館する学校団体向けのプログラムを実施します。教員を対象として写真・映像を活用した授業の研修会を実施します。また来館することができない学校を対象にアウトリーチ活動を行います。

●ファミリープログラム（「提案課題3-7」記載）

子供、10代の青少年が写真・映像について創造的な関心を持ち、また写真・映像メディアを通して感性を豊かに育てることができるように実技と鑑賞の両面から体験的な「まなび」の機会を提供します。家族層を対象に大人と子供がともに能動的な「まなび」を体験できる機会を創出します。

●放課後の子供の居場所づくりプログラム（「提案課題3-7」記載）

小・中・高校生を中心にどなたでも自由に過ごせる居場所「いどりぶれいす」を行います。プログラムを楽しむのはもちろん、友達と楽しくおしゃべりをしたり、ひとりで静かにリラックスしたり、本を読んだり勉強したり、その日の気分に合わせて思いのままに過ごせるオープンスペースを提供します。



提案課題2「管理運営の基本方針」 1 管理運営の基本方針と達成目標について (3)「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

取組2 芸術文化の力で人々のウェルビーイング及び共生社会を実現

《都の方向性》

- ・誰もが芸術文化を楽しめる環境づくり（【2050東京戦略】戦略15-1.）
- ・だれもが文化でつながるプロジェクト（【東京文化戦略2030】戦略1プロジェクト2）

財団全体では、2050東京戦略における「人々のウェルビーイングの実現」および「共生社会の実現」に向けて、芸術文化の力やリソースを拡充し、活用するプロジェクトである「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」を推進します。2025年までのアクセシビリティ向上のための対応（文字情報、音声ガイド、触察ツール、センサリーフレンドリー、やさしい日本語の活用など）の基盤整備をもとに、居場所・コミュニティ・ウェルビーイングの追求のアプローチで上記の二つの実現をめざします。

2025年までの基盤整備を維持、更新し持続しつつ

都立文化施設が、

- ▶誰もが年齢や国籍、障害のあるなしを意識することなく
- ▶自分が自分らしくいることができ
- ▶芸術文化の豊かさを享受する場となり
- ▶芸術文化を通してコミュニケーションが生まれ、コミュニティに参加できる場

となることを新しい**誰もが芸術文化を楽しめる環境**と捉え、創出していきます。

写真美術館では財団全体の方針を踏まえて、以下のとおり取り組みます。

（１）写真美術館における基本方針

写真・映像のアートを通じ、多様な人々が互いに異なる他者として出会い、感じ、考える機会を創出することを目指します。身体機能や認知の特性、属性や背景、立場の違いにかかわらず、また、アートの受け手・作り手・届け手のいずれにも開かれた文化的アクセスの場となるよう、「インクルーシブプログラム」や参画プログラム・担い手育成などの取組を継続して進めていきます。

（２）展開例

・情報保障

誰もが等しく情報にアクセスできる環境を目指し、展覧会のギャラリートークを手話通訳付きで行うほか、手話解説動画の制作と配信、多言語・やさしい日本語による案内物の整備を進め、聴覚障害者、視覚障害者、日本語が第一言語ではない来館者を含む多様な人々が、必要とする情報にアクセスし、展覧会やイベントに安心して参加できる体制を強化していきます。

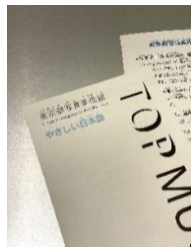
・障害等の当事者の参画による環境整備・プログラム

「ことばの案内」の制作やウェブサイトのアクセシビリティ改善、災害時の避難誘導手引きの共同検討、当事者が参画するワークショップやデバイスを用いた鑑賞体験など、多様な感覚や視点を反映したインクルーシブな環境づくりを進めます。さらに、アテンドボランティアによる鑑賞サポートなど、当事者の声を継続的に取り入れる仕組みを整え、より実効性の高い取組へと発展させていきます。

・アクセシビリティ対応のできる担い手の育成

多様な来館者に適切に対応できる人材育成を目的に、職員・ボランティアを対象とした研修を実施します。職員向けには、カラーユニバーサルデザイン、やさしい日本語、災害時の要支援者対応、盲ろう者のコミュニケーション理解などの研修を行い、実践的な知識と視点を深めます。ボランティア向けには、発達障害の特性理解やろう文化・盲ろうの体験を含むバリアフリー研修を実施し、これらの取組により、アクセシビリティに配慮した対応ができる担い手を継続的に育成し、館全体の受け入れ体制の強化につなげていきます。

※ 上記以外の取組詳細は、「インクルーシブプログラム」に記載



提案課題2 [管理運営の基本方針] 1 管理運営の基本方針と達成目標について
(3)「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

取組5 都立文化施設の運営におけるデジタル技術の活用

《都の方向性》

- ・都立文化施設の収蔵品等のデジタル化やオンラインによる各館の活動紹介など、多様な形態での鑑賞体験を提供（【2050東京戦略】戦略15-1.）
- ・スマート・カルチャー・プロジェクト（【東京文化戦略2030】戦略2プロジェクト4）

財団全体では、「誰もが、いつでも、どこでも芸術文化を楽しめる環境」の実現に向けて、デジタル技術の活用による文化資源の国際的な発信を推進する「TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト」に取り組みます。AIやXR等の技術を活用し、実空間をデジタル上で可視化・分析することで、文化資源の多分野での活用を促進します。これを通じて、リアルとデジタルが融合した新しい文化体験の創出を目指します。

都立文化施設7館で、3つの施策である「文化資源のデジタルアーカイブを整備・拡充」、「デジタル技術を活かした新たな鑑賞体験の創出」、「都立文化施設の魅力をオンラインとオフラインで発信」に基づき、以下5つの活動を一体的に実施することで、「TOKYOスマート・カルチャー・プロジェクト」を推進し、より効果的な情報発信と来館者の体験価値の向上に取り組みます。

●文化資源の公開 ●アーカイブの推進 ●国際的な連携 ●教育分野との連携 ●産学官連携

写真美術館では、「文化資源の公開」「アーカイブの推進」「国際的な連携」「教育分野との連携」「産学官連携」を推進することで、東京都の政策実現へ向けて取り組みます。

展開例

＜文化資源のデジタルアーカイブを整備・拡充＞

- ・文化資源の公開、アーカイブの推進

財団本部が運用する東京都立博物館・美術館収蔵品検索「Tokyo Museum Collection (ToMuCo)」の継続展開、著作権許容範囲の高精細画像活用の調査。財団内連携した東京都コレクションの普及拡大。

- ・国際的な連携

ニューヨーク近代美術館、ポンピドゥーセンター、テート・モダン等との継続したデジタルアートのデータ移行等の研究連携

アジアの連携については「提案課題7(1)」記載

- ・教育分野との連携

主に国内大学等、研究機関とのデジタル技術を活用した連携普及事業開催

- ・産学官連携

写真・映像関係企業・団体との連携事業

先端技術、写真光学に基づく誘致展、講演会、ワークショップ等

その他の事業連携については「提案課題7(2)」記載

＜都スマカルと連携・オンライン×オフライン展覧会＞

都スマカル連携で奈良女子大がテクノロジーを駆使して複製・生成した収蔵作品を現物の作品と共に展示。ToMuCoを活用したオンライン展覧会も併設し、ハイブリットな構成を展開。

東京都写真美術館 **収蔵品検索/Search the Collection** ? この画面について/Outline

条件を入力して検索する **作家 氏名で検索する**

Enter condition to search Search by artist list

✕ f i o p

キーワード/Keywords

作品名/Title ▶ 部分/Partial Match ○ 完全/Exact match

作家名/Artist

制作年/Date ~

技法/Technique
(複数選択可)

ダゲネタイプ/Daguerrotype

カリソリノグラフィ/Collageの半版(白と黒)印刷/Salted paper print from calotype negative

プロットタイプ/Plototype / アンソタイプ/Tintype 塩化(白と黒)印刷/Salted print

銅板画/Aluminum print リンタイプ/Linotype ヴィタラ/信託/Platinum print



東京都写真美術館 収蔵品検索

東京都コレクション展示風景

国際シンポジウム

事業者名・団体名 公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題2「管理運営の基本方針」 1 管理運営の基本方針と達成目標について (3)「2050東京戦略」及び「東京文化戦略2030」の実現に向けた取組

取組6 アーティスト・担い手を支援するためのプログラムの実施

《都の方向性》

- ・アーティスト・クリエイターを育成（【2050東京戦略】戦略15-2.）
- ・アーティスト・ステップアップ・プロジェクト
（【東京文化戦略2030】戦略4プロジェクト9）
- ・担い手育成・支援&創作環境向上プロジェクト
（【東京文化戦略2030】戦略4プロジェクト10）

財団全体では、施設間連携やキャリアアップのための体系的なプログラムを構築し、東京から国内外で活躍するアーティストを継続的に輩出するため、中長期的な視点でアーティストが活動できる支援体制を構築していきます。都立文化施設の専門性を活かした支援プログラムを整え、幅広い支援を行っていきます。

また、芸術文化を支える担い手に関しても体系的な支援プログラムを整備し、社会的ニーズに対応した専門人材を養成していきます。

写真美術館では、アーティスト支援の取組として「新進作家の制作発表の舞台提供」を行っていきます。また、担い手支援の取組として「博物館実習」、「インターンシップ」、「大学等教育機関との連携、人材派遣」、「教員対象の美術館見学体験会、授業の提案」、「ボランティアの育成と活動の場の提供」を実施していきます。「写真・映像文化を支える人材の育成」ということを幅広く捉え、学芸員等の専門家だけではなく、一般の方々まで含め対象に応じた育成活動を展開していきます。

具体的な取組に関しては、「提案課題3-9 人材の育成について」に記載しています。



提案課題2〔管理運営の基本方針〕 2 国内外の施設等との連携の取組(ネットワーク化の推進)について		
1. 実施方針		
国内外の写真・映像コレクションを収蔵する美術館等施設と連携し、展覧会、映像祭等を開催する。 また、当館学芸員、レジストラー、専門員等が専門分野の知見を提供することで、ネットワーク化を推進し、中・長期的な連携体制を構築する。		
2. 具体的な取組		
連携先	連携の取組	展開例
海外	最前線の海外作品紹介と優れた日本の作品の海外展開による、東京の文化的国際プレゼンス向上	
	展覧会等の協力や共同企画、国際的調査の実施	○展覧会 「アジア・コンテンポラリー展」の調査、協力 三影堂撮影芸術中心(中国)、ハンミ美術館(韓国)、メルボルン大学(オーストラリア) ユージン・スミス等、現代フォトジャーナリズムに関する展覧会の調査、センター・フォー・クリエイティブ・フォトグラフィー、アリゾナ大学(アメリカ) イタリア現代作家展に関する調査、ルイジ・ギッリ財団(イタリア)、レッジョ・エミリア市立博物館(イタリア) ○「恵比寿映像祭」の作品調査 「ニューヨーク映画祭」(アメリカ) 「全州映画祭」(韓国) 「シンガポール国際写真祭」(シンガポール) 「アジア・パシフィック・トリエンナーレ」(オーストラリア) 「台北ビエンナーレ」(台湾)
	世界の美術館・団体、作家や研究者との連携強化	・作品貸借 ・国際会議や美術展等参加・協力 ・国際シンポジウム等開催 ・研究者やインターン受入 ・海外広報 ・コンサルタント業務他
国内	わが国唯一の写真・映像の専門美術館として、他館への協力等、センター的役割の実施	
	展覧会等の協力や共同企画・国内巡回展実施	○展覧会 TOPコレクションの研究連携、国立大学法人大阪大学人文学研究科 重点収集作家個展、国立国際美術館、他 ミドルキャリア作家個展、熊本市現代美術館、他 現代映像作家個展、金沢21世紀美術館、他 ○審査員、委員等(写真／映像に関するコンサル業務等) 文化庁、国立近代美術館、横浜美術館、広島市現代美術館、鳥取県立美術館、北海道東川町、日本写真保存センター、他
	関係機関との連携強化	・作品貸借 ・共同企画 ・研究者受入 ・写真・映像についての調査協力
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団	

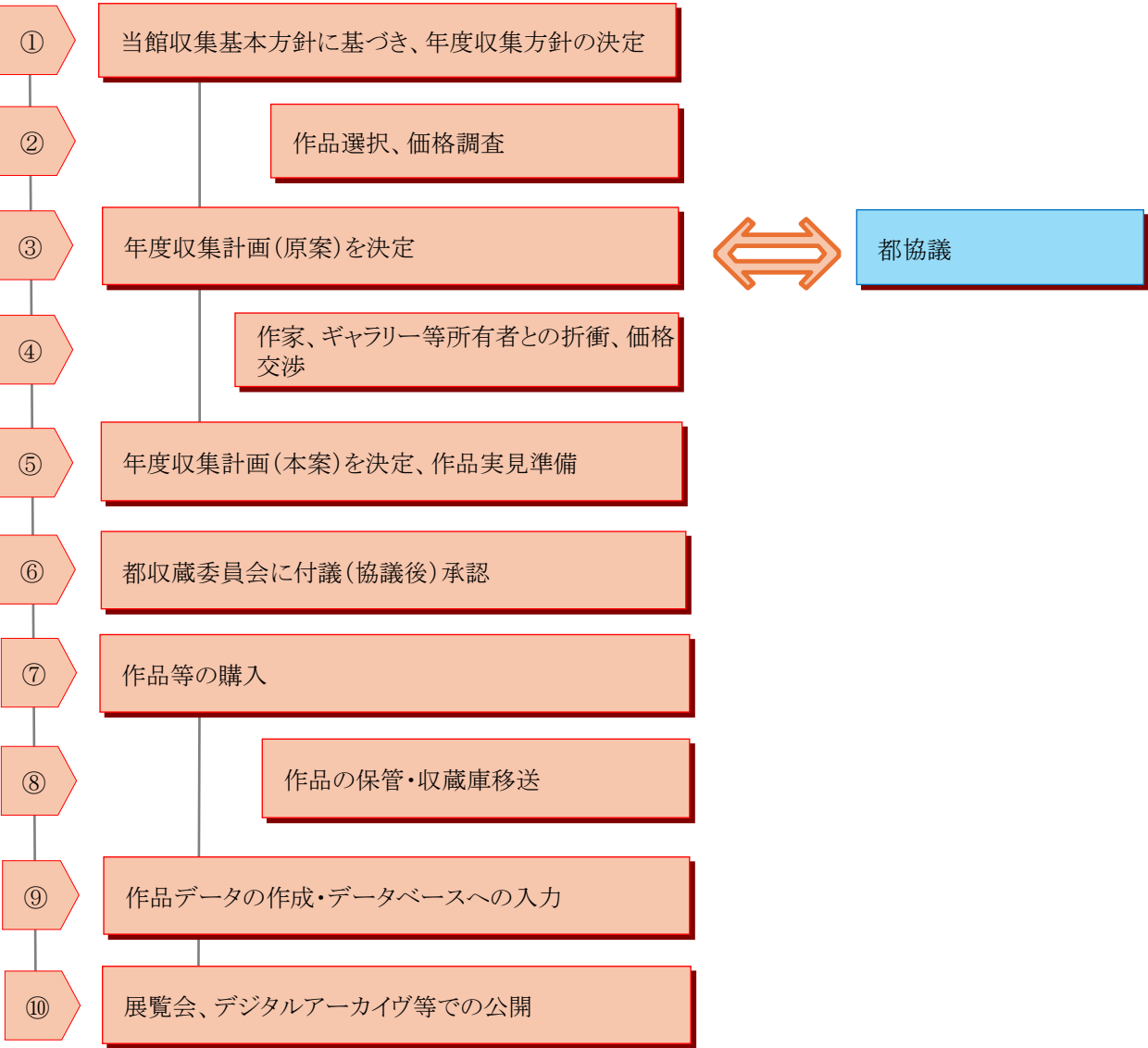
提案課題2〔管理運営の基本方針〕 2 国内外の施設等との連携の取組(ネットワーク化の推進)について		
連携先	連携の取組	展開例
都内	写真・映像を通し、学校やマスコミ、在外公館等との連携により芸術文化都市東京の発信力強化	
	都内小中高校、大学との連携	都内学校機関へのスクールプログラム(制作・鑑賞・図工、美術教員のための研修会)周知、開催、ボランティア、子供のためのワークショップの開催
	在外公館、在日大使館、マスコミ等々の連携	大使館等の後援、協賛による展覧会の実施、講演会、作家招聘、マスコミ主催による誘致展の共催、プレスツアー、記者懇談会の実施
	THE TOKYO PASS	東京の都立・国公立・私立の文化施設へ入場できるインバウンド向けの周遊パスに加盟し、東京を訪れる外国人観光客へ芸術文化を鑑賞する機会を提供します。
	東京・ミュージアム めぐるっとパス	都内及び近県的美術館・博物館等の共通入場券、割引券である「めぐるっとパス」に参加し、より多くの方に来場いただけるよう周知を図ります。
地域	地域に根ざし、商業施設や文化施設と協働することによる写真・映像を通した地域の活性化	
	恵比寿映像祭 (地域連携プログラム)	恵比寿ガーデンプレイスセンター広場での展示等、近隣文化施設及び民間の協力企業、協力団体との連携及びフェスティバル連携(恵比寿・渋谷・六本木)他
	地域文化拠点形成事業	地域自治体等との協働、テロ対策など地域の防災拠点としての機能強化
財団内	財団本部による運営基盤強化と、各館事業との効果的な連携	
	都立美術館・博物館との連携事業	収蔵品調査等の相互研究、各館収蔵品を活用した展覧会の開催、シンポジウム、講演会等の会場の提供
	Welcome Youth事業	若年層が自らの意思で芸術文化に触れ、文化に親しむきっかけを創出するため、18歳以下を対象として、春休みの時期に都立文化施設で一体的に無料招待等を行います。
	パートナーシップ事業	都内及び近隣の大学等を対象に会員制度を設けることで、大学生や専門学校生等の若者や、教職員等の教育関係者が都立文化施設を気軽に活用し、芸術に触れる機会を提供します。
	サマーナイト・ミュージアム	都立の美術館・博物館で一体的に開館時間を延長し、期間中に、ロビー等で都立の東京文化会館や東京芸術劇場と連携したコンサートを開催することで、東京のナイトタイムエコノミー活性化に貢献します。
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団	

提案課題3 [事業に関する業務] 1 作品・資料の収集について	
開館以来、積み上げてきた調査・研究成果に基づき、良質な作品をより効率的かつ効果的に収集し、わが国の写真・映像文化に寄与する収集事業を展開していきます。また、収集作品については、展覧会事業により、広く都民に公開します。	
1. 実施方針	
19世紀に発明された写真術は、単なる記録媒体にとどまらず、芸術やジャーナリズム、思想の伝播などに大きな役割を果たし、また、私たちの視覚感覚をも変えてきました。映像も同様です。こうした写真・映像表現の多様な歩みから今日の表現までを、将来にわたって都民への鑑賞する機会をつくるために、良質で、重要な作品を継続的に収集していきます。 「収集の基本方針」に基き、収集を進めており、期間を定めて重点的に収集すべき作家の作品を収集するため、重点収集作家の設定を第1期から行っています。現在は平成30年度に設定した「第3期重点収集作家」を中心に事業を進めています。 映像を含めた方針の詳細は以下の通りです。	
【写真部門】 (1) 収集の基本方針に則り、写真美術館コレクションをより充実させる。 (2) 黎明期の写真のように、希少価値のある作品を積極的に収集する。 (3) 写真史において重要な役割を果たした歴史的作家の作品を体系的に収集する。 (4) 1980年代以降に評価の定まった作家作品を充実させる。 (5) 「日本の新進作家展」で取り上げた作家や主要な国内外の賞を受賞した作家、国内外の主要美術館における展覧会で取り上げられた作家など、若手作家の作品を収集する。 (6) 写真美術館の展覧会(自主展、収蔵展)で取り上げた作家の作品を収集する。 (7) 重点収集作家の作品 ●第1期重点収集作家(17人)[平成元年～17年度] ●第2期重点収集作家(21人)[平成18年～平成29年度] 荒木経惟 石内都 オノデラユキ 北井一夫 北島敬三 小山穂太郎 佐藤時啓 篠山紀信 柴田敏雄 杉本博司 鈴木清 須田一政 高梨豊 田村彰英 畠山直哉 深瀬昌久 古屋誠一 宮本隆司 森村泰昌 やなぎみわ 山崎博 ●第3期重点収集作家(14人)[平成30年度から概ね10年間] 江成常夫 尾仲浩二 金村修 川内倫子 鬼海弘雄 鈴木理策 瀬戸正人 鷹野隆大 長島有里枝、 ホンマタカシ 松江泰治 宮崎学 本橋成一 米田知子 ※第2期より、重点収集作家の選定、及び収集基準を以下に定めています。 ①日本を代表する作家であること ②国内外で評価が高いこと ③日本の写真の一分野を代表する作家であること ④国内外の主要美術館で作品が収集され個展が開催されていること ⑤現在おおよそ40代、50代、60代の作家を目安にする ⑥収集にあたっては、現在の収集予算および市場の高騰を鑑み、購入及び寄贈により約200点の収蔵を目指す ⑦重点作家については、国内外の写真・美術の動向を鑑み随時見直しをする	
【映像部門】 (1) 映像文化史の成り立ちをたどる重要な作品・資料を系統的に収集する。 (2) 各映像ジャンルの代表的な映像資料、および芸術価値の高い作品を収集する。 (3) 技術的創意に富んだ先験的な映像資料および作品を収集する。 (4) 写真美術館の展覧会(自主展、映像展、恵比寿映像祭)で取り上げた作家の作品を収集する。 (5) 日本およびアジアの映像文化史、代表的な現代映像作家・作品調査を進め、体系的に収集する。 *資料には、文書・書籍、機材装置、模型、復元資料(レプリカ)等を含む。 *対象映像ジャンルには、各種の光学装置、アニメーション、ドキュメンタリー、実験映画、エクスパンデッド・シネマ、ビデオ・アート、ビデオ・インスタレーション、3D映像、メディア・アート、コンピュータ・グラフィクス、インタラクティブ・アート、インターネット・アート等を含む。またジャンルの壁を超え、領域横断的な新たな表現を提示した先駆例についても対象とする。 *保存媒体や再生機材の劣化・衰退などによりオリジナル媒体による保存継承が難しい作品については、修復や媒体変換等をあわせて行うことにより収集を可能とする。	
【調査研究・成果】 (1) 展覧会準備進行中の作品等を系統的に収集する。 (2) コレクションを多様な視点から俯瞰して、補強・補整すべき点を調査研究し、ジェンダーバランス、地域バランス等の視点を収集に結実する。	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 1 作品・資料の収集について

2. 作品収集の流れ

作品収集については、以下の流れに沿って行います。



提案課題3 [事業に関する業務] 2 作品・資料の分類整理、記録及び保管等について

1. 写真作品・資料の管理

貴重な都民の財産である作品・資料を次世代に引き継ぐため、学芸員、レジストラ、保存科学専門員が連携し、作品及び環境保全に取り組めます。積極的な展覧会等での公開、国内外美術館への適切な貸出、研究者への調査対応を行いながら、劣化を極力避けるための作品・環境保全を行うとともに、常に作品状態を把握するための分類整理や、棚卸を含めたシステムを構築し、必要に応じた修復などを実施しながら、適切な管理を行います。

(1) コンディションを含めた作品情報の確認

収集した作品は、一点ごとにコンディションをチェックし、作品情報を確認します。

①

コンディション・チェック

傷や歪みなどの状態チェック、プリント寸法・イメージ寸法採寸、作品付属物、署名位置・内容・筆記用具、展示条件、貸出閲覧可能性のチェック等

②

作品情報・チェック

作家名、作品名、シリーズ名、制作年、制作地、ヴィンテージかモダンかプリントの判別、プリント種別、技法、価格や条件など収集時の情報、著作権情報他。

③

作品は写真作品・写真作品資料/その他収蔵品・映像作品資料に分け、資料番号を付与し、技法やサイズ・額装の有無等によって分類し、収蔵庫内における所在場所を決定して保管します。

④

保管する際には、ISO 18916に基づいて写真画像保存適性試験を実施し、適格と認めた写真保存用包材を用いてマッティング処理を行い、保存箱に収納し、バーコードを出力・印字し、作品とともに管理します。映像作品のうち、映像装置、立体作品、大型レプリカ等については、材質に応じ適切な保存用包材・クレート等で保護管理します。各種動画については、オリジナル媒材の他に、データをデジタル・アーカイブに保存します。

⑤

作品のコンディションは展覧会や貸出時ごとにチェックするだけでなく、特に不安定な作品については定期的にチェック、調査し、また、棚卸しを計画的に行います。

(2) 保管・修復

写真や映像作品は、絵画などに比べ化学変化を起こしやすい材料で制作されています。わが国では美術館での写真や映像の保存経験は浅いですが、現在では、保存に関するJIS規格が制定され、この規格に準じて保存環境を整備しています。さらに先行している欧米の美術館の技術や方法から学ぶとともに、独自の調査研究を行い、必要な修復、棚卸し、清掃等を行い、永く後世に伝えることを目指しています。

①

保存条件および保存容器は、原則としてJIS K7642「写真－写真印画の保存方法」、JIS K7644「写真－現像処理済み写真乾板－保存方法」、JIS K7645「写真－現像処理済み写真フィルム、乾板及び印画紙－包材、アルバム及び保存容器」を基準としています。

②

展示室と収蔵庫との温湿度差により作品が損傷しないよう、展示室との連携にも配慮した保存条件を設定しています。

③

写真作品以外の資料も写真に準じた保存条件としますが、特別な条件を必要とする資料については調湿剤等を使い対処します。

④

特に、ゼラチン・シルバー・プリントや顔料を使用した作品と比較して、保存性が不安定であるカラー作品については、恒常的に低温で保存します。

⑤

写真収蔵方式と収蔵庫および作業室・展示室・書庫の温湿度設定は以下の表のとおりです。

5℃・40±5%RH	特別収蔵庫C	カラーネガフィルム、カラーポジフィルム、白黒フィルム等、写真および映像フィルム全般
10℃・45±5%RH	特別収蔵庫B	オートクローム、ダイトランスファー・プリント、銀色素漂白方式印画、拡散転写方式印画等の染料を使用した作品、発色現像方式印画、ゼラチン乾板
20℃・50±5%RH	特別収蔵庫A、 第一収蔵庫A・B、 第二収蔵庫、書庫、 外部収蔵庫(写真・映像)	ダゲレオタイプ、カロタイプ、単塩紙、プラチナ・プリント、サイアノタイプ、アンプロタイプ、ティンタイプ、鶏卵紙、ゴム印画、カーボン印画、三色カーブロ印画、フォトグラビア印刷、ウッドベリータイプ、コロタイプ印刷、インクジェット・プリント等の顔料を使用した作品、書籍、映像資料
23℃(夏)、22℃(冬)・ 50±5%RH	作業室	作品の額装等
24℃(夏)、22℃(冬)・ 50±5%RH	展示室	展示作品

提案課題3 [事業に関する業務] 2 作品・資料の分類整理、記録及び保管等について

2. 映像作品のデジタルアーカイブ他

作品のオリジナル媒体の劣化による作品の滅失を回避するとともに、映像メディアの将来的な変化に備えるため、4階収蔵庫内に設置したデジタルアーカイブ用端末に、映像作品のデジタル・データおよび作品のメタデータを記録保管します。これにより、オリジナル媒材を損なうことなく、調査研究目的での視聴を可能にします。

- ①

デジタル素材 PRO Res 422HQ もしくは非圧縮ファイル(アーカイブファイル)→LTO* に保存。
※アナログ素材は、地下映写室にてデジタル変換作業を行う。
- ②

カタログ化作業 デジタルアーカイブデータベースに作品情報(メタデータ)を記入。
※作品番号だけではなく、各素材に対応したID番号も保持する。
- ③

プレビュー(視聴)用にアーカイブファイルのデータをMPEG-4(H.264)に変換、データベースに読み込む。

*LTO【Linear Tape-Open】=大量のデータを長期的に保管するのに適した磁気テープ記憶装置の規格

3. 外部収蔵庫での保管

作品サイズが開館当時と比べ大型化し、作品の仕様も多様化・複雑化(インスタレーション等)したため、本館の収蔵庫では収納スペースが不足したことから、平成28年度から、外部収蔵庫を借用しながら運用しています。
令和6年度末時点で収蔵作品は38,759点となり、うち25,039点(写真作品21,587点、映像作品3,452点)を本館収蔵庫で、13,720点(写真作品13,657点、映像作品63点)を外部収蔵庫で保管しています。
外部収蔵庫は本館収蔵庫と、同じような厳しい管理条件を満たす場所を確保しています。

- ①

外部収蔵庫の温湿度設定は、館内の特別収蔵庫A、第一収蔵庫A・B、第二収蔵庫、書庫と同様の20℃・50±5%RHに設定します。
- ②

写真系収蔵庫には、主としてゼラチン・シルバー・プリントおよびインクジェット等の大型作品および写真資料を収蔵
映像系収蔵庫には、主として大型作品、展示用レプリカを収蔵
- ③

棚卸、虫害検査・菌類調査、清掃、温湿度管理状況検査は、本館収蔵庫に準じて定期的に行います。
- ④

棚卸しに際し、保存容器や包材のチェックを行い、入替を定期的に行います。
- ⑤

必要な情報システムの回線と操作用端末を庫内に設置し、本館と同様、収蔵作品の整理、作品貸出対応、情報充実(複写も含む)、および本館収蔵庫間移動(収蔵展、プリントスタジオルームなど)など収蔵作品の管理業務を行います。

提案課題3 [事業に関する業務] 2 作品・資料の分類整理、記録及び保管等について

4. 作品・資料の貸出【写真部門】

作品・資料の貸出については、都の定める業務実施要領に基づき、館内部規定を整備し、これに基づき実施します。作品展示条件の整った美術館、博物館等を対象とすることを原則とし、以下の手順で行います。貴重な作品を貸出すため、作品の管理・保存の情報を貸出先と共有するなど、万全の体制で行います。

(1) 手順

- ① 借用申請書の受付(作品貸出日の6ヶ月前まで)
申請書、対象展覧会企画書、借用者及び開催館のファシリティ・レポート等の確認
- ② 作品保管収蔵庫確認(本館 or 外部)、作品の状態、館内での使用と他館への貸出予定、年間展示日数等をチェック、および想定される業務量の算出。また、作品の使用予定・展示計画の審査
- ③ 貸出条件、業務フローなどを申請者と確認・協議し、館内での決裁後、「作品等貸出許可書」を発行します。
- ④ 申請者と担当学芸員の立会いのもとで作品を引き渡します。

(2) 貸出条件

- ① 申請受付は原則として作品貸出日の6ヶ月前までとします。
- ② 貸出の期間は一件の展覧会につき、展示期間は原則として90日以内とします。
- ③ 複数の会場を巡回する場合の展示期間は原則として延べ90日以内とし、貸出期間は110日を上限とします。
- ④ ただし、1. 海外への貸与、2. 写真美術館の企画および他館との共同企画、3. その他館長が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤ 上記③は作品保護のため、年間展示期間として定めているので、既に展示使用された作品や展示予定のある作品および脆弱と判断した作品に関しては、展示期間を指定することがあります。
- ⑥ 額装された状態での貸出を原則とします。(大型作品および作品借用点数が6点を超える場合は実費を請求します)
- ⑦ 点数が20点を超える場合は、申請者の負担により、展示作業に際し、写真美術館学芸員の立会いを必要とします。(海外貸出の場合は、20点以下でも学芸員の展示作業立会いを条件とする場合があります。)
- ⑧ 原則として展覧会の総点数の20%を超える貸出はいたしません。(共同企画、特別協力の展覧会を除く)
- ⑨ 著作権処理については申請者の責任において行います。
- ⑩ 輸送については温湿度管理の整った美術専用車両により、実績ある美術作品取り扱いのトレーニングを受けた美術輸送業者が行います。
- ⑪ 申請者は評価額に対し、借用作品すべてにオールリスクの動産保険に加入します。
- ⑫ 展示及び広報、出版での図版使用における所有者名の表示
- ⑬ 写真原稿の利用申請は、利用の2ヶ月前までとします。
- ⑭ 施設については以下の事項を条件とします。
1)展示室以外に開包および梱包場所の確保。2)写真は照明に脆弱なため、作品への影響を少なくするため、作品ごとの技法・制作時期による当館指定の照度とする。3)展示室及び保管場所における温度、湿度、空気清浄機能を適切に維持するとともに、紫外線および熱線カットした照明の使用。4)24時間有人警備、建物内は禁煙等の防犯、防災体制。5)24時間空調設備の使用。6)温度24℃以下、湿度50±5%で調整し、安定した環境を維持する。7)ケミカルフィルターの装備。

提案課題3【事業に関する業務】 2 作品・資料の分類整理、記録及び保管等について

5. 作品・資料の貸出【映像部門】

作品・資料の貸出については、都の定める業務実施要領に基づき、館内部規定を整備し、これに基づき実施します。基本は写真部門と同様ですが、映像データについては収蔵段階で映像・上映用保存媒体を準備し、これを貸与用に充てるなど、映像作品の特質に応じた安全性の確保を行います。

(1) 手順

- ① 借用申請書の受付(作品貸出日の6ヶ月前まで)
申請書、対象展覧会企画書、借用者及び開催館のファシリティ・レポート等の確認
- ② 作品保管収蔵庫確認(本館 or 外部)、作品の状態、館内での使用と他館への貸出予定、年間展示日数等をチェック、および想定される業務量の算出。また、作品の使用予定・展示計画の審査
- ③ 貸出条件、業務フローなどを申請者と確認・協議し、館内での決裁後、「作品等貸出許可書」を発行する。
- ④ 申請者と担当学芸員の立会いのもとで作品を引き渡す。

(2) 貸出条件

- ① 申請受付は原則として作品貸出日の6ヶ月前までとします。
- ② 貸出の期間は一件の展覧会につき、展示期間は原則として90日以内とします。上映会の場合は、借用期間を30日以内、延べ上映日数の上限を10日以内とします。貸出期間は原則として展覧会・上映会開始前10日以内から終了後10日以内とします。
- ③ 複数の会場を巡回する場合の展示期間は原則として延べ90日以内とし、貸出期間は110日を上限とします。
- ④ ただし、1. 海外への貸与、2. 写真美術館の企画および他館との共同企画、3. その他館長が認めた場合はこの限りではありません。
- ⑤ 上記③は作品保護のため、年間展示期間として定めているため、既に展示使用された作品や展示予定のある作品およびコンディションが脆弱と判断した作品に関しては、展示期間を指定することがあります。
- ⑥ 映像作品はアーカイブ保存用、展示・上映用、プレビュー用の3種類の保存媒体による収蔵を基本としておりますが、作品貸出は、原則として展示・上映用保存媒体によるものとします。(アーカイブ保存用媒体による貸出には応じられません)
- ⑦ ただし著作権者から書面による要請がある場合には、別途協議の上決定します。
- ⑧ 著作権処理については借受者の責任において行います。
- ⑨ 借受者は、貸出担当者と別途協議の上、作品の保存管理上、適切な条件で輸送を行います。
- ⑩ 借受者は評価額に対し、借用作品すべてにオールリスクの動産保険に加入
- ⑪ 借用希望作品点数が10点を超える場合は、展示・上映に際し、申請者の負担により写真美術館学芸員の立会いを必要とします。
- ⑫ 原則として展覧会の総点数の20%を超える貸出はいたしません。(共同企画、特別協力の展覧会を除く)
- ⑬ 展示及び広報、出版での図版使用における所有者名の表示
- ⑭ 写真原稿の利用申請は、利用の2ヶ月前までとします。

提案課題3 [事業に関する業務] 2 作品・資料の分類整理、記録及び保管等について

⑮

施設については以下の事項を条件とします。

- 1) 展示室以外に開梱および梱包場所の確保。
- 2) 映像作品の再生環境－展示・上映にあたっては、別途著作者からの書面による変更許可がない限り、収蔵作品指示書および写真美術館担当者の指示に従い、必要とされる資材と機材を申請者の負担において手配し、オリジナル作品フォーマットと同質の条件を整えた適切な環境を保持する。
- 3) 展示室及び保管場所における温度、湿度、空気清浄機能を適切に維持するとともに、紫外線および熱線カットした照明の使用。
- 4) 24時間有人警備、建物内は禁煙等の防犯、防災体制。
- 5) 24時間空調設備の使用。
- 6) 温度24℃以下、湿度50±5%で調整し、安定した環境を維持する。
- 7) ケミカルフィルターの装備。
- 8) 原則として、営利目的の催事には貸出は行わない。

6. 作品・資料の借受

作品資料の借受については、以下の手順で実施します。

- 1) 調査・事業計画段階で他館・他所蔵者調査を行い、展示する作品資料を確定する。
- 2) 借用条件を確認し、必要な手続きを行う。
- 3) 評価額に基づき、保険を付保する。
- 4) 所蔵者、写真美術館担当者立合いのもと、作品状態調書を作成し、美術専門業者によって各作品資料に適した温湿度で移送。
- 5) 館到着後、各作品資料に適した環境で保管し、借用条件に基づき美術専用業者が展示。
- 6) 展示・保管中は各作品資料に即した定期観測を行う。
- 7) 展示後、作品状態調書を確認し、美術専用業者によって撤収、保管後、借用条件に基づき返却。
- 8) 所蔵先へ到着後、所蔵者、写真美術館担当者立合いのもと、作品状態調書を最終確認し、必要手続きを完了する。

提案課題3 [事業に関する業務] 3 収蔵品の収集・選定、保管、再評価、活用について

1. 実施方針

「都立文化施設運営指針」を踏まえ、財団全体で収蔵資料の収集・保管・活用等の主要課題に関して、以下の通り課題解決に取り組んでまいります。

- (1) 都立文化施設の連携を強化した全館横断型の「東京都コレクション検討会」を設置し、収蔵資料の効率的な収集と収集後の効果的な活用を促進します。
- (2) 今後の収蔵スペースを効率的に確保するため、各館共通の外部収蔵庫の導入・運用を図ります。
- (3) 再評価の仕組みを導入し、教育目的利用等がふさわしい資料は、新たなカテゴリーを設け、保管管理も分け、積極的な活用を図ってまいります。
- (4) 再評価により劣化が著しい等、保存・活用の見込みがないと判断される資料については、「除籍」を検討します。

2. 具体的な取組

(1) 戦略的な資料収集・選定

都立文化施設全体としての戦略的な資料収集・選定を実施すべく、資料収蔵委員会に先立ち各館収集方針に基づいた「東京都コレクション収集活用方針案」を財団本部で作成し東京都へ提案いたします。その後、都が開催する各館収蔵委員会において、実物を確認した上で収集内容・評価額を決定します。

(各館の収蔵委員会等については、各館の提案書をご覧ください。)

① 通年業務: 各館で、収集方針に基づいた収集候補内容の選定、選定候補リストの作成(購入・寄贈等)

(各館収集方針: 江戸東京博物館収集方針・現代美術館収集方針・写真美術館収集方針・庭園美術館収集方針)



② 財団本部が「東京都コレクション検討会」を開催 ※副理事長、総務部長、企画部長、各館副館長等の参加

- ・次年度の「東京都コレクション収集活用方針案」を検討
- ・検討内容は各館の収集方針や次年度収集候補案に基づき事業企画課長会より提案
- ・東京都コレクションの横断的な収集の調整(各館収集候補情報の共有・意見交換、重複等の回避、収集後の活用など)
- ・購入予算の配分や、緊急時の購入引き受けに関する相互調整
- ・コレクション管理体制の確認・課題検討・調整



財団方針案を都へ提出

③ 東京都による各館収蔵委員会等の実施

(2) 効率的な収蔵スペースの確保

今後の収蔵スペースの効率的な確保のため、都立文化施設共通の外部収蔵庫導入を提案します。共通化により、効果的な設備投資や空間活用が可能となります。

また、当館および今後の各施設の将来の改修工事等を見据え、共通の外部収蔵庫導入に向けた収蔵計画の策定を以下の通り、進めてまいります。

- ・共通の外部収蔵庫の管理・運営スキームの検討・調整
- ・各本館収蔵庫と外部収蔵庫の包括的管理を目指し、各館学芸員等の増員を検討
- ・共通の外部収蔵庫における収蔵品の保存と活用のため、専門人材(コンサバター、レジストラ等)の配置を検討
- ・共通の外部収蔵庫導入のための区画整理・改修工事に向けた調整
- ・共通の外部収蔵庫導入後の着実な運用

そのほか、将来的な活用の見込みが薄い寄託資料については、返還を推進します。

提案課題3 [事業に関する業務] 3 収蔵品の収集・選定、保管、再評価、活用について

(3) 再評価の導入と除籍

- ・博物館・美術館の収蔵資料について、都の定める要領に基づき再評価/除籍の手続きを行います。
- ・都と協議の上館内規程を定め、候補資料の選定基準を設定し、運用します。
- ・収蔵資料の再評価及び除籍のプロセスを記録し、保存します。

○再評価の考え方

- ・文化財としての保存よりも教育目的利用等に活用が見込まれる場合
 - ・多数の同資料の所蔵等により、他機関への移管等によって活用が見込まれる場合
 - ・複製品等により、文化財としての価値が認められない場合
 - ・収蔵庫内や他資料に汚染等の悪影響をもたらす場合
 - ・予期せぬ被災等により修復が不可能な状況に陥った場合
 - ・収蔵し続けることが法令等に反する場合(窃盗・略奪・贋作等)
 - ・その他、資料番号の統合(資料管理の効率化、資料効果の質の向上)
- ※活用資料(仮)として積極的な活用

※万が一の災害等の状況にも対応

○除籍の考え方

- ・劣化の著しい、他に悪影響を及ぼす資料等について、除籍及び処分等を当館にて検討します。
- ・除籍の基準については、国内外の動向を踏まえ、関連する学術分野の規範や倫理等を参酌し、都と協議の上設定します。
- ・該当がある場合には候補資料を選定し、学識経験者に意見を聴取します。

(4) 再評価後の資料の活用について

- ・再評価により、教育目的利用等がふさわしい資料は、「長期貸与」「移管」などの区分を設け、積極的な活用を図ってまいります。
- ・具体的には、他機関での活用が見込まれる資料についてリストを作成し、区市町村の博物館や公民館、学校団体等での教育資料としての貸与を促進します。



再評価後資料の活用イメージ
(大島開発総合センター大集会室でのえどはく移動博物館)

提案課題3 [事業に関する業務] 4 作品・資料等に関する情報提供について

(1) 情報システム等による情報の提供

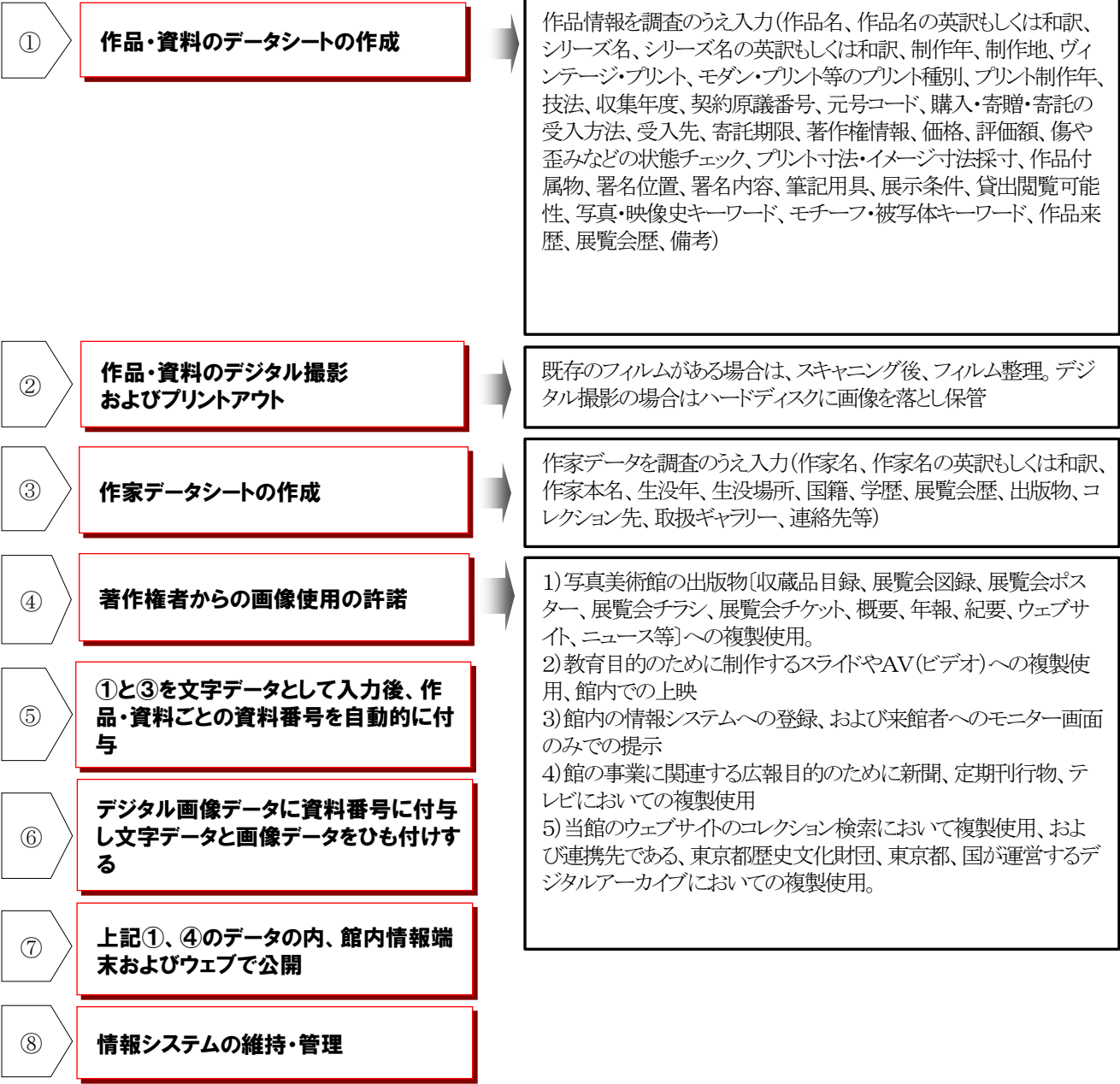
情報システム等による情報の提供

(1) 実施方針

写真美術館には、約3万5千点の写真・映像作品・資料と約10万9千点におよぶ図書、約1,700種類の雑誌が収蔵されています。新たに収蔵された作品・資料・図書のデータは、順次、情報システムに登録します。登録データは業務の基礎資料とするだけでなく、来館者が当館の3階ロビー及び図書室に設けたコンピュータ端末を通して、作品のイメージや作家名、制作年、技法などのデータを手軽に入手できるようにしています。また、当財団の「Tokyo Museum Collection」や美術館のウェブサイトを通じて情報を発信しており、都民等が写真・映像作品、図書に親しみ、手軽にデータにアクセスできるよう工夫しています。

(2) 作品等情報の実施体制

※図書情報システムについては課題3-4(3)に記載



**提案課題3 [事業に関する業務] 4 作品・資料等に関する情報提供について
(2)プリントスタディールームの運営****プリントスタディールームの運営****(1) 運営方法**

研究又は鑑賞のため、所蔵作品等を3階展示室の一部に設けたプリントスタディールームにおける閲覧サービス(以下、「特別閲覧」という。)を実施しています。

①特別閲覧の申請

特別閲覧を希望する利用者には、館内の情報システムで作品を検索していただき、所定の申請書にて閲覧を申請していただきます。申請受付は閲覧希望日の5週間前、閲覧可能日は木曜日とします。1人(または3人以内の1グループ)に対し、1日あたり20点の閲覧を限度とし、閲覧時間は1時間以内としています。

また、申請時には安全上の理由から本人確認を行う場合があります。

②特別閲覧の承認

特別閲覧申請を受けて、該当作品が特別閲覧に供せられるかどうか、作品のコンディションをチェックし、展覧会予定、貸出予定、外部収蔵庫保管状況等を確認した上で、特別閲覧可否を判断し、館内の承認を受け、利用者に特別閲覧の諾否、日程をお知らせします。また、情報システムに特別閲覧の履歴を加え、作品管理情報を共有します。

③特別閲覧の実施

特別閲覧の作品をプリントスタディールームで鑑賞できるよう用意します。所定の時間に学芸員もしくは保存科学専門員の立会いの上で、作品を鑑賞・研究していただきます。なお、利用者は鑑賞前に特別閲覧料 1点1回 340円を支払い、承諾書および領収書の受取りなど、事務手続きをします。

④特別閲覧後の作品管理

特別閲覧後、作品のコンディションをチェックし、作品の安全を確認後、収蔵庫の所定の位置に戻します。

提案課題3 [事業に関する業務] 4 作品・資料等に関する情報提供について (3)図書室の運営

図書室の運営

(1) 図書室の運営方針

写真・映像関連の専門図書室として、この分野の普及のために、写真・映像を深く知りたいという幅広い要望と専門的な調査・研究に応えます。

収集は、国内外で出版された写真集・作品集を中心に、評論集や写真史・映像史に関する図書、技法書、美術書、展覧会カタログ、専門雑誌、新聞切り抜き、リーフレット、パンフレット、写真・映像に関する資料のほか、特に専門雑誌についてはバックナンバーを含めて充実を図っています。

収集した図書は、検索システムへの登録を含めて、利用者の要望に応えるため、日常的な管理を行っています。また、レファレンス、複写サービスも行っています。

このほか、当館及び他館の展覧会の展示のための図書貸出などの協力も行っています。

写真・映像関連の専門図書室として、未来の利用者にも活用されるよう適切な収集・維持管理を継続して実施します。

(2) 図書室の運営方法

①資料の収集

運営方針に基づき、専門図書館としての開館以来の経験と実績、作家・他美術館からの信頼やネットワークを活かして、購入・寄贈および交換等により、効果的な収集を行います。特に下記の資料を重点的に収集しています。

- 1) 収蔵作家・新進作家の写真集
- 2) 基本文献・参考図書
- 3) 写真・映像・美術関連図書
- 4) 専門雑誌
- 5) 国内外の展覧会カタログ等

②資料の整理

1) 図書資料データの作成

書名、著者名、出版社、発行年、ISBN等の書誌・所蔵データを作成

2) 図書データの検索と公開

図書室の端末で図書データを容易に検索できるだけでなく、オンライン蔵書検索システム(Web版OPAC)によって、インターネット上にも公開することで、国内外の研究者が検索できる環境を作ります。また、全国の大学・専門図書館が利用する国立情報学研究所(NII)の総合目録データベースNACSIS-CATや主要美術図書室の横断検索ALC Searchに参加し、当館OPAC以外からでも検索ができるようになっています。

3) 書庫の配置

収蔵図書については請求記号とバーコードで管理し、一部開架を除いては閉架式書庫で管理します。

検索システムを利用した閲覧請求による図書の貸出方式をとるため、より効率的な配置を行います。

4) 特別整理

年に一度、約10日間にわたって図書の特別整理を行い、図書資料の所在確認を行うほか、データの訂正や修復処理の必要性を集中的に点検することで、使いやすく気持ちのよい図書室を保ちます。

③閲覧サービス

電子化された検索システムにより、誰にでも容易な検索と閲覧請求に迅速に応える環境を実現しています。また、「新着図書コーナー」、展覧会ごとの「展覧会関連図書コーナー」などを随時更新し、来館者により多くの魅力的な情報を提供いたします。

さらに以下の取組を行っていきます。

- ・展覧会広報に合わせて図書室の広報も行うとともに、調査等の目的ではなく立ち寄った来館者にも気軽に写真集等の資料を楽しんでいただくため、「どのしゃしんがみたいかな」と題し、「不思議」「世界遺産」など事前に設定した特定のテーマに応じて司書があらかじめセレクトした写真集を、来館者のリクエストに応じて提供する選書サービスを実施しています。
- ・開催中の展覧会関連図書資料の閲覧室での展示を実施します。

提案課題3 [事業に関する業務] 4 作品・資料等に関する情報提供について (3)図書室の運営

④レファレンス・サービス

写真・映像に関する専門図書に関して、来館者および電話での外部からの問い合わせに応じます。これらのレファレンスは、写真・映像についての知識や好奇心の深化促進に寄与するため、記録として保存するとともに、さらに多くの都民の活用に供するため、公開できる回答を精査した上で、国会図書館事業「レファレンス協同データベース」への事例提供を検討します。

また、展覧会関連図書コーナーへの誘導については、SNSの活用や、展覧会会場での周知など今後も広報に力を入れ、多くの来館者の誘客に努めてまいります。

さらに、博物館実習、他館からの見学等も引き続き実施、対応してまいります。

⑤複写サービス

所蔵図書については、研究者等のニーズに対応するため、著作権の範囲内での複写サービス(モノクロ又はカラー)を行います。

⑥図書資料の保存

図書資料については作品と位置づけ、ベストなコンディションで後世に残すため、万全の保存に努めます。

- 1) 温湿度を管理(22℃±1、50%±5)
- 2) 図書を保護するブックカバーの装着
- 3) 破損のある図書については修復(外部委託)
- 4) 中性紙箱・保存封筒等を用いた保管

⑦館外貸出

展覧会での展示等、美術館や機関での学術調査研究などの目的の場合に限り、個別承認を受けた上で貸出します。

⑧都立文化施設との協働

専門図書館を複数運営する財団のスケールメリットを活かし、各館図書室と例年1回程度、担当者が集って情報交換や知見の共有を図ります。その他、企画展に連動した図書コーナーで他館が所蔵する図書資料の紹介なども行います。

提案課題3 [事業に関する業務] 5 調査研究について
(1)調査研究の方針と体制

1. 調査研究の方針と体制

(1) 調査研究の方針

わが国で唯一の写真・映像の総合美術館として、良質で満足度の高い展覧会等を実施するための土台は調査研究にあります。国内外の写真史、映像史、美術史等の成果を踏まえ、また、歴史学や文化論、社会学やメディア論など他分野をクロスオーバーさせながら、常に新しい写真・映像作品の動向に目を向け、国際的な視点で調査研究を行います。その成果は展覧会や普及事業、紀要やシンポジウム等により広く発信します。

①コレクションのアーティストおよび作品研究

⑥バリアフリー、多言語対応などアドミニストレーション等の実例調査

②初期写真ほか、作品資料所在調査

⑦展示方法・構成、映像技術、ライティング等の調査研究

③新進作家等、アーティスト調査

⑧他美術館・ギャラリー・国際フェスティバル等のアート動向の調査

④保存科学研究

⑨図書館研究

⑤教育普及プログラムについての調査研究

⑩その他

(2) 実施体制

①財団職員海外派遣研修制度を活用した調査研究

例)平成30年度(制度第1回)英国の初期写真の調査を行い、平成30年度「写真の起源・英国」展へ結実
令和4年度英国の美術館、大学等の調査・研究、令和7年度シンガポール国立美術館等の調査、共同研究

②学会・研究会・国際会議・国際フェスティバル、シンポジウム・講演会などへの参加

例)日本写真学会、日本写真協会、日本写真芸術学会、日本映像学会、美術史学会、美術館連絡協議会、明治美術学会、日本博物館協会、全国美術館会議、オラクル(国際写真キュレーター会議)、CIMAM(国際美術館会議)、日本図書館協会、アートドキュメンテーション学会、日本バーチャルリアリティ学会、日本アニメーション協会、日本アニメーション学会、ACM SIGGRAPH(アメリカ電算機学会)、文化財保存修復学会、ヴェネチア・ビエンナーレ、イスタンブール・ビエンナーレ、光州ビエンナーレ他 国際フェスティバル 等

③日常における展覧会調査および国内外の美術館関係者、アーティスト、評論家、マスコミ、大学関係者、大使館、企業等との情報交換・ネットワークの構築

④財団外の研修制度の利用

例)国立アトリサーチセンター海外研修制度、国際交流基金の研修制度、ポラ美術振興財団の美術館職員の調査研究に対する助成、文部科学省の学芸員等在外派遣研修制度、文化庁助成 等

⑤海外美術館・機関・大学等からの招聘

例)国際交流基金や各国の大使館、文化機関、美術館、財団、大学 等

⑥科研費等を利用した研究会への参加

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 5 調査研究について (2)保存科学研究の方針と体制

2. 保存科学研究の方針と体制

(1) 実施方針

写真の保存・修復に関するわが国初的美術館内の保存科学研究室として、写真・映像分野に関する保存の基礎研究・調査・国内外研究機関との連携を行うとともに、収蔵作品を中心とした保存環境の整備と、環境等の保存データを継続的に収集し、検証することで、保存科学へのフィードバックを図ります。

①収蔵写真・映像作品に使用する保存用包材、修復用材料などへの写真活性度試験【研究】

②各種写真および各種映像作品の保存条件の最適化【研究】

③画像劣化原因の排除【研究】

④各種写真・映像作品の展示条件(照明、空気質、安全性など)の最適化【保存環境整備】

⑤収蔵庫／作業室(本館、外部)・展示室の環境維持【保存環境整備】
(温湿度管理および月1回のパッシブインジケータによるモニタリングにより、有毒ガスを放出する物質の有無の確認等)

⑥収蔵写真・映像作品の長期保存のための作品固定、適切な包材への入れ替え【保存環境整備】

⑦映像保存媒体の維持管理、更新、データ変換および調査研究【修復】、【研究】

⑧収蔵作品の保護処理や修復(額縁改善処理や収納ケースの修理等)【修復】

(2) 実施体制

写真の保存・修復を専門とし、館のコレクションにも精通している保存科学専門員を配置し、大学、写真・映像・メディア関連企業、学会などの外部機関と広く連携を図っています。近年では以下のような活動を行いました。(継続中の研究を含む)

- (1) 写真修復家や東京文化財研究所名誉職員による東日本大震災の被災写真資料の救済法検討
- (2) 日本大学、東京国立博物館、写真修復家と共同によるダゲレオタイプ保護処置に関する調査研究
- (3) IMAGICAとの共同による劣化フィルムの複製実験

(3) 保存に関する研究成果の還元

研究の成果は館発行の紀要の他、専門学会での発表、また美術館等外部機関や大学生への指導などを通じて広く発信しています。

- (1) 発信
 - ・学会発表 「前衛の時代:着彩写真に関する調査」(令和6年度 日本写真芸術学会 年次大会研究発表会)
 - ・紀要等 「2023年の写真の進歩、6. 画像保存―展示・修復・保存関係」、『日本写真学会誌』(令和6年)
- (2) 関係機関等への提供支援
 - ・美術館等外部機関に向けた写真のドライクリーニングおよび額装に関するワークショップの開催等
 - ・大学生に向けた写真特性解説、作品保存環境の見学受入等

提案課題3 [事業に関する業務] 5 調査研究について (3) 調査研究成果の還元

3. 調査研究成果の還元

調査研究の成果は、以下をはじめあらゆる機会を活用して、国内外の専門家から一般の来館者まで、幅広く還元します。

① 展覧会事業や教育普及事業等の館の事業

長期間にわたる専門的な調査研究を下敷きにした展覧会を実施。図録や展示解説等を通じて、わかりやすく作品が理解できる工夫を行います。

他美術館との連携にも積極的に取り組み、令和5年度「本橋成一とロベール・ドアノー」展、令和7年度「鷹野隆大」展を巡回展として実施しています。

有償図録には令和6年度9本、令和7年度8本の学芸論文を執筆しているほか、展覧会に関する寄稿、展覧会取材でのテレビ・ラジオ等への出演などにも対応しています。

また、誘致展では、「APA展」の審査員、「プリピクテ」展のノミネーターなどを担当し、協力してきました。

教育普及では、写真と映像の制作や鑑賞の体験を中心に、他者とのコミュニケーションを通して能動的に発見を促すプログラムを実施しています。当館で独自開発した教材「色と形と言葉のゲーム」や「マジカループ」を用い、全国の学校教員をはじめ、高齢者から子供まであらゆる世代に様々な生きる力を育むためのメソッドを伝え、作品に親しみ鑑賞を深める場としての美術館活用の機会を広げています。

また、展覧会以外の研究成果は、主に紀要等の配布(無償)によって広く還元しています。保存科学専門員、レジストラによる研究成果、調査内容も継続して広く普及・還元に努めます。

② 学会、研究会での発表および論文発表、一般誌・新聞等への寄稿

写真・映像文化を活性化し、広く啓蒙するために、研究成果を専門的な学会での発表や一般に向けての発信に積極的に取り組んでいます。

③ 他美術館、大学他、外部機関に対する支援・協力

写真史、現代写真、保存科学の研究成果や美術館での実践経験から、大学や他機関の事業への協力要請にも積極的に応えています。

1) 講義

学習院大学、実践女子大学、女子美術大学、東京総合写真専門学校、東京写真専門学校、筑波大学、法政大学、玉川大学、武蔵野美術大学、明治学院大学、東京都立大学、早稲田大学、多摩美術大学 他

2) 審査等の協力

文部科学省芸術選奨、VOCA賞、APA賞、日本写真協会賞、東川国際写真賞、MIO写真奨励賞、文化庁メディア芸術祭、愛知県立美術館オリジナル映像 メディア芸術祭アート部門、イメージフォーラム・フェスティバル、神奈川県美術展 他

3) 作品収集や運営等の委員

東京国立近代美術館評議員、鳥取県立美術館収集委員、高知県立美術館運営協議会委員 他

④ 出版物の刊行

1) 紀要

年1回発行。事業企画課学芸員のほか、館内外スタッフ、財団インターン生等が執筆。研究論文、事業報告、資料紹介等。

提案課題3【事業に関する業務】 6 展覧会について

(1) 魅力的な展覧会の実施に向けた方針

1. 実施方針

わが国唯一の写真・映像を専門とする総合美術館として、高い専門性に基づく質の高い展覧会を以下の方針に基づいて実施し、観覧者の感性に様々な感動や刺激を与えられるよう努めてまいります。

(1) 質の高さに磨きをかけた満足度の高い展覧会の開催

社会との関連性や国際動向を踏まえ、収蔵コレクションの有効活用や調査研究に基づく、質が高く満足度の高い展覧会を開催します。

歴史認識、ジェンダーバランスや国際的地域バランス等、新たな視点・研究に基づき、幅広いテーマの展覧会を実施していきます。

例) 藤幡正樹(収蔵・自主2フロア)、檜橋朝子、他

(2) 初めての来館者からハードユーザーまで楽しめる企画

写真・映像表現ならではの幅広い分野、多様な切口の展覧会を開催し、初めて美術館を訪れた人からハードユーザーまで、各々の視点で新たな発見を得られる企画を目指します。親しみやすいファッション、ネイチャー系の分野からハイエンド層が好む建築、現代表象まで、国内外の研究者、専門家と連携し日頃の調査研究に立脚した質の高い企画で、美術館利用者の新規開拓、美術館ファン層の拡大を目指します。

例) 石川直樹・最後の山、中村征夫・東京湾、他

(3) 年間を通じて旗艦となる展覧会の企画

国際性や話題性が高い国内外の作家作品を登用するなど、目玉となる展覧会を企画し実施します。

例) アジアン・コンテンポラリー展、リビング・ピクチャーズ展、シアターの時空、他

(4) 新進作家の発掘・支援への寄与

専門性を活かして将来性のある作家を選定し、作家に発表の機会提供と作品購入等により、創造活動を支援していきます。

例) 日本の新進作家展シリーズ、恵比寿映像祭コミッション・プロジェクト

(5) 多様な映像表現を一堂に会したフェスティバルの実施

映像芸術の魅力やその可能性を、国内外の先鋭的な表現を含めて展示するジャンル横断的な大規模展覧会を実施します。あわせて、地域ギャラリーや関係機関等とも連携した、都市型アートフェスティバル(恵比寿映像祭)を開き、文化の好循環創出に貢献していきます。

(6) 多層な来館者が楽しめる展示方法や関連事業の工夫

多くの来館者それぞれが楽しめるよう、解説やガイドなど作品理解の手掛かりや学芸員なりの解釈を提示するとともに、作家の世界観や楽しみ方を伝えるイベントをあわせて実施します。

2. 開催形態

展覧会の形態は以下を基本に実施してまいります。

(1) 収蔵展

高い専門性によって収集した3万9千点を超える世界有数のコレクションを活用するとともに、館独自の視点でテーマを設定し、珠玉の名作を順次展示します。

提案課題3 [事業に関する業務] 6 展覧会について

(1)魅力的な展覧会の実施に向けた方針

(2) 企画展

自主財源を活用し、館ならではのテーマを設定し、旬の作家作品や国際性・話題性を考慮した展覧会を開催します。

写真・映像の基礎研究を発展させ、国内外で評価・注目度が高い作家やテーマの展覧会を実施します。国際輸送を伴う企画展については、経費高騰等の長期課題へ取り組むため、国際機関との連携、国内外の巡回展等を視野に取り組んでいきます。

(3) 誘致展

優れた写真・映像表現を扱う団体等と独自のネットワークにより協働・連携し、より幅の広い作品やテーマの展覧会を都民に提供します。

SNSの発達やオンデマンド提供により、**国内における文化醸成の場が激変したため**、かつて国内展覧会を主催し続けてきた新聞社、出版社、報道各社による企画は著しく減少しました。この状況を受け、写真美術館では写真・映像メディアを支える団体、企業等と協働・連携しながら、幅広い分野・テーマの展覧会を誘致展として開催し、来館者層を広げる機会とします。

提案課題3【事業に関する業務】 6 展覧会について

(1) 魅力的な展覧会の実施に向けた方針

3. 施設の効果的な活用

施設がもつ3つの展示室と1階ホールを効果的に活用し、多様なジャンルをもつ写真や映像のうち、いずれか一つは来館者の嗜好に応えられる展覧会を提供できるよう、ミュージアムコンプレックスの考え方に基づき展開するとともに、展示作品の難しい表現については、理解の手がかりとなるよう解説を工夫するなど、より多くの方が楽しめる専門美術館を目指してまいります。

また、2フロアを使った特別展を新たに展開し、コレクション展と自主企画展を組合せるなど、充実した展覧会を企画・開催してまいります。

4. 来館者の裾野を広げるための取組

中長期的に観覧者数を維持し、増加を図るため、ヘビーユーザーに加えて、ライトユーザーや来館経験のない方を誘引し、リピーターにつなげ、多様な層を取り込む工夫をします。

短期的な取組

- (1) 季節ごと、企画ごとのわかりやすい戦略的広報
- (2) ギャラリートークなど、広い集客を目的としたイベントの実施
- (3) 作品理解の手掛かりなど、キャプションやガイドの工夫
- (4) わかりやすいハンドアウトの作成
- (5) SNSでの拡散効果を狙った撮影可能ポイントの設置
例: 若年層・新規層向けの映えるインスタグラムの展開

中長期的な取組の方向性

- (1) 魅力的な展覧会ラインナップの企画
- (2) 日本におけるミドルキャリア作家の活動支援
- (3) 初めての方やライトユーザーを誘客する広報
- (4) 来館者をリピーターにつなげていくための工夫
例: リピーター割引、特別イベントの恒例化

ライトユーザー層を取り込むため、展覧会ラインナップや解説などの工夫を行い、来館していただき、リピーターにつなげていく取組を進めてまいります。

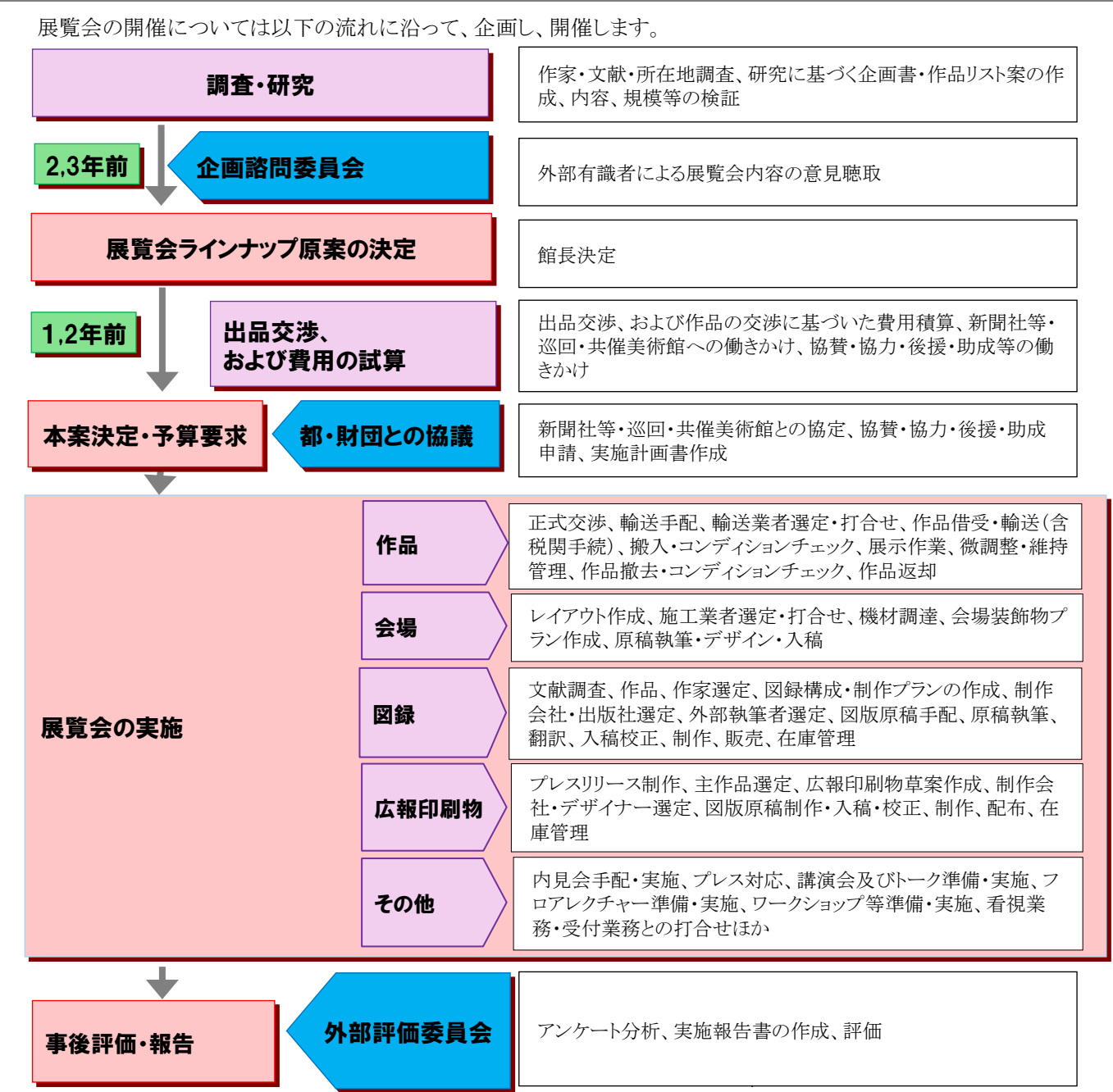
また、写真や映像を美術作品として鑑賞いただくことの素晴らしさについても、SNS等を活用し、訴求していくことで、来館者の裾野を広げてまいります。

さらに、「スマホネイティブ」の存在を意識し、カメラの映像・撮影技術やその応用による芸術表現など、当館が収蔵する作品を活用しながら、展示や広報を行うことにより、若年層にとって「新たな魅力」を発見していただく機会としてまいります。

提案課題3 [事業に関する業務] 6 展覧会について

(2) 展覧会の実施体制

1. 展覧会事業の流れ



2. 質の高い展覧会の企画

- (1) 社会動向やニーズ等を踏まえた話題性、ジャンルバランスに考慮した企画
- (2) 作品理解の手掛りとなる解説やガイドの充実
- (3) 日本を代表する作家やミドルキャリア作家の活動を積極的に支援し、国内外における館のプレゼンスを向上
- (4) ギャラリートーク、シンポジウム、アーティスト・トーク、ワークショップなど関連事業の充実
- (5) 外国人来館者に対応した、多言語による情報提供の充実
- (6) 手話通訳付きギャラリートークなど、障がい者が楽しめる事業の充実
- (7) 子育て世代が足を運びやすい仕掛けの工夫
- (8) やさしい日本語による解説パンフレットの作成

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題3 [事業に関する業務] 6 展覧会について (3) 令和9年度・令和10年度の実施計画		
令和9年度 展覧会実施計画(仮称・予定)		
タイトル	実施時期	実施内容
①収蔵展・映像展		
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団	

提案課題3 [事業に関する業務] 6 展覧会について

(3) 令和9年度・令和10年度の実施計画

令和9年度 展覧会実施計画(仮称・予定)

タイトル	実施時期	実施内容
②自主企画展		
③誘致展(予定)		

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題3 [事業に関する業務] 6 展覧会について

(3) 令和9年度・令和10年度の実施計画

令和10年度 展覧会実施計画(仮称・予定)

タイトル	実施時期	実施内容
①収蔵展・映像展		

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 6 展覧会について

(3) 令和9年度・令和10年度の実施計画

令和10年度 展覧会実施計画(仮称・予定)

タイトル	実施時期	実施内容
②自主企画展(予定・仮称)		
③誘致展(予定)		

事業者名・団体名

公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題3 [事業に関する業務] 6 展覧会について

(4) 展覧会の料金設定

1. 料金設定

東京都写真美術館条例に定める上限額の範囲内において、以下のとおり利用料金を設定します。

区分	収蔵展及び映像展を観覧する場合の利用料金（1人1回につき）	
	個人	団体(20人以上)

収蔵コレクションが主な展覧会や新進作家展などは低額に設定し、より多くの方に観覧いただけるよう配慮します。

2. 利用料金の減額・免除

利用料金の割引については、東京都写真美術館条例に基づき利用料金要綱を制定し、身体障害者等に割引を適用するほか、以下の普及促進、福祉的及び戦略的観点から、館独自に利用料金の減額・免除を行います。

(1) 館独自の定めによる減額・免除

2割引	○アトレビューSuicaカード、JREカード提示者 ○三越伊勢丹カード提示者 ○JR東日本「大人の休日倶楽部」カード提示者 ○ホール映画鑑賞券提示者 ○写真美術館年間パスポート(自主企画展 ※5回目以降の鑑賞)
無料	○写真美術館年間パスポート(収蔵・映像展) ○写真美術館年間パスポート(自主企画展 ※4回までの鑑賞) ○年始臨時開館日(1月2日、3日) ○開館記念日(1月21日)

(2) 財団事業による減額・免除

2割引	○財団他館友の会会員(収蔵・映像展)
協定等に基づく割合	○東京・ミュージアムぐるっとパス(収蔵・映像展)
無料	○パートナーシップ会員校の学生・生徒(収蔵・映像展)

(3) 都の施策に沿った減額・免除

5割引	○家族ふれあいデー
2割引	○「ウェルカムカード」(産業労働局発行)提示の外国人旅行者
無料	○シルバーデー(毎月第三水曜日の65歳以上) ○「都民の日」における全ての来館者(共催展を除く) ○「老人週間行事」に伴う65歳以上の方(共催展を除く)

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題3【事業に関する業務】 7 教育普及活動について (1)教育普及活動の方針と体系

写真・映像を専門とする美術館にふさわしい、多様なプログラムを実施します。

人々の活動的な参加による主体的な「まなび」(アクティブラーニング)の方法を重視し、写真・映像の体験を通して、イメージを読み解く力、感じとる力、伝える力を育むこと、人間の生きる力の活性化をプログラムの大きな目的とします。文部科学省が推進する育成ビジョンに対応して、大人、子供、学校団体、ボランティアをはじめとする美術館サポーターまでを対象とし、新しい時代に求められるトータルな資質・能力を育てることを目指します。また「まなび」のプログラムとともに、あらゆる来館者が「アートに親しみ、アートを楽しむ」ことを目指して、普及活動にも力を入れます。当館の豊富な作品・資料を活用して、国際社会、多文化社会にふさわしく、多様な文化、表現、価値観にふれる機会を来館者に提供します。

1. 実施方針

(1) 一般(大人)を対象とするパブリックプログラムの実施

より能動的な学びや、QOL(クオリティ・オブ・ライフ)の向上を求める一般(大人)を対象に、それぞれの関心に合わせた体験型プログラムを提供します。制作系プログラムでは、デジタルの利便性によって今日失われつつあるアナログ方式での暗室現像を写真体験の重要な柱とします。展覧会連動プログラムとして、作家、キュレーター等によるギャラリートーク、レクチャーを実施します。

(2) 子供、ティーンズ、ファミリー層を対象とするパブリックプログラムの実施

子供、10代の青少年が写真・映像について創造的な関心を持ち、また写真・映像メディアを通して感性を豊かに育むことができるように実技と鑑賞の両面から体験的な「まなび」の機会を提供します。家族層を対象に大人と子供がともに能動的な「まなび」を体験できる機会を創出します。

(3) 多様な立場の人々(障害者、高齢者)を対象とするパブリックプログラムの実施

写真と映像を専門とする公立美術館の特性を活かし、多様性と包摂性の社会理念に基づいて、障害を持つ人々や高齢者といった文化的サポートを求める人々が、健常者とともに分け隔てなく、楽しみながら能動的に学ぶことができる体験型プログラムを企画・実施します。

障害のある方もない方も、あらゆる人がともに参加可能とすることで、それぞれの立場の理解の促進と、交流を図り、双方にとって刺激的な場を提供します。本プログラムを通じて、例えば、視覚障害者と晴眼者が一緒に写真作品を鑑賞し、意見交換することで双方に発見をもたらします。こうした様々な立場の人々の多様な考え方や感じ方を、美術鑑賞を通じて涵養します。

(4) 学校団体を対象とするスクールプログラムの実施

小・中・高等学校の授業、部活動、大学の授業等と連携し、来館する学校団体向けのプログラムを実施します。教員を対象として写真・映像を活用した授業の研修会を実施します。また来館することができない学校を対象にアウトリーチ活動を行います。

(5) 美術館ボランティア、地域との共働

当館の教育普及プログラムをサポートするボランティアを育成し、共働することによって活動の質を向上させます。一般の大人世代のみならず、将来の写真・映像文化の担い手となる高校生までを対象にし、幅広い世代の人々に活動の場を提供します。

提案課題3 [事業に関する業務] 7 教育普及活動について (1)教育普及活動の方針と体系

2. 事業体系

プログラム例

一般大人

制作系ワークショップ(モノクロ銀塩プリント、写真撮影、大判写真撮影・現像・焼付・鑑賞、映像表現、多様な写真技法、暗室での現像体験)
展覧会出品作家によるワークショップ、作家・キュレーター等によるトークイベント

子供、10代、ファミリー

夏休みワークショップ、じっくり見たり、つくったりしよう、
手作りアニメーション体験(おどろき盤・マジカループ)、オープンワークショップ、暗室での現像体験

多様な立場の人々

視覚障害者を対象とする鑑賞ワークショップ、手話付きギャラリートーク、異年齢交流プログラム、放課後の子供の居場所づくりプログラム、障害の有無等にかかわらず誰でも一緒に鑑賞と表現を楽しむインクルーシブ・プログラム(筆談鑑賞会、ダンス・ウェル)

小・中・高校

【暗室体験】フォトグラム、モノクロ銀塩プリント、デジタルネガからの密着プリント
【アニメーション制作】コマ撮りアニメーション／おどろき盤／マジカループ
【作品鑑賞】「色と形と言葉のゲーム」やワークシートを活用した作品鑑賞体験

その他

大学生対象プログラム 教員向け美術館見学体験会 博物館実習
アウトリーチ活動 (適応指導教室、特別支援学校等への出前プログラムやオンラインプログラム)

ボランティアの育成と共働

パブリックプログラム スクールプログラム
オープンワークショップの運営
ボランティア研修会(暗室技能研修会 ワorkshop事前研修会
スタジオ・暗室開放、色と形と言葉のゲーム研修会、コミュニケーション研修、バリアフリー研修など)

写真／映像の「まなび」

パブリックプログラム

スクールプログラム

提案課題3【事業に関する業務】 7 教育普及活動について (2)令和9年度の実施計画		
教育普及活動 令和9年度実施計画		
	内 容	規 模
パブリックプログラム	一般（大人）	
	子供、10代、ファミリー	
インクルーシブプログラム		
小・中・高校		
その他		
ボランティアの育成と活用		
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団	

提案課題3 [事業に関する業務] 8 その他の事業について

1. 上映事業について

1階ホールでは、映像文化の振興を図るため、有望な新進気鋭の監督の映画作品や美術館ならではの芸術性が高い作品を年間を通じて上映しています。さらに国際的な映画祭の会場としても利用され、広く映像文化創造・発信の一翼を担います。

多彩な展覧会とあわせて来館者に映画の楽しさを提供し、「ミュージアムコンプレックス」を目指しています。

(1) 実施方針

① 美術館で見る映画シリーズとして、商業的興業と一線を画す、館ならではの展開

1階ホールでは、商業的興業とは一線を画すドキュメンタリー映画や海外の映画祭等で受賞した上質な作品、写真やアートに関連する映画作品等を上映します。具体的には、写真との関連(写真家の監督作品、写真がテーマの作品)、アート、社会性に満ちた作品を軸に編成し、固定ファンを獲得します。

様々な上映素材に対応できる設備を活かし、35mm・16mm作品のドキュメンタリー作品など、鑑賞機会の少なくなっている作品を定期的に上映するとともに、映写室の見学などのイベントを通じて、映画文化の振興に寄与します。また、新たな取組として、10分程度のショートフィルムを主に平日の午後上映し、展覧会鑑賞やショップ・カフェ利用等の合間に気軽に安価で鑑賞できる空間を提供することで、隙間時間鑑賞を促進してまいります。

② 東京都との協力

○ショート・ショート・フィルム・フェスティバル&アジア秋の映画祭の会場として、映像文化の創造・発信に努めます。
○東京都の主催事業(タレンツ・トーキョー等)と協業し、次世代クリエイターの発表の場、子供が映画に触れる機会の確保など、さらなる事業の充実を図ってまいります。

③ 展覧会企画との連携

展覧会の企画に関連した特別上映会を実施することにより、展覧会への理解を深めていただきます。

(2) 主な上映実績

■令和4年度

7男3女・大家族の21年間の密着取材から生まれたドキュメンタリー映画「人生ドライブ」、沖縄返還交渉の舞台裏を描いた「返還公証人 いくつか、沖縄を取り戻す」、沖縄戦で看護学徒として動員された「白梅学校」をドキュメンタリーと再現ドラマで描いた「乙女たちの沖縄戦～白梅学校の記録～」、沖縄戦体験者の証言や米軍の記録映像による「ドキュメンタリー沖縄戦 知られざる悲しみの記憶」、「岡本太郎の沖縄」など、沖縄本土復帰50年を記念した作品を上映。その他、日本で公開される機会の少ない海外独立系アニメーション作品や、現代美術家マシュー・バーニーの「リダウト」や「クレマスター」サイクル5作品、麻薬カルテルが台頭するコロンビア・メデジン舞台に実在の医師の波乱の人生を描いたヒューマンドラマ「あたたか過ぎた日に」やインドネシアの鯨漁を通じて自然とともに生きる人々の営みを捉えたドキュメンタリー「くじらびと」などの海外作品も上映。

■令和5年度

独特のやり方で荒廃した村々を復興された二宮金次郎の生涯を描いた「二宮金次郎」、全盲のヴァイオリニストの音楽と人生のドキュメンタリー「光をみつける ヴァイオリニスト穴澤雄介からのメッセージ」、人気カフェ「本宮カフェ」を舞台に人々が織りなす人情を描いたヒューマンコメディ「日光物語」、鬼とおそれられた伝説の宮大工のドキュメンタリー「鬼に訊け 宮大工西岡常一の遺言」、画家丸木位里と丸木俊夫妻の晩年の大作を多角的に紹介する「丸木位里・丸木俊 沖縄戦の図 全14部」、謎多き画家ヒルマ・アフ・クリントの世界を探る「見えるもの、その先に ヒルマ・アフ・クリントの世界」などドキュメンタリーを中心とした作品のほか、夏休みには「ルパン三世 カリオストロの城」ほか、世界のアニメーション作品集など、小学生から大人まで楽しめる作品を特集上映。

■令和6年度

1867年のパリ万博に出品された「薩摩錦手」などの名品を紹介するとともに受け継がれる歴史と伝統の継承をインタビュで紐解く「ちゃわんやのはなし—四百年の旅人—」、日本初の女性報道写真家・笹本恒子とジャーナリス・むのたけじを追った「笑う101歳×2 笹本恒子 むのたけじ」ほか長寿の偉人たちを取り続けてきた河邑厚徳監督のドキュメンタリー3作品、造形作家ニキ・ド・サンファルとニキと10年以上にわたり交流してきた写真家・松本路子の軌跡が交差するドキュメンタリー「Viva Niki タロット・ガーデンへの道」、縄文遺跡の発掘調査に携わる女性たちを追った「掘る女 縄文人の落とし物」などのドキュメンタリー作品のほか、女性解放運動家の伊藤野枝の生涯を描く「風よ あらしよ 劇場版」、伝説の看護の人花田ミキの人生を描いた「じよっぱり—看護の人 花田ミキ」を上映。また、夏休み期間中には、前年度に続き「セロ弾きのゴーシュ」ほか子供から大人まで楽しめるアニメーションを上映。その他、「巨匠が撮った高峰秀子」写真展の開催に合わせて、高峰秀子生誕100年記念上映と題し、「妻の心」「無法松の一生」、「浮雲」他9作品を上映。

提案課題3 [事業に関する業務] 9 人材の育成について

1. 実施方針

作家、専門家から一般までを対象とした、幅広い人材育成

写真美術館は、日本における唯一の写真・映像のセンターとしての役割を果たすため、写真・映像文化を支える人材の育成を図ってきました。

「写真・映像文化を支える人材の育成」ということを幅広く捉え、学芸員等の専門家だけではなく、一般の方々まで含め対象に応じた育成活動を展開してまいります。

具体的には、下記の事業を引き続き継続していくことを通じ、幅広く人材の育成に貢献してまいります。

2. 具体的な取組

作家

①新進作家の作品発表の舞台提供

平成13年度に任意団体「写真映像文化支援協議会」を設立しました。この協議会の目的の一つである「写真及び映像に関わる文化や芸術等の振興を図るとともに、活動等を支援する」ことの達成を目指し、新進気鋭の作家を支援して、作品発表の舞台を提供し、育成することを通じて、日本の写真文化の振興を図っています。

学生・研究者

①博物館実習の実施

大学での資格取得科目である「博物館実習」と連携し、大学の夏季休暇期間に基本12名の実習生の受入を継続して実施します。学芸業務をはじめとする各部署の業務、多様な美術館活動を総括的に把握してもらうため、基本的なガイダンスや講義とともに、学生が実務レベルで各業務に体験的に関わるカリキュラムを組みます。

②インターンシップの実施

将来学芸員や研究者などを目指す人材を対象にして、インターンシップを継続して実施いたします。インターンにはそれぞれの専門性にあわせて、美術館で進行中の展覧会やワークショップ、保存科学研究室等のアシスタントとして事業に携わっていただき、より具体的で実践的な知識を習得していただきます。日本の美術館の次代を担うより多くの学芸員・研究者が写真・映像美術館についての実務的知識を持っていただくことを目的とします。

③大学等教育機関との連携、人材派遣

写真・映像や美術に興味を持つ若い世代に、より専門的で高度な知識を習得していただき、写真・映像や美術館に親しみをもち、将来の仕事や人生に役立てていただくために、写真美術館の学芸員が他大学等教育機関と連携し、大判写真制作や多様な写真技法等、より専門性の高い教育普及プログラムの研究開発の推進の他、非常勤講師として多くの大学で講義をいたします。令和7年度現在、以下の大学・大学院で写真・映像・美術館に関する様々な講座を展開しております。

跡見学園女子大学、学習院女子大学、実践女子大学、女子美術大学、東京都立大学、東京総合写真専門学校、東京写真学校、筑波大学、法政大学、玉川大学、武蔵野美術大学、明治学院大学、早稲田大学

④学校教員対象の美術館見学体験会の実施、授業の提案

スクールプログラムの一環として、図工・美術を中心とした小中高の学校教員を対象に、写真・映像を活用した体験プログラムや鑑賞プログラムを授業や部活動に取り入れていただくため、当館の見学体験会を実施し、教育現場に新しい授業の内容、進め方、デジタル機器の活用等について具体的に提案します。

一般の方々

①ボランティアの育成と活動の場の提供

ボランティア・スタッフはパブリックプログラム、スクールプログラムをはじめ当館の事業実施において、美術館と参加者の橋渡し役となり、参加者の理解が深まるようにサポートします。その育成活動として、写真美術館はボランティアに対して、研修会を年間に複数回実施し、技能や知識、接遇について学んでいただきます。こうした活動をとおり、ボランティア・スタッフにとって美術館は社会参加、社会貢献の場となり、美術館にとっては事業実施の頼もしいサポーターを得ることができます。

提案課題3【事業に関する業務】 10 館の事業を支える仕組みについて (1)広報の充実

1. 実施方針

写真美術館が実施する様々な事業を、多様なツールを有効に活用し、広く発信していくことにより、来館者・利用者の拡大を図るとともに、写真・映像文化の普及に努めていきます。

①情報発信とメディア掲載による広報活動の展開

展覧会や館事業の情報をプレスリリースで様々なメディアに積極的に発信し、掲載の獲得により広く周知します。

②アクセシビリティに配慮した広報

多言語による美術館案内、ウェブサイトによる案内、国内外の多様な情報サイトへの情報提供や広告出稿などを展開し、様々な方の来館促進に努めます。

③連携広報

近隣地区との広報連携(恵比寿駅、恵比寿ガーデンプレイス、近隣文化施設)を深め、近隣地域に来訪した方々の来館を促進します。

2. 具体的な取組

写真美術館では以下のような広報活動に積極的に取り組み、来館者、利用者にとって満足度の高い情報を広く発信し、来館者増に努めていきます。

また、展覧会の企画テーマと紐づけて、ターゲットを絞った広報発信をさらに強化してまいります。

① 館長・学芸員によるプレス向けブリーフィングの実施

② 展覧会広報、プレス内覧会の実施

③ 広報誌「eyes」・美術館ウェブサイト等、オウンドメディアによる広報活動の展開

④ SNS等、時代に合ったメディアによる広報活動の展開

⑤ アクセシビリティに配慮した広報活動の充実

⑥ 「あらゆる人が楽しめる美術館」をアピールするイベントの開催

3. 取組事例

(1) 館長・学芸員によるプレス向けブリーフィングの実施

写真美術館の多様な事業を理解していただくため、プレス向けの説明会(「記者ブリーフィング」)を開催しています。写真美術館のトップである館長をはじめ、各事業を担う学芸員や担当者から美術館運営全般についてブリーフィングと質疑応答を行うことで、写真美術館の存在感をアピールし、メディアとの信頼関係を築きます。

展覧会事業のみならず、様々な参加者を対象とした教育普及事業、写真・映像の専門図書を取り扱う図書室の運営、作品保存や展示環境の保全に取り組む保存科学研究室の活動など、幅広い事業を丁寧に説明し、活動への理解を深めるとともに、普段メディアでは取り上げられない業務への関心を喚起します。

(2) 展覧会広報、プレス内覧会の実施

展覧会の開催前日等に、報道関係者を対象としたプレス内覧会を開催し、出品作家や担当学芸員による展示解説を行います。記者からの質疑に丁寧に対応し、記者等の展覧会理解を深め、メディアでの記事掲載を促します。

また、展覧会の広報を効果的に行うため、ポスター、チラシの配布、ターミナル駅への広告出稿、車内デジタルサイネージ広告、SNS媒体への広告出稿、恵比寿ガーデンプレイス内のポスター掲出やチラシの配架、新聞広告などを実施します。

提案課題3 [事業に関する業務] 10 館の事業を支える仕組みについて

(1) 広報の充実

(3) 広報誌「eyes」・美術館ウェブサイト等、オウンドメディアによる広報活動の展開

写真美術館が運営・制作するメディア(オウンドメディア)を活用し、様々な事業の情報をわかりやすく紹介します。信頼ある情報発信により利用者に写真美術館の活動をより深く知っていただくよう努めます。

広報誌「eyes」を定期的に発行し、コンパクトにまとめた情報から美術館ウェブサイトへの誘導を促しています。館内配布のほか他館や写真・映像を取り扱う場所にも配布しています。また、漫画による広報誌別冊「nya-eyes(ニアイズ)」では、専門的な活動とそれに携わる職員をユーモアを交えて描いています。今後も専門的な内容をわかりやすく紹介する工夫を凝らしてまいります。

美術館ウェブサイトでは、英語・中国語・韓国語による情報提供や、写真・動画を豊富に掲載し、来館経験のない人でも「行ってみたい」と思う魅力的なサイト運営を行います。利用案内、施設の概要、展覧会、作家によるトークなどの企画の告知や作品紹介、作家インタビュー、教育普及プログラム、上映、ミュージアムショップやカフェのご案内などの情報を提供しています。現在では月間平均約40万PVのアクセスがあり、効果的な広報活動の一翼を担っています。

(4) SNS等、時代に合ったメディアによる広報活動の展開

写真美術館ではX(旧Twitter)、Instagram、YouTubeを活用した広報を展開しています。写真・動画とわかりやすい文章を頻繁に発信し、あらゆる人にとって美術館が身近に楽しめる場所であることをアピールしています。SNSへの広告出稿も行い、館や事業への関心層を広げるよう努めています。

さらにSNSの活用により、サマーナイトミュージアムなど財団との連携広報や、各館との共通広報を展開し、写真・映像文化に触れる機会を増やしています。今後も、変化著しい情報発信手段に臨機応変に対応し、写真美術館に合った有効なメディアを活用することで適切に広報活動を拡大していきます。

(5) アクセシビリティに配慮した広報活動の充実

写真美術館は、国内外の様々な方にご利用いただけるように、アクセシビリティに配慮した広報の充実を図ります。

① 情報発信の多様化とわかりやすさの推進

ウェブサイト、SNS、紙媒体(チラシ・ポスター・広報誌等)を組み合わせ、来館者層に応じた情報発信を行っています。事業担当と連携し、展覧会やイベント案内においてわかりやすい表現の工夫や視認性の高いデザインに配慮することで、誰もが来館・参加したくなる情報発信に努めていきます。

② デジタルアクセシビリティの強化

美術館ウェブサイトのアクセシビリティ向上を図るため、財団基準に準拠したウェブアクセシビリティ改修を行い、日々コンテンツの更新・運用を行っています。画像には代替テキストを付与し、読み上げ機能等の支援機能を改善、色や表記もわかりやすくするなど、様々な人がアクセスしやすいデジタル広報環境を整えています。

③ 来館前後の安心を支える情報提供

来館前に安心して準備できるよう、館のバリアフリー情報やサポート体制をわかりやすく発信しています。ウェブサイトの展覧会ページには鑑賞に関する配慮事項を明記するなど、来館者が安心して鑑賞に集中し満足感の高い来館体験となるための情報提供に努めてまいります。

④ 地域と連携した広報展開の実施

恵比寿ガーデンプレイスの在勤在住者や来訪者に向けて、定期的にチラシやポスター等広報配布物を配布・掲出して情報発信をしています。オフィスワーカー向けサービスや、展覧会半券提示による近隣店舗でのサービス提供など、ガーデンプレイス内の回遊性を高める相互広報を行い、地域に親しまれる美術館として信頼関係を築いてまいります。

⑤ 日本のトップミュージアムへ

平成28年度のリニューアルオープンに合わせ誕生した愛称「TOP」は、特に若年層や外国関係者に浸透してきています。これからも日本トップの写真・映像の専門美術館をアピールし、様々な人から「TOP」と呼ばれる美術館を目指していきます。

提案課題3【事業に関する業務】 10 館の事業を支える仕組みについて

(1) 広報の充実

(6) 「誰もが楽しめる美術館」をアピールするイベントの開催・告知

初心者から専門家まで、子供から高齢者まで、また様々な背景を持つ人たちも含めて、誰もが気軽に写真・映像文化に親しめるような広報活動を積極的に実施します。
特に若年層、子供、アート初心者などの初来館のきっかけや思い出となるイベントを工夫して実施します。

- 【これまでの実施例】
- 地域の賑わい創出のため、年始特別開館に無料観覧やミニコンサート、展示解説などイベントを実施し、初心者や初めての方にも美術館に来る楽しみを提供
 - 恵比寿ガーデンプレイスのイベント(恵比寿文化祭、ハロウィンパレードなど)に参加協力し、子供やファミリー向けのワークショップ開催や広報グッズの提供などにより、初来館の機会を創出
 - スタンプラリーなど館内参加型イベントで、多様なアートをめぐる体験を提供
 - 夏の開館時間延長と学生以下無料入館を実施し、夜間開館における集客拡大と音楽ライブを開催
 - 春に若年層(18歳以下)の来館を促進するため、高校生以下無料観覧を実施し、シールラリーを開催
 - 若年層をターゲットに「オリジナルプリントシール」イベントを実施。オリジナルフレームで来館記念写真を撮影
 - 夏休みの子供たちをターゲットにシールラリーを開催し、美術鑑賞のファーストステップを提供
 - コレクションを活用したスマートフォン用ステッカーを作成。コレクションを身近に親しむ機会を提供
 - やさしい作品解説書を作成し、作品理解を深め、来館者の鑑賞の楽しみを提供
 - 地域のSNS(恵比寿ガーデンプレイス、店舗、地域ウェブサイトなど)での情報発信
 - 都内をめぐるアートイベント等に協力し館の存在をアピール

(7) 国際展開の充実

国際評価の高い作家の展覧会や恵比寿映像祭のプログラムの国際的広報を充実させる。

- 【展開例】
- 国際広報の重要拠点にプレスリリースを配信する。(e-flux等)
 - 国内外の各都市で開催される注目度が高いアートフェスティバルのウェブサイトや会場で、TOP museumのQRコードを掲出(名刺へ印字)等し、更新情報が随時確認できるような取組を推進する。

提案課題3 [事業に関する業務] 10 館の事業を支える仕組みについて

(2) 来館を促進する取組

1. 実施方針

より多くの方に、気軽にご来館いただく機会を提供するため、広報活動に加え平成29年度から通常の観覧券のほかにパスポートを販売しています。

パスポートの有効期間は購入日から1年間ではなく年度単位とし、販売時に当該年度の展覧会予定を一覧で案内します。これにより、年度当初の購入を促し、繰り返しの来館による金銭的な**お得感**及び美術館への**親しみ**の向上が期待されます。

また、パスポートにはミュージアムショップでの割引や、当財団が管理運営する他施設の割引鑑賞などの特典も付加し、展覧会鑑賞だけではない複合的なサービスを提供していきます。

パスポートの概要

- 名 称：TOP MUSEUM PASSPORT
- 販売価格：3, 300円(消費税及び地方消費税を10%を含む)
- 有効期間：4月1日から3月31日まで
- 特 典：展覧会
 - ・収蔵展:無料
 - ・企画展:4回まで無料 (5回目以降は2割引)
 - ・誘致展:割引
 - ・同伴者1名まで展覧会を無料または割引 (収蔵展:無料、企画展・誘致展:割引)1階ホールの上映を割引 (同伴の方1名様まで割引)
ミュージアムショップのお買い物割引
カフェのお会計割引
(公財)東京都歴史文化財団が管理運営する、美術館・博物館での割引

提案課題3 [事業に関する業務] 10 館の事業を支える仕組みについて (3)人々の自発的な活動との連携・協力

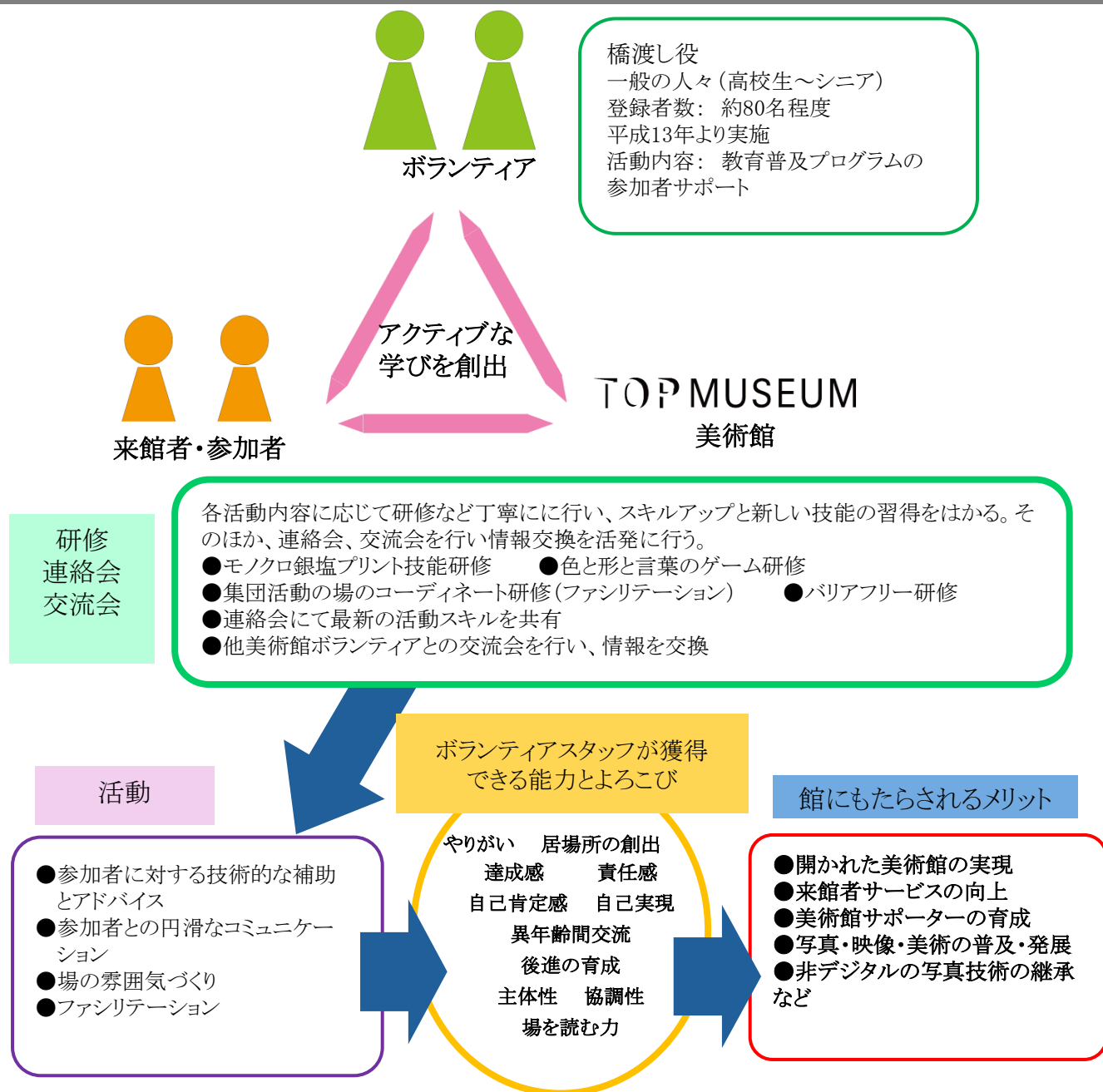
1. 実施方針

より開かれた美術館の実現にあたり、一般の人々（高校生からシニアまで）の参加・活躍の場の提供、また、やりがいや居場所の創出などを目的とし、ボランティアの育成・活用を推進していきます。

ボランティアを単に業務の補助的役割を担うための技能を有する人と捉えるのではなく、ボランティア各個人が主体的にかかわることができるよう各人の長所や得意な点を活かした活動ができるよう育成します。また、活動を通して、単なる奉仕ではなく、来館者とのかわりによってのみ得られる、交流、達成感、やりがいと自己肯定感をもたらすようにしていきます。これらの活動が、来館者サービスの向上と強力な美術館サポーターを増やすことなどへとつながり上向きのスパイラルを作り出し、館への多大なメリットをもたらします。

具体的には、下記のとおり、戦略的・段階的にボランティアの育成と活用にあたります。

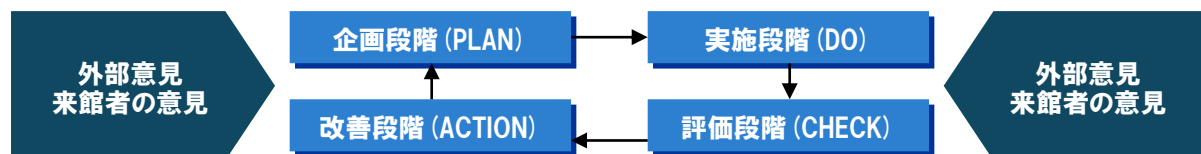
2. ボランティアの仕組み



提案課題3【事業に関する業務】 10 館の事業を支える仕組みについて (4)外部意見等の活用

1. 実施方針

館の運営にあたり、公共美術館として求められる質の高さと内容の充実、さらには公正な運営を図るために企画(PLAN)、実施(DO)、評価(CHECK)、改善(ACTION)の各段階において、**外部の専門家の意見や、来館者の意見を聞き、運営の参考とすることを重視**しています。



2. 具体的な取組

具体的には、下記の取組を行っています。今後ともこの取組を継続するとともに、充実に努めてまいります。

(1) 企画(PLAN)段階における外部意見の取り入れ

「東京都写真美術館企画諮問会議」の設置と運営

館においては平成13年度に外部の美術、写真、映像の専門家等10名で構成される「東京都写真美術館企画諮問会議」を設置し、館長から、館の重要事項や、美術館の展覧会などの企画に関する原案を諮問し、審議に付しています。この会議は年1回開催され、外部から見た写真美術館の重要事業や企画の内容に関する討議が活発に行われ、管理運営の向上に役立っています。

・委員 10名(美術館長、写真史家、写真評論家、外部有識者など外部委員で構成) ・任期 2年



(2) 実施(DO)段階における外部意見の取り入れ

① 顧客調査の実施

館に対する総合アンケート(日々回覧)や展覧会ごとの個別アンケートを常時実施します。アンケートのうち、日々改善が可能なもの、改善すべき事項については、担当者が検討し、実施に移していきます。また、展覧会ごとの個別アンケートの結果については、展覧会終了後に集約し、展覧会事業報告の中で取りまとめ、内部評価、外部評価の重要な資料として、審議の参考として付されます。

② 日報による来館者からの意見の取り入れ

総合受付や、展覧会会場看視員に対する来館者からの問い合わせや意見については、日報によって確認します。必要に応じて、実施中の展覧会等の企画についても改善を加えていきます。



提案課題3 [事業に関する業務] 10 館の事業を支える仕組みについて (4)外部意見等の活用



(3) 評価(CHECK)段階における外部意見の取り入れ

公共美術館として、都民をはじめとする利用者に対する説明責任を果たし、より質の高い美術館運営を達成していくためには、事業について客観的に評価を行い、改善事項を検討し、実施に移していくことが不可欠です。館においては、平成16年度に、外部の有識者6名により構成される「東京都写真美術館外部評価委員会」を設置するなど、事業の客観的な評価を行い、改善を常に行っています。

① 内部評価

設定目標が効果的に実行されているか館内部において自己評価し、事業改善に結びつけます。評価に際しては、内部評価委員会(副館長を委員長とし、事業企画課長、各係長を委員とする)で審議し、報告書を作成します。報告書の内容は、年度終了後、目標項目ごとに事業実績を分析し、成果と課題について取りまとめています。

② 外部評価

評価の客観性を確保するため、平成16年度から、外部専門家による広い視野での評価を実施しています。外部評価の実施方法は、外部評価委員会で決定していきます。外部評価委員会では、内部評価による事業実績報告を受けた後、ヒアリングと審議を行い、各委員が自らの判断により、各事項に関する評価を行い、報告として取りまとめます。委員会は評価終了後、報告書を館長に提出します。館長は、美術館のウェブサイトを通じて、報告書を公表します。

なお、評価委員会においては、前年度に指摘を行った事項についての改善状況についてもあわせて美術館から報告を徴し、改善が図られたかどうか確認を行っています。

- ・委員 6名(博物館長、学識経験者、美術館経営研究者、外部有識者など外部委員で構成)
- ・任期 3年

③ 支援会員からの意見の取り入れ

当館の活動を支援して頂いている支援会員に対しても、年1回開催する総会において事業報告を行い、様々なご意見を頂いています。



(4) 改善(ACTION)段階における外部意見の取り入れ

内部評価及び外部評価委員会から出された意見については、即時対応可能、次年度以降、将来的課題などに整理し、順次、改善に取り組み、より質の高い美術館運営を達成してまいります。

(5) 地域連携を通じての外部意見の取り入れ

写真や映像への関心が高くない層を取り入れるため、恵比寿映像祭など近隣商業施設と連携する機会を捉え、アンケート調査等を行い、潜在的なニーズを掘り起こし、施策に反映します。

あわせて、都内の小中学校への教育普及活動の機会を増やすことにより、写真美術館の存在を知ってもらい、さまざまな意見を聞いて、効果的に写真・映像への興味を引き出していきます。

提案課題3【事業に関する業務】10 館の事業を支える仕組みについて

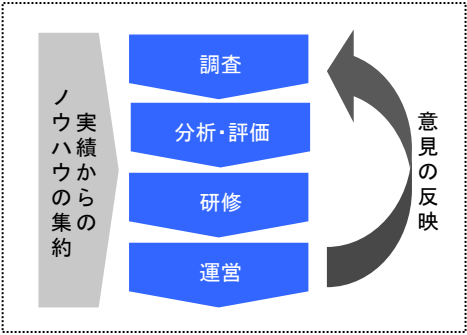
(5)ニーズの把握と対応

1. 基本方針

お客様の満足の追求

お客様のニーズは多種多様であり、様々な観点で高いレベルのサービスの提供が求められています。この期待に応えるために一人ひとりのニーズを丁寧に捉えた管理運営となるよう、お客様とのコミュニケーションを通じて満足度の向上を目指します。

これまでも顧客満足度調査や各種アンケート等により、利用者の多様な声を把握し、お客様の満足度の向上に努めてまいりました。今後も、来館者、利用者の声をフィードバックし、施設運営に適切に反映し、お客様の満足度をより高めていきます。



2. ニーズの把握と共有

定量・定性の両面からの利用者の声の把握

下表のとおり、お客様のニーズは、顧客満足度調査、事業の際に実施するアンケート調査等、複数の手法を組み合わせ、定量、定性の両側面からのニーズの把握を行います。

また、把握したニーズは、館内の全関係者で共有し、改善やさらなるサービスの向上に向け検討していきます。

利用者の声の把握の手法

対象	手法	調査事項	定量データ	定性データ
利用者・来館者	意見交換	サービス、施設、主催事業、他館比較	○	○
	顧客満足度調査	サービス、施設、利用実態	○	—
	ご意見・ご指摘対応	サービス、施設	—	○
	利用者アンケート	自主事業への満足度等	○	○
地域等	地域会合等への参加	地域への貢献	—	○

非利用者の声の把握

数年に一度、グループインタビューやウェブサイトによるアンケート調査等により非利用者を含めた一般の声を把握し運営に活かします。

顧客動向の詳細な把握

当館に対する一般の方のイメージや期待と実態とのズレを把握するとともに、観覧者の減少要因を調査・分析します。

3. 運営への反映

利用者・非利用者の声の集約・分析と改善の実施、運営への活用

- 利用者・非利用者の声の整理・分析・共有
- 各種手法により得られた利用者の声を整理・分析し、解決、改善すべき課題を抽出し、関係者で共有します。
- 利用者・来館者の声を反映
- 利用者の声を分析した結果は、集約し、課題の優先度と緊急性を検討し優先度の高い事項から改善に着手します。
- また、解決のために時間・経費を要する課題などは年度計画や中長期計画に反映させていきます。
- 観覧者の減少要因を運営に反映
- 観覧者の回復のため、より幅広い人たちの来訪を促すよう、対応策を検討し、事業計画の見直しを行います。
- また、類似施設との競合関係を把握するなど、今後の戦略づくりの参考にしていきます。

提案課題3【事業に関する業務】

10 館の事業を支える仕組みについて

(6)外部資金の導入等による事業の充実

1. 実施方針

当館は、効果的・効率的な美術館の管理運営のため、外部資金の導入を積極的に行ってきました。
館独自の支援会員制度を導入し、作品収集や自主企画展への支援など、館の財政基盤を支えてきました。
民間企業や団体からの賛助金・寄付金をいただくことは、単に資金を援助していただくということにとどまらず、写真美術館の使命であるわが国の写真・映像文化の振興に大きく貢献することにつながります。今後とも、こうした外部との連携と協力を拡充してまいります。

2. 具体的な手法

(1) 支援会員制度の積極的運用

支援協議会制度は、平成13年度から導入しました。この制度は、写真・映像に関わる文化や芸術等の振興を図るとともに、写真美術館の活動を支援することを目的とし、現在、次の活動の支援を頂いています。

- (a) 東京都写真美術館の展覧会への支援
- (b) 東京都写真美術館の作品収蔵への支援
- (c) 新進作家を支援する事業への支援
- (d) 東京都写真美術館支援会員の加入促進

支援会員制度の実績（令和6年度末）
会員数:211法人

- 支援会員の主な特典は、次の通りです。
- (1) 顕名
支援会員名を館内に掲示するとともに、「東京都写真美術館ニュースeye」及びホームページに掲載しています。
- (2) 主催展覧会への招待
主催各展覧会の「招待券」及び「図録」を進呈しています。
- (3) 展覧会特別鑑賞会への招待
オープニングレセプション、特別鑑賞会へご招待しています。
- (4) 支援会員向けイベントへの招待
写真映像文化振興支援協議会主催の懇談会、企業交流会、特別内覧会、支援会員限定セミナー、ギャラリートーク等へご招待しています。
- (5) 情報提供
「東京都写真美術館ニュースeye」等、出版物を送付しています。また、催事について情報を事前に提供しています。

※寄附金の場合、公益財団法人に対する寄附金として税制上の優遇措置が適用されます。

(2) 個別展覧会における後援、協賛、協力の獲得

写真・映像の展覧会は、写真・映像関連企業、文化に理解を持つ企業や団体の協力を頂きながら開催しています。こうした企業は、写真・映像関連の技術の発展や、社会の動向を踏まえた文化の振興に関して深い見識を持ち、文化の振興の一翼を担っています。
当館では、個別の展覧会の実施にあたり、企業や団体からの後援、協賛、協力を募り、資金や実施に必要な資源の提供を受けるように努めています。こうして獲得した資金や資源は、展覧会を支えるための大きな力となっているとともに、企業や団体の活動を通して、写真・映像文化の普及のための推進力ともなっています。
今後とも、こうした取組を強化し、より効果的な展覧会の実施に努めてまいります。

令和5年度「風景論以後 After the Landscape Theory」展
◇助成 公益財団法人ポーラ美術振興財団

令和4年度自主企画展「見るは触れる 日本の新進作家 vol.19」展
◇助成 独立行政法人日本芸術文化振興会
協賛: 東京都写真美術館支援会員

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題4「館の運営に関する業務」 1 休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について

1. 開館時間の考え方

(1) 開館時間

東京都写真美術館条例施行規則に従い、**午前10時開館から午後6時閉館を基本**とします。恵比寿ガーデンプレイスという一大商業複合施設内の立地条件を鑑み、恵比寿三越等商業施設の午前11時開館よりも1時間早い開館とすることで、より顧客ニーズに合った対応が可能になります。

(2) 開館時間の延長

毎週木曜日及び金曜日を夜間延長日とし、午後8時まで開館します。週末の仕事帰りに美術鑑賞をしたいというニーズに応えます。

今後、開館時間の延長による夜間開館については、お客様ニーズに合わせて付加価値を高め、採算性も考慮しながら、効果的に実施してまいります。

(3) 臨時開館・特別開館

年末年始は、東京都写真美術館条例施行規則並びに開館以来の経緯から、12月28日から1月4日まで休館していますが、**年始(1月2～4日)の正月特別開館**を実施しています。

恵比寿ガーデンプレイス内の商業施設の1月2日開店にない、来館者ニーズに応え、特別開館しています。初詣や年始まわりなどの習慣が薄れ、休日の過ごし方も千差万別となっている社会状況の変化をいち早く捉え、**正月を文化施設で楽しむという選択肢を提供**するものです。さらにお客様に楽しんでいただくため、ゴールデンウィーク中の休館日、年末12月28日についても臨時開館しています。

2. 休館日の考え方

東京都写真美術館条例施行規則に従い、**月曜日**(月曜日が祝日にあたる場合は翌火曜日)及び**年末年始の一部を休館日**としています。展示替えや設備機器の定期的なメンテナンス上、**週1日程度の休館日は必要**であると考えます。

3. 施設や情報のアクセシビリティ

前期指定管理期間では、クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョーを推進することで、情報保障、施設の利用、鑑賞、参画の面から、聴覚障害、視覚障害等の障害特性に応じたツールの配備や施設整備など、より多くの方が安心して芸術文化を享受できる環境を都立文化施設一体で整備してきました。次期指定管理期間においても、必要な措置は東京都と協議の上、前期指定管理期間において達成した水準を維持していくとともに、課題2-1(3)の記載に沿って、より多く、そして持続可能なアクセシビリティ対応を図っていきます。

提案課題4「館の運営に関する業務」1 休館日及び開館時間並びに施設の機能向上について

4. 多言語化

前期指定管理期間では、外国人旅行者の急増に向け、アクセシビリティ向上の取組等により、外国人がストレスなく芸術文化に触れることができる環境を整えるため、ハード面の多言語化の体系的な整備、ICTや音声ガイド等の活用やショップ・レストラン等を含めたスタッフ対応等ソフト面での充実について、取り組んでまいりました。

次期指定管理期間においても、必要な措置は東京都と協議の上、前期指定管理期間において達成した水準を維持していくとともに、お客様のニーズを踏まえ、さらなる充実を図ってまいります。

具体的な取組

- ・案内表示
- ・展示解説
- ・ホール内でのアナウンス
- ・インフォメーションでの多言語対応
- ・ウェブサイトやパンフレット等の情報発信（「提案課題3-10-(1)」記載）
- ・多目的トイレの音声案内

5. ユニークベニュー

参加者に特別感を演出することにより、当館の知名度向上、来館者の増加又は東京及び地域の魅力発信につなげていくため、当館の設置目的に沿った事業を中心に、館の運営に支障をきたさない範囲で、民間企業等が開催する企業系会議、報奨・研修旅行、国際会議、展示会、イベント等に当館の一部施設を提供する事業（ユニークベニュー）を行います。

提案課題4「館の運営に関する業務」

2 施設及び附帯設備の貸出しについて

1. 実施方針

(1) 2階、3階展示室及び地下1階展示室

2階、3階展示室及び地下1階展示室は、本来的に美術館の収蔵展や企画展を行うスペースではありますが、写真・映像文化の振興に資する団体や、当美術館で実施するにふさわしい写真家などが、展覧会開催を希望する場合には、本来的な美術館としての活動に支障をきたさない範囲内で、誘致展を対象として、貸出しを行っています。なお、この場合、地下1階展示室を中心として貸出を行います。

(2) 1階ホール

1階ホールについては、現在、写真・映像や美術関連の新作を中心とした映画作品の上映を行うスペースとして活用していますが、写真・映像文化の発展に貢献する公的な団体の企画などについては、上映スケジュールと調整し、貸出しを行っています。

(3) スタジオ(創作室)

1階にあるスタジオ(創作室)については、通常ワークショップなどの教育普及事業や、展覧会に関連したトークなどのスペースとして使用していますが、各種団体が主催して行う写真・映像関連の事業にも貸出し、写真・映像文化の総合的な発展に役立てています。今後とも、同様の活用を着実に行ってまいります。

(4) その他附帯設備

1階ホールで企画を実施する場合に必要な附帯設備については、必要に応じて貸出しを行います。

2. 利用料金の具体的な提案

貸出施設の利用料金は、東京都写真美術館条例に基づき、東京都写真美術館利用料金要綱で定めています。写真・映像文化のセンター的役割を果たしていくため、条例金額よりも割安な料金を提案します。
具体的な料金は下記のとおりです。

展示室関係	全日 56,000円 (地下1F展示室 93,100円、2F・3F展示室 79,690円)	
1階ホール	午前 13,000円 (17,520円)	午後 16,000円 (23,370円)
	夜間 16,000円 (23,370円)	全日 40,000円 (58,430円)
スタジオ(創作室)	午前 4,500円 (6,030円)	午後 5,500円 (8,040円)
	夜間 5,500円 (8,040円)	全日 14,000円 (20,120円)
附帯設備	ホール用同時通訳設備	1式1回 2,500円 (2,500円)
	ホール用ビデオプロジェクター	1式1回 5,000円 (5,000円)
	電源設備	1kw1回 120円 (120円)

注:()内は、東京都写真美術館条例による料金である。

東京都写真美術館利用料金要綱(施設使用料減免関連抜粋)

- ① 官公署が施設等を使用するとき。 **25%減額**
- ② 都内の小学校、中学校及び高等学校並びにこれらに準ずるものが、児童又は生徒のための事業を実施するために施設等を使用するとき。 **50%減額**
- ③ 若手芸術家の創造活動又は伝統文化活動を支援する事業で知事が指定する事業を実施するために施設等を使用するとき。 **免除**
- ④ 公益財団法人東京都歴史文化財団が主催する事業に使用する場合で、館の振興のために特に必要があると認められるとき。 **50%減額**
- ⑤ 写真等に関する普及活動を実施し、公益の実現を図ることを目的とする団体が、一般都民を対象とした事業を実施するとき。 **50%減額**
- ⑥ 上記のほか、館長が特に館の事業にとって必要と認めるとき。 **減額又は免除**

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題4「館の運営に関する業務」 3 館内サービスについて

(1) 来館者への基本的なサービス

1. 実施方針

美術館は作品を鑑賞する場を提供するとともに、人々が集い、それぞれの知的関心を高め、人生を豊かにする創造の場でもあります。近年、美術館の果たす役割はますます多様化しており、より多くのお客様を館へお迎えし、満足度の高い空間を提供してまいります。年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが安心して利用できる環境づくりを進めることを基本姿勢とし、来館者一人ひとりの多様なニーズに応える取組を推進します。

(1) プロフェッショナルな対応とホスピタリティをもって来館者サービスにあたります。

お客様が気持ちよく充実した時間を過ごし、人生をよりよく生きるきっかけや活力を見いだすことができる美術館とするため、常にプロフェッショナルな対応とホスピタリティをもってお客様をお迎えします。

受付案内・警備・清掃については、専門的な訓練を受けたスタッフを擁する事業者にて委託し、それぞれ研修を繰り返すことにより、接遇その他のレベルを常に高く保ってまいります。

また、日常的には、きめ細やかなそして緊急時には迅速・確実な対応が可能となるよう日頃から訓練し徹底してまいります。

(2) 地域との連携により、館に「賑わい」を創出します。

館は、恵比寿ガーデンプレイスという複合商業施設内に立地していることから、食事やショッピングを楽しむなど人々の消費や余暇活動の流れに乗り、芸術・文化普及の相乗効果をあげています。今後、近隣地域との連携をさらに密にし、地域の賑わいを共有するような館の運営に努めます。

(3) 顧客ニーズや社会状況に沿うよう、サービスや事業の改善を図ります。

アンケート調査を常時実施し、リアルタイムで把握したニーズを事業改善に反映しています。性別欄の選択肢見直しや、バリアフリー・アクセシビリティに関する満足度項目の追加、QRコードによるウェブ回答の導入など、社会的背景も取り入れ、アンケート自体の改善も進めてまいります。また、外部評価委員会の意見を取り入れ、多様な立場の声を運営に反映しています。誰もが利用しやすい環境を目指し、共用スペースの改善、視認性の高いサイン整備、案内表示やWi-Fi環境の充実などに取り組んでまいります。

2. サービス充実に向けた取組

(1) 受付案内業務

美術館の管理運営を円滑なものとするのはもとより、お客様がよりご利用しやすい環境を整えるため、ホスピタリティあふれる受付案内業務を行います。

- 1階に総合受付カウンターを設置、4名のポストを配置し、観覧券の販売や展示案内等を行います。
- 展示受付については、収蔵・映像展及び自主企画展、誘致展実施時に展示室入口に検札業務として1～2名のポストを配置することにより、入場者数の把握及び展示案内等を行います。
- 外国人のお客様は全体のおおむね3割程度、来館されます。このため、1階総合受付では英語、中国語、韓国語での対応もいたします。
- 週末を中心に、総合受付に手話スタッフを配置。スタッフがいない日は東京都福祉局の遠隔手話サービスを活用し、開館時間中は常に手話による対応が可能となっています。筆談や、音声認識・翻訳アプリ(UDトーク)も併用します。
- 総合受付に毎日「サポートスタッフ」を配置し、障害等が理由でサポートが必要な方への対応スキルを持つスタッフが、案内やコミュニケーション支援などを適切に行い、安心して来館いただける環境を整えています。

(2) 来館アクセス向上の取組

館へのアクセスを容易にし、来館しやすい環境を整えることは、公共美術館として重要です。恵比寿駅から恵比寿ガーデンプレイスまでは動線が明確ですが、恵比寿ガーデンプレイス内での写真美術館への案内をさらにわかりやすくするため、インフォメーション窓口への案内図設置や関係者との連携による館内誘導サインの整備を進めています。あわせて、写真美術館ウェブサイトのアクセスページを改訂し、電車・車など手段別の構成とするとともに、写真による案内や視覚障害の方向けの「ことばの案内」ページを新設し、アクセシビリティに配慮した内容としています。

提案課題4「館の運営に関する業務」 3 館内サービスについて

(1) 来館者への基本的なサービス

(3) バリアフリー、アクセシビリティの向上

- 高齢者対応
エレベーター2基は手すり付きで車いす利用が可能。車いすや歩行補助具を無料で貸出しています。
- 小さなお子さま連れの方への対応
1階に授乳室を設置し、ベビーカーのまま入室できます。温水が出るシンクを備え、ベビーカーの貸出しも行っています。
- 急病人対応
ケガや急病時は「危機管理マニュアル」に基づき救急車を要請し、救急隊と連携して搬送します。館内にはAEDを設置し、救命講習修了者を常時配置しています。
- 感覚に配慮したサポート
視覚障害の方へ触図・点字フロアマップを貸出し、聴覚障害の方へはホールのヒアリンググループを活用。感覚過敏の方には遮光眼鏡やイヤーマフを提供しています。
- 情報提供の充実
ウェブサイトで「ユニバーサルガイドブック」を公開し、バリアフリー情報をわかりやすく案内しています。

(4) 外国人に対するサービスの向上

【基本的な考え方】

国内唯一の写真・映像を専門とする総合美術館であり、世界に向けてその魅力を発信するため、諸外国からの来館者対応、外国語での情報発信の強化を図ってまいります。

【具体的な取組】

- 案内表示の多言語化に努めるとともに、視認性の高いピクトグラムを採用して、あらゆる国と地域、年代層の来館者が利用しやすい館内案内に努めます。
- 在京の外国語媒体(観光ガイド、新聞、雑誌)等に英文によるプレスリリースの発信、多言語による広告の投稿を行い、外国人観光客の誘致を図ります。
- 外国人観光客が使用するホテルや主要な観光案内所等に館の外国語パンフレット、リリースを配布し、情報提供を行います。
- 財団が実施する顧客満足度調査で行う「外国人モニター調査」の結果を参考に、海外メディアへの情報提供、効果的なPR方法等を検討、実施します。
- やさしい日本語による館案内パンフレットなど、日本語が母語でない方にも理解しやすい情報提供に努めます。

(5) 賑わいの創出に努めます。

館内サイン・装飾、情報発信等により、初めて来館する方でも入りやすくなるよう努めるとともに、2階ロビー等、館内スペースを有効活用したイベントの実施により、来館機会を創出します。

館の事業と、ミュージアムショップやカフェの集客策との効果的な連携を図り、双方向の賑わいの創出に努めます。

(6) 固定ファン層の拡大を図ります。

無料または割引で展覧会を観覧できる年間パスポート「TOP MUSEUM PASSPORT」の推進により、リピーターによる固定ファン層の拡大を図ります。

(7) チケットの販売及び販路拡大

展覧会チケットは、1階の総合受付にて販売いたします。

来館者サービスの一環として、恵比寿ガーデンプレイスオフィスワーカー向け優待などの地域近隣施設と連携した割引サービスや、財団が管理運営する他の施設の友の会会員を対象とした割引サービスなど、館外施設と連携した販路拡大に努めます。

また、ショップ、カフェのレジ窓口、展覧会チケットの総合受付ではクレジットカードや電子マネー、二次元コードによる支払を可能としました。

お客様の利便性向上のため、ホールの座席指定予約・鑑賞券購入システムを導入しました。展覧会については、チケット売り場での待ち時間解消等の利便性向上、良好な鑑賞環境の維持の観点から混雑が見込まれる展覧会での日時指定チケット販売を、表示をわかりやすくして継続してまいります。

(8) 恵比寿ガーデンプレイス等との連携

恵比寿ガーデンプレイス内の立地条件を活かし、展覧会のテーマに合わせ、個々のテナントとイベントの協同企画も展開します。展覧会ポスターの掲出はもとより、アドカードやポストカードを店頭に配架して、お客様が気軽に館にお立ち寄りになれる演出を心がけます。また、恵比寿ガーデンプレイスでお勤めの方向けに展覧会の入場料が割引になる「オフィスワーカー優待」に参加し、館内外の回遊性向上と新規来館者の獲得につなげています。

提案課題4「館の運営に関する業務」 3 館内サービスについて (2)ミュージアムショップ及びカフェ等の運営

1. 運営方針

館内の飲食施設やミュージアムショップも、来館者に憩いや潤いをもたらす重要な役割を担っています。写真美術館では、展覧会観覧前後に、美味しい料理とドリンク、おもてなしの心とサービスでくつろぐ「カフェ」を1階に、多彩なグッズや専門書籍を用意し販売するため「ミュージアムショップ」を2階に設置し、お客様をお迎えします。

2. 具体的な取組

(1)カフェ

店舗運営の方向性

- ① 明確なコンセプト、メッセージ性、独自性
- ② ニーズの反映、新しいニーズの創出
- ③ 展覧会事業との連携、協力
- ④ 環境への配慮
- ⑤ ホスピタリティの維持向上

取組内容

1階エントランスホールに面し約14㎡のオープンデッキを併設したカフェは、展覧会や映画鑑賞の合間に立ち寄るといった利用だけでなく、写真美術館という日常から少し離れた特別な空間で、ゆっくりとした時間を過ごせる場を提供します。

来館者はもちろんオフィスワーカーや恵比寿界隈にお住まいのお客様の利用を促進し、多くのお客様が行き交う魅力ある店舗づくりを目指します。

また、展覧会と連動したカフェメニューの開発や、手軽な軽食メニューの充実に力を入れてまいります。

営業時間／午前10時から午後6時まで(木・金曜日は、午後8時まで)

(2)ミュージアムショップ

店舗運営の方向性

- ① 明確なコンセプト、メッセージ性、独自性
- ② ニーズの反映、新しいニーズの創出
- ③ 東京都写真美術館事業との連携、協力
- ④ オリジナルグッズの開発、販売
- ⑤ 環境への配慮
- ⑥ ホスピタリティの維持向上

取組内容

単なる「売店」ではない、オリジナリティにあふれる品揃え、従来のショップ像にとどまらない創意工夫とセレクトにより、新たなニーズに対応したミュージアムショップを目指します。

展覧会図録や映画にあわせた書籍・グッズの特設コーナーの設置やオリジナルグッズの開発を行うとともに、写真・映像関連の古書を含む和・洋書や、デザイングッズの展開、加えて非流通本などの写真集などを取り揃えることでより一層の幅広い商品展開を行っていきます。

営業時間／午前10時から午後6時まで(木・金曜日は、午後8時まで)

提案課題4 [館の運営に関する業務] 3 館内サービスについて

(3) 館内ホスピタリティ等の充実

1. 館内ホスピタリティ等の充実

(1) スタッフの顔の見えるサービス

■写真美術館は、ホスピタリティをもったサービスを提供するためにスタッフが一丸となり、お客様に顔が見えるサービスを展開しています。

■1階総合受付にスタッフが常駐し、来館者からの問い合わせ、相談、苦情を直接受け付け迅速な対応を図っていきます。

■警備スタッフが館内を巡回し、来館者からの問い合わせ、相談、苦情を直接受け付け迅速な対応を図っていきます。

ホスピタリティをもった接遇の基本姿勢

相手を知る
心情を察する

今、相手がして欲しいことは何か。どのような心境でいるのか。どのような人なのか。ほんの、ちょっとしたしぐさや表情、返答を気に留める程度でいいです。相手を少しでも知っておくと、その後の対応の仕方が変わってきます。

相手を
待たせない

誰だって何の意味もなく待たされるのはイヤなはず。ほとんどの人が時間に余裕はありません。応対においても(余裕のある場合は除いて)スピーディーに対応してほしい、と思っています。実際に手際良く、しかもキビキビした動きが必要です。

動きを丁寧に

雑な動きは“雑に扱われている”という印象に映ってしまいます。1つ1つの動きに無駄のない丁寧さが表現できると良いでしょう。立ち振舞いが大切なのはこのためです。

誠意ある心がけ

一言、やさしい言葉がけをしていますか？挨拶は心をこめてしていますか？何も言わずに相手を待たせていませんか？黙っていたのでは誠意は伝わりません。こちらから一言、一声かけましょう。相手はホッとするはず。

表情の効果

一番先に目につき印象として残るのが、表情です。誰もが明るい、温かい表情が好きです。笑顔は相手を気持ちよくする効果を持っています。ただし、時に落ち込んだり、困ったり、悲しんでいる人にとっては、笑顔よりは、相手の心情に合った表情がホスピタリティを感じさせます。

2. 意見・要望等の迅速な対応について

(1) 苦情の迅速な対応について

お客様からの苦情は貴重なご意見として捉え真摯に対応し、今後の運営に活かしていきます。次のような多様な方法で広くそのご意見(苦情)を身近に収集することにより、それに対応するシステムを構築し、利用者の満足度を高めて、「よかった、ありがとう。また、来たい」という声につながるよう迅速な対応を図っていきます。

お客様からの直接のご意見(苦情)対応

直接お客様からいただいたご意見(苦情)に対しては、真摯に聞き、どの点が問題なのか把握したうえで回答します。また、お客様が指摘する内容について現場で確認し、対応できるものは直ちに処理します。処理できない場合は、納得していただくようきちんと説明していきます。また、時間を要しても対応できるものについてはその旨説明します。

アンケートでのご意見(苦情)対応

来館者に対して、行っている館内アンケートで記載されている館の事業・施設・案内・警備、ショップ、カフェ職員などへのご意見(苦情)を迅速に集約し、所管部署へ報告し迅速な改善を指示します。

メールで寄せられたご意見(苦情)対応

メールでいただいたご意見(苦情)に対しても、関係部署に連絡し確認したうえで早急に返事を出すようにしています。メールは相手方の個人アドレスがあるため、必ず、関係部署に渡す時は、個人情報保護の観点からその部分を黒塗りしてメールを提示して早急な処理を行っています。

案内や警備などスタッフが対応したご意見(苦情)対応

館内で案内や警備のスタッフが直接ご意見(苦情)を言われた場合は、直接そのスタッフがお客様に対応します。そのためのスタッフ研修は行っております。その回答にご納得いただけない場合は、職員が対応します。しかし、基本的には「ワンストップサービス」を心がけております。

電話でのご意見(苦情)対応

電話でいただいたご意見(苦情)は、その場で必ずメモとり、関係部署に連絡し、迅速に回答します。ただし、回答できないご意見(苦情)の場合は、連絡先を聞いてから後ほど回答するようにします。

手紙でのご意見(苦情)対応

手紙でいただいたご意見(苦情)は、関係部署に回付しお名前と住所が記載されている場合は迅速に返事を出します。

ご指摘(苦情)への対応の流れ

お客様からのご指摘(苦情)

初期

スタッフによる対応

二次

責任者による対応

納得・了解

運営への
フィードバック

対応策等を
掲示板に提示

データベースの
入力

提案課題5【組織及び人材】 1 効果的かつ効率的な執行体制の確保について

1. 基本的な考え方

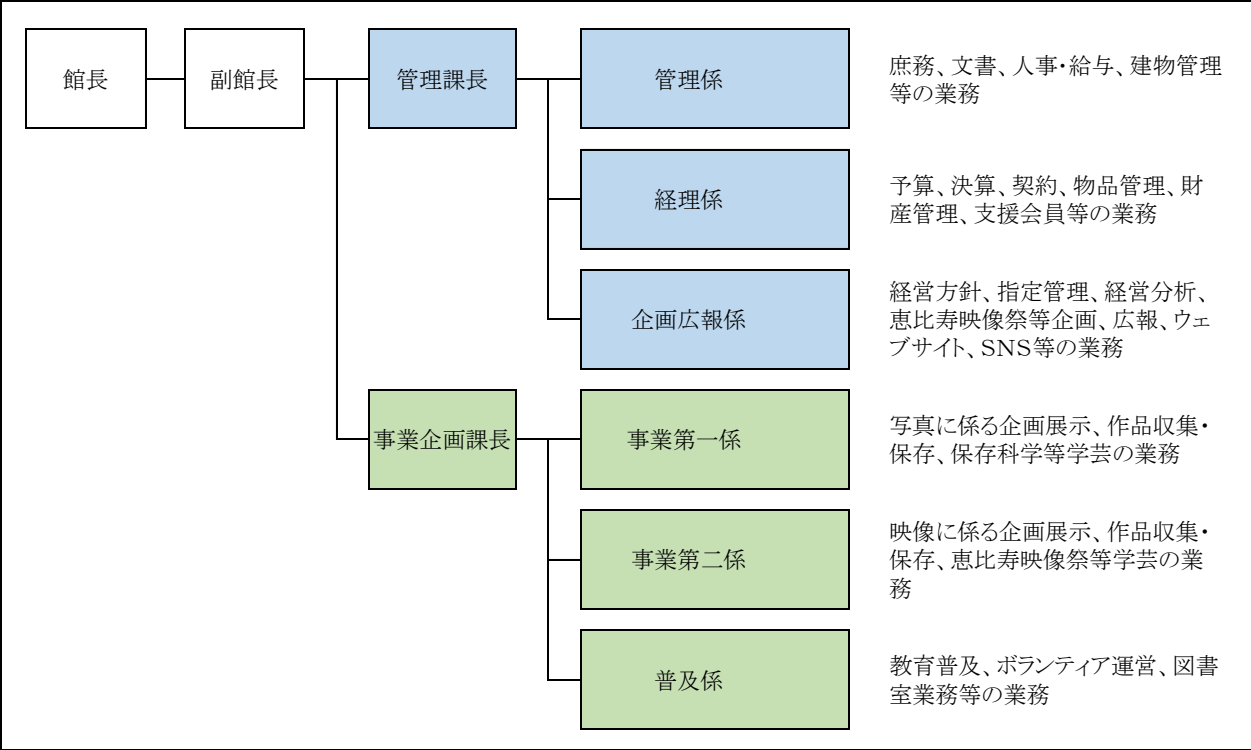
経験と実績に裏付けられた豊富なノウハウをもつ学芸員により展覧会業務等の運営を効果的に行います。また、美術館運営に精通した管理部門の職員が館全体の良好な環境整備や付帯施設の運営管理を行います。さらに職員・スタッフ間の連携を密にするとともに、接遇や社会状況を踏まえた研修を行い、運営業務の質を保持します。また、施設運営や事業実施にあたっては、必要に応じて外部のアドバイザーや専門家の登用も検討します。

2. 運営体制・人員配置

課の設置については、施設を適切に管理運営し、美術館事業の円滑な実施を支えるための管理部門として管理課を設置し、写真と映像の専門美術館の事業部門として事業企画課を設置します。

管理課については、管理・庶務業務を行う管理係と経理・契約などの業務を行う経理係、館の経営方針や映像祭の企画、広報事業を担う企画広報係を置き、着実に業務を遂行する体制とします。

また、事業企画課については、写真を専管する「事業第一係」と、映像を専管する「事業第二係」を設置するとともに、教育普及事業を担う普及係を設置します。



※ 令和10年度以降の人員配置については、現在想定する事業等の動向や、今後東京都から実施を求められる事業に連動して必要となる人員の確保に向けて、適切に東京都へ要求し、措置されるように努めます。

提案課題5【組織及び人材】 2 明確な責任体制の構築について

1. 基本的な考え方

美術館の最高責任者は館長であり、館長の命を受け、日常的には副館長（館運営全般の責任者）の指示のもと、管理課長（人事・財務・施設の責任者）と事業企画課長（学芸部門の責任者）が各部門を指揮して事業を運営します。

事業の決定は、内容に応じて館長、副館長、課長が決定します。ただし重要事業については、館長をトップとし副館長、課長などの幹部職員で構成する幹部会で審議の上で決定します。

事案決定後、事業実施上の権限は、各部門に委ねられ、進捗状況を係長会等で報告し、進行管理等を行います。

1 館長

館の代表として、事業を統括します。

2 副館長

館長の意向を受け館の日々の事業を統括します。管理運営、事業展開全般のマネジメントを行います。

3 管理課長

副館長を補佐して館の経営方針、人事、財務、施設管理、広報事業等を統括します。

4 事業企画課長

展覧会の開催、収蔵作品の収集管理、教育普及事業、保存科学、図書室の運営、調査研究事業等を統括します。

2. 人材配置の考え方

(1) 館長

館の最高責任者である館長については、芸術、文化に関する素養を備えているだけではなく、経営的な視点をもってたゆまぬ改革を実行できる見識ある人材を選任します。

(2) 副館長

管理職として、業務経験が豊富であり、かつ事業実施及び管理運営のマネジメント力を有する人材を配置します。

(3) 管理課長

管理職としての業務経験があり、財務、人事等を含めた管理運営面のマネジメント力を有する人材を配置します。

(4) 事業企画課長

写真・映像に関する豊富な知識と経験に基づく専門性を有し、国際的な舞台で活動できる人材を配置します。

提案課題5〔組織及び人材〕 3 専門的職員等の配置について	
1. 基本的な考え方	
館はわが国唯一の写真・映像を専門とする総合美術館であり、その運営に当たっては写真・映像に関する高い専門性と経験を要します。特に、都民の貴重な財産である3万5千点のコレクションを管理し未来へとつなげ、それらを展覧会などの事業に活かすためには、写真・映像史や現在のトレンド、作品個々について深く精通した知識が求められます。 また、寄贈者や他館との作品の借受・貸受を伴う業務をはじめ、作家や他美術館・大使館等との信頼関係なしには、美術館の業務を遂行することは困難です。 財団は写真・映像・美術に関する幅広い分野の高度な専門性を有する職員を配置し、当館の役割を全ういたします。	
2. 人材配置の考え方	
各組織等における以下の業務を実施するために必要な専門性を有する学芸員及び図書館司書等を、適材適所に配置し、各人の能力を最大限に発揮させます。	
事業企画課長〔学芸員〕 展覧会企画・構成、展覧会事業運営、教育普及事業等、学芸事業に関わる事業統括	
事業第一係長〔学芸員〕 写真に係る展覧会事業、作品収集事業、作品管理・貸出、保存科学研究室、調査研究事業等の係統括	
事業第一係学芸員：展覧会事業担当 自主企画展・収蔵展企画・実施、紀要制作、資料情報システム、作品管理・貸出、収蔵庫管理、作品収集等	
事業第一係研究員：保存科学担当 作品保存科学研究、作品管理・貸出、作品保存修復他、保存科学研究室の運営担当	
事業第二係長〔学芸員〕 映像に係る展覧会事業、作品収集事業、作品管理・貸出、調査研究事業等の係統括	
事業第二係学芸員 収蔵展・恵比寿映像祭企画・実施、紀要制作、資料情報システム、作品管理・貸出、収蔵庫管理、作品収集等	
普及係長〔学芸員〕 教育普及事業、図書室運営、ボランティア、地域連携等の係統括	
普及係学芸員 各種ワークショップ、スクール・プログラム、ボランティア育成、博物館実習受入等	
普及係図書館司書 図書購入、閲覧、整理、レファレンス・サービス、複写サービス、貸出等	
企画広報係長 経営に関する調査分析、恵比寿映像祭企画、広報事業等の係総括	
企画広報係：広報担当 企画展広報、プレス内覧会、記者懇談会開催、ウェブサイト制作・管理、館ニュース制作・発行、館事業広報等	
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題5【組織及び人材】 4 人材育成の取組について

1. 人材の育成方針

(1) 職員の総合的レベルアップ

- ①東京の文化発信拠点としての各施設の使命を自覚し、文化の創造・発信をリードしていく気概を持った職員の育成、組織風土の醸成を目指します。
- ②従来の発想にこだわらず、新たな課題に適切に対処できる広い視野を養い、文化施設運営に必要な専門能力と事務処理能力のさらなる向上を図ります。
- ③収益・コストを踏まえた経営上のバランス感覚、的確な状況判断及び問題解決能力に優れた人材を育てます。

(2) 専門性の向上

- ①美術館の社会的・歴史的な使命を自覚し、自らの職務の位置づけを客観的に行い、能力を発揮できる人材を育成します。
- ②東京都の文化振興政策に沿って、都民等の来館者のニーズを把握しつつ、文化の発展に資する人材を育成します。
- ③館のミッションの達成のために、日常的な改善を積み重ねていくことのできる人材を育成します。

2. 具体的な取組

(1) 研修等の充実

財団職員として必要な基礎知識については、財団全体で実施する研修へ参加します。館運営に必要な知識は、以下の研修を実施・参加します。

- ①良質な都民サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが必要な知識を習得し、実践を通じて研さんしていくことが重要であり、財団主催の研修受講を促進し、当館職員の資質向上に努めてまいります。
- ②学芸員の資質向上は美術館の魅力向上を図る上で重要であり、財団や民間、公的団体の研修を積極的に活用し、国内外の美術の動向や表現の潮流、体系化など、その専門性向上に努めてまいります。
(例:財団職員 海外派遣研修制度、文部科学省「海外研修」、国立アトリサーチセンター「海外研修」等)
- ③専門性の高い職員には、美術作品の審査や芸術系大学への講師派遣等を通じて、より一層専門性の向上とともに活用を通じて専門性に磨きをかけてまいります。

(2) 業務遂行上の取組

【on the job training】

- ①展覧会企画等の実施に際し、来館者からの意見を自らアンケート等で聞く機会を設け、職務に反映させます。
- ②内部評価、外部評価のプロセスを通し、来館者等のニーズや、自らの職務に対する客観的な評価を自覚し、改善に向け収支計画や、来館者数計画を含む詳細な展覧会企画等を自ら作成し、費用対効果の必要性を自覚し、事業に反映させていきます。
- ③これまでの指定期間で培ったスキル・経験等を若手職員に引き継ぎ、間断の無い館運営及び事業品質の維持・向上に努めます。

【組織運営面における取組】

- ①月例の全体会(全職員参加)による情報の共有化
- ②月例の学芸員ミーティングによる展覧会企画、調査等の研修
- ③委託スタッフ(警備、設備、清掃及び総合案内・看視等)との月例連絡会による情報の共有化

提案課題6「館の管理その他に関する業務」

1 館の管理について

(1)施設等の管理業務

1. 実施方針

館の各事業運営部門と連携をとると同時に、都立文化施設として、「関係法令等に従い」「計画的に」「経済的かつ効率的に」「適切な措置を行う」ことにより、『安定した確実な管理』を実施いたします。また、物品については『適切な管理』を実施いたします。

館の特性等を考慮し、以下のポイントは、特に重要と考えております。

恵比寿ガーデンプレイスとの連携

恵比寿ガーデンプレイス内にある施設という特性を踏まえ、エリア全体への影響を考慮すべき修繕工事や防災面での施設管理、合同訓練への参加など、恵比寿ガーデンプレイスとの連絡・調整を密に行い、協力体制のもと、一体となって実施します。

写真・映像の専門施設としてのホール運営

ホールは上映のための多様な映写機器を有しています。適切な機器操作を行うため映写技師を配置し、貸館など外部利用の際も技師が操作を行います。展覧会との連携のほか、映像・映画分野での活用を進めていきます。

【日々の施設設備のメンテナンス方針】

関係法令や維持保全業務標準仕様書(東京都)、取扱説明書等に基づき、設備機器の運転・監視、保守、点検や清掃等の保全業務を計画的に実施いたします。また、破損や故障等の修繕には迅速に対応し、施設の機能維持に努めます。各施設設備のメンテナンスの主な内容は別表のとおりです。

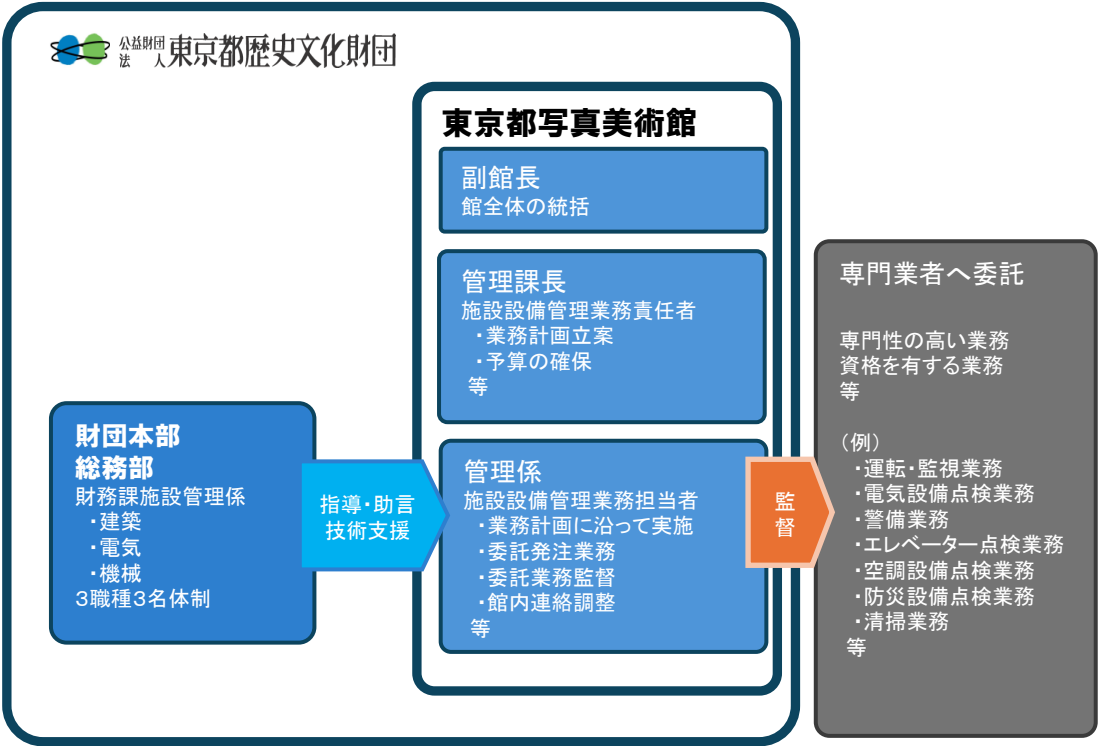
2. 実施体制

施設等の管理業務を効率的に行うために次のように実施体制を整えます。

副館長の下、管理課長を施設設備管理業務の責任者とし、管理系の係員を実務担当者とします。業務計画の立案やその実施においては、施設設備の専門職種を有する財団本部である総務部財務課施設管理系の技術支援を受けながら、組織的に対応します。また、物品は、管理課長を物品管理業務の責任者とし、経理系の係員を実務担当者とします。東京都への報告等は、財団本部である総務部財務課契約係を通じて、組織的に対応します。

(1) 施設設備

【施設設備管理実施体制】



提案課題6「館の管理その他に関する業務」

1 館の管理について

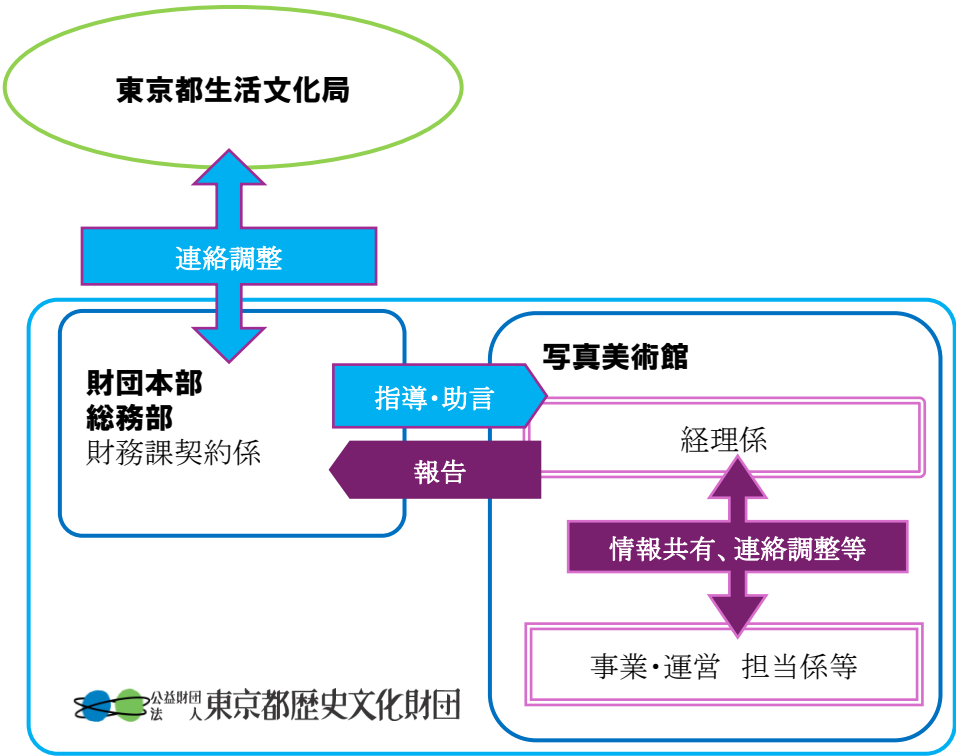
(1)施設等の管理業務

(2) 物品

- ①財団本部(総務部財務課契約係)
- ◇写真美術館における物品管理を支援するため、以下を主な業務といたします。
- ・物品管理業務に関する指導・助言

・東京都との連絡調整等
- ②写真美術館経理係
- ◇『適切な管理』のため、以下を主な業務といたします。
- ・館内の物品管理

・総務部への報告



提案課題6【館の管理その他に関する業務】 1 館の管理について
(1)施設等の管理業務

3. 指定管理者による修繕工事等の考え方

指定管理者による修繕工事等は、施設管理の観点から、以下のような考え方で取り組んでまいります。

- 日常的な補修・修繕工事**…破損や故障等に迅速に対応して建物の現状機能を保持する工事
- ・安全確保を最優先し、かつ、来館者、展覧会及び公演等への影響を考慮した応急措置、補修・修繕を実施いたします。
 - ・事業・運営等に根本的影響が無く、その不具合等が拡大する恐れのないものについては、滞りなく適切な時期に補修・修繕を実施いたします。
 - ・予定価格が高額の場合は、東京都と協議の上、緊急性の高いものや館の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者又は指定管理者が指定する特定の工事業者が実施することが望ましいものについて、実施いたします。
 - ・工事記録は適切に保管するとともに、工事完了後速やかに東京都に報告いたします。

- 建物の安全管理のための修繕工事**…建物の運営における安全管理等のための設備機器のオーバーホールや消耗品の交換等の工事
- ・定期点検等による機能や劣化状態の把握により、故障等の不具合が生じる可能性が高いと予測された場合、予防的な措置として実施いたします。
 - ・事業・運営に欠かせない重要な設備機器や事故につながる恐れのあるエレベーター等は、適切な予防保全を行い安全管理に努めてまいります。
 - ・予定価格が高額の場合は東京都と協議の上、緊急性が高いものや館の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者又は指定管理者が指定する特定の工事業者が実施することが望ましいものについて、実施いたします。
 - ・工事記録は適切に保管するとともに、東京都に報告いたします。

- 施設の維持向上に必要不可欠な改修工事(1)**…法令改正等により、社会的・政策的に施設整備が求められるもの、防災対策、バリアフリー、インフラ整備及び省エネ対策等に関する工事
- ・東京都と協議の上、緊急性の高いものや館の運営に影響が及ぶ等の理由により指定管理者又は指定管理者が指定する特定の工事業者が実施することが望ましいものについて、実施いたします。
 - ・工事記録は適切に保管するとともに、工事完了後速やかに東京都に報告いたします。

- 施設の維持向上に必要不可欠な改修工事(2)**…上記のいずれにも該当せずかつ著しい原状変更を伴う改修工事等(利用者サービス向上(ショップ・レストランの改装等)、施設管理の利便性の向上(事務室のレイアウト変更等)のための工事等)で、指定管理者の発意によるもの
- ・指定管理者の自主財源で実施いたします。
 - ・東京都と事前協議の上、承諾を得て実施いたします。
 - ・工事記録は適切に保管するとともに、工事完了後速やかに東京都に報告いたします。
 - ・原則として、指定管理期間終了時に原状回復いたします。

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について
(1)施設等の管理業務

3. 業務委託の考え方

施設設備管理業務は、施設利用者の安全性と快適な環境を確保し、良好な状態を維持するために不可欠な業務です。重要な設備機器や複雑・高度な機構を持つ装置・システムの保守管理業務、有資格者による点検が必要な業務、警備など専門性が高い業務については財団職員のみならず、その業務に精通した専門業者に適切に委託し、業務を行うことが必須であると考えております。これらの業務を委託した場合には、受託者に記録などの報告を求め、状況や内容の確認を適切に行ってまいります。

【委託業務一覧】

項 目	主な業務内容
建物設備管理	日常運転・監視業務 建築物全般点検保守業務(建築基準法定期点検含む) 電気設備点検保守業務 空調設備点検保守業務 給排水衛生設備点検保守業務 消防設備点検保守業務 環境衛生管理業務 昇降設備点検保守業務
清掃	清掃業務
警備等	中央監視業務 受付管理業務 巡回等業務
展示室・収蔵庫等管理	害虫生息調査及び駆除業務
舞台設備等管理	舞台吊物点検保守業務 音響機器等点検保守業務 1階ホール連結椅子保守点検業務

東京都写真美術館 メンテナンス表

別表

項 目	業 務 内 容	規模・回数等 (※:定期点検)
1 施設設備		
(1)建築全般		
建物外部		
屋根	①排水・防水性能状態の点検 ②笠木及びパラペットの点検 ③手摺の取付部の変形・破損の点検 ④ルーフトレン・樋の点検	1/年
外壁	①ひび割れ・破損状態の点検 ②タイル等の浮き・剥離状態の点検 ③防水性能・状態の点検 ④ガラスの割れ・破損の点検	1/年
建具	①開閉・作動状態の点検 ②建具回りの漏水・シーリングの点検 ③ガラス固定状況の点検	1/年
防火戸及び防火シャッター	①開閉・作動状態の点検(電動部共) ②自動閉鎖時の障害物の点検	2/年
建物内部		
壁	①劣化及び損傷状況の点検	1/年
天井	①仕上材等の固定、劣化及び損傷状況の点検	1/年
床	①劣化及び損傷状況の点検	1/年
階段	①亀裂その他の損傷、変形又は腐食の有無を点検	1/年
防災管理	①防火対象定期点検 ②防災管理点検報告	1/年

(2)電気設備		
受変電設備		
断路器	①がいし汚損、損傷の有無 ②端子及び刃の過熱、変色の有無	①②1/週 ※1/年
遮断器	①ブッシング汚損、破損、亀裂の有無 ②異音、異臭の有無 ③操作部の損傷、緩みの有無	①②1/週 ③1/月 ※1/年
開閉器	①開閉表示確認 ②機構部の変形、損傷の有無 ③接地線の状態	①②1/週 ③1/月 ※1/年
変圧器	①温度の記録 ②異音、異臭、振動の有無 ③汚損、損傷、腐食の有無 ④端子部の損傷、変色の有無 ⑤接地線の状態	①②1/日 ③④⑤1/週 ※1/年
電力コンデンサー	①異音、異臭、振動の有無 ②汚損、損傷、腐食の有無 ③端子部の損傷、変色の有無 ④接地線の状態	①～③1/週 ④1/月 ※1/年
直列リアクトル	①異音、異臭、振動の有無 ②汚損、損傷、腐食の有無 ③端子部の損傷、変色の有無 ④接地線の状態	①～③1/週 ④1/月 ※1/年
避雷器	①外部損傷、破損、発錆の有無の点検	1/週 ※1/年
計器用変成器	①外部の汚損、損傷の有無 ②異音・異臭の有無	1/週 ※1/年
母線、ケーブル	①外観の異常の有無	1/月 ※1/年
電力ヒューズ	①保護筒、がいしの汚損、損傷、腐食の有無 ②端子部の過熱、変色の有無	1/週 ※1/年
受電盤、高・低圧 配電盤(キュービクルを含む。)	①外観の汚損、破損の有無 ②信号灯・表示灯の点灯確認 ③各計器指示値記録、確認 ④操作用切替開閉器の機能確認 ⑤冷却ファンの機能の良否	②③1/週 ①④1/月 ※1/年
保護継電器	①動作表示の確認 ②カバー等の汚損の有無	①1/日 ②1/月 ※1/年
試験・測定	①シーケンス試験(インターロック試験、保護連動試験) ②絶縁抵抗測定 ③接地抵抗測定	※1/年
電気室	①天井壁等の金物類の取付状態の良否 ②室内の汚損、漏水、浸水等の有無	1/日 ※1/年

非常発電設備		
自家発電装置	①発電機の汚損、損傷、取付状態 ②エンジン外観の汚損、損傷の有無 ③燃料油、潤滑油の漏れ、油量 ④試運転の実施、運転状態、表示計器類の確認	①②1/週 ③1/日 ④1/月 ※2/年
発電機盤	①スイッチ、表示、計器の確認 ②操作開閉器等の状態確認 ③端子部の状態点検	①1/日 ②③1/週 ※2/年
付属装置	①燃料タンクの残油量の確認 ②燃料タンク、防油堤、油面計の漏れ等点検 ③配管・バルブ・ダクトの損傷、取付状態点検 ④始動装置の整流器スイッチ、表示、計器の確認 ⑤始動用蓄電池電圧確認、漏液の有無点検	①～③⑤1/週 ④1/日 ※2/年
点検報告等	①消防法及び関係法令に基づく点検基準により、機器点検、総合点検を実施し、報告等必要な措置の実施	※2/年
直流電源設備		
直流電源装置	①整流器盤内外部の汚損、損傷の有無 ②異音、異臭、腐食の有無 ③スイッチ、表示、メーターの確認 ④端子部の状態、緩みの点検	①②④1/週 ③1/日 ※2/年
蓄電池	①液量確認、電槽の損傷、漏液の有無 ②配線状態、端子部の緩み	1/週 ※2/年
点検報告等	①消防法及び関係法令に基づく点検基準により、機器点検、総合点検を実施し、報告等必要な措置の実施	※2/年
負荷設備		
分電盤 動力盤 制御盤	①外観の汚損・損傷の有無 ②盤内機器の異常の有無 ③端子部の緩み、過熱の点検 ④計器指示値の確認 ⑤表示灯の確認	1/月 ※1/年
コンセント・その他機器(外灯含む。)	①器具の汚損、変色、錆、変形、脱落の有無 ②異音、異臭、発熱の有無 ③安定器、管球・グローランプの交換	①②1/月 ③都度 ※1/年
照明調光設備	①調光装置、スイッチ類の外観点検 ②調光装置、異音、発熱の有無 ③各種スイッチの正常位置の確認 ④動作、機能の確認	1/月 ※1/年
避雷設備	①避雷針の状態点検 ②接地線の点検	1/月 ※1/年
計量メーター類	①テナント及び自動販売機等の使用量の記録	1/月 ※1/年

弱電設備		
拡声設備	①放送機器の外観点検 ②スイッチ、表示、電源確認 ③放送動作、機能の確認	1/月 ※1/年
電気時計設備	①親機、子機の外観 ②スイッチ、表示、電源電圧確認 ③動作確認、時刻補正	1/月 ※1/年
構内電話交換設備	①電子交換機の外観点検、表示確認 ②電話機の設置状態	1/月 ※2/年
監視カメラ(ITV)設備	①ヘッドエンド、モニター、カメラの外観 ②モニター映像状態確認	1/月 ※2/年
テレビ共聴設備	①アンテナ・支柱等 ②ブースター分配器等 ③映像状態確認	1/月
防犯機器	①制御盤のスイッチ、表示確認 ②作動状態確認	1/月
表示、インターホン設備	①表示器、通話機器設置状態 ②表示、通話動作確認	1/月 ※1/年
入出退計数設備	①コントローラ、センサ、PC設置状態点検 ②センサ動作確認	1/月 ※1/年

(3)空気調和設備		
空気調和設備		
冷凍機	①自動制御装置の機能確認 ②保安装置の機能確認 ③各種計器の指示値の記録 ④冷媒漏れの有無 ⑤付属機器	①1/月 ②④2/年 ③⑤毎時 ※1～2/年
熱交換器及び貯湯槽	①損傷、発錆、水漏れの有無 ②水温、水頭圧、蒸気圧の指示値記録	1/月 ※1/年
空気調和機 加湿器 全熱交換器	①エアフィルターの汚れ、付着物、破損の有無 ②温湿度感知器の設定値の調整 ③ボリュームダンパーの調整 ④ケーシング部、保温材の損傷の有無 ⑤自動制御機器の機能の良否 ⑥油量の適否及び注油 ⑦空調機内部の汚れの有無 ⑧各種自動弁の作動の良否 ⑨ドレンパンの汚れ、排水管の詰まりの有無 ⑩コイル表面の汚れの有無 ⑪全熱交換機、ロータの汚れ、目詰まりの有無 ⑫加湿器蒸気漏れ、漏水の有無 ⑬加湿器機能の良否	①④～⑨⑫⑬1/月 ②③⑩⑪2/年 ※1～2/年、1/月、都度
パッケージ型 空気調和機	①エアフィルターの清掃 ②室外機フィン清掃 ③冷媒ガス漏れ検査 ④季末・季初の点検整備 ⑤冷媒補給	①1/月 ②③1/年 ④2/年 ⑤都度 ※同上
フィルター	①汚れ・破損の点検及び差圧メーターの確認記録 ②巻き取りシャフトの点検及び軸受注油 ③制御盤の機能点検 ④汚れ、取付け状態の点検	①～④1/月
ファンコイルユニット	①送風機の異音、振動の有無 ②コイルの汚れの有無 ③ドレンパンの損傷、汚れ、詰まりの有無 ④エアフィルターの汚れの有無 ⑤自動制御等付属装置の作動確認	1/月 ※1/年、2/年、都度
除湿機	①エアフィルターの汚れの有無 ②送風機異常の有無 ③ローターの汚れ、目詰まりの点検	①②1/月 ③2/年 ※2/年、1/月
全熱交換ユニット	①送風機異常の有無 ②エアフィルターの汚れの有無 ③ローターの汚れ ④加湿器機能の良否 ⑤配管損傷・水漏れの有無	①③～⑤2/年 ②1/月 ※1/年、1/月

送風機及び 排風機	①電流値の確認 ②羽根車・ケーシングの汚れの有無 ③振動・異音・ボルトの緩み等の有無 ④錆、腐食の有無 ⑤Vベルトの伸張度の適否 ⑥軸受温度の適否	1/月 ※2/年、1/年、都度
ポンプ・配管	①膨張タンク内外の腐食の有無 ②ポンプ電流値の確認 ③圧力計の指示値の確認 ④回転部、摺動部・可動部の異常の有無(異音、異臭、過熱) ⑤油量の適否及び注油 ⑥グランド部よりの滴下水量の適否 ⑦配管系の損傷・錆・漏水の有無 ⑧バルブの機能確認	①④～⑧1/月 ②③1/日 ※1～2/年、都度
風道及び 付属装置	①風道の漏気の有無 ②ダンパーの機能確認 ③吹出口還気口の汚れの有無	1/月
還水タンク	①制御装置の調整 ②槽内清掃 ③返送ポンプの整備	※①②1/年 ※③都度
空気清浄装置	①集塵補集状況の確認 ②プレフィルタの汚れの有無 ③電源部の機能確認	1/月 ※4/年、1/年、都度
自動制御装置	①計装機器及び補機の作動・制御 ②計装機器の補正 ③取付状態 ④作動確認点検 ⑤機器の性能点検・整備 ※詳細はメーカー標準仕様	※1/年

(4)給排水衛生設備		
給排水衛生設備		
受水槽	①槽内の堆積物及び汚れの有無 ②警報装置及び制御装置の作動確認 ③錆及び損傷の有無 ④ボールタップ及びFMバルブの作動状態 ⑤マンホール施錠の有無 ⑥防虫網の取付状態及び損傷の良否	1/月 ※1～2/年
中水受水槽	①槽内土砂の堆積及び汚れの状態 ②警報装置及び制御装置の作動確認 ③貯水量の確認 ④害虫発生の有無	1/月 ※1～2/年
汚水槽 雑排水槽 湧水槽 雨水槽	①害虫発生状況の有無 ②悪臭の有無 ③警報装置及び制御装置の作動確認 ④浮遊物及び沈殿物の有無 ⑤防虫網の取付状態の良否 ⑥マンホールの密閉状態の良否	1/月 ※1～2/年
加圧給水 ポンプユニット	①外観上の錆及び損傷の有無 ②圧力スイッチの作動状態確認 ③水漏れの有無 ④圧力、電流値による作動確認 ⑤異音、振動の有無 ⑥フード弁及びキャッチ弁の機能確認 ⑦メカニカルシールからの滴下水量の適否 ⑧ドレン排水状態の良否	①～⑤⑦1/日 ⑥⑧1/月 ※1/年、都度
陸上ポンプ	①圧力、電流値による作動確認 ②異音、振動の有無 ③フード弁及びチェック弁の機能確認 ④グランド部からの滴下水量の適否 ⑤油量の適否 ⑥ドレン排水状態の良否	①1/日 ②～⑥1/月 ※1/年、都度
排水ポンプ	①圧力、電流値による作動確認 ②異音、振動の有無 ③チャッキ弁の作動確認	1/月 ※2/年
貯湯槽	①湯温、水頭圧等の状況確認 ②水漏れ、損傷の有無 ③循環ポンプの圧力、電流値による作動状態の確認 ④末端給湯栓による色、濁りの確認	1/日 ※1/年
電気湯沸器	①水漏れの有無 ②湯温、燃焼、排気状況の確認 ③貯湯量の確認 ④温度調節装置の作動確認 ⑤給水装置の作動確認	1/月 ※1/年
洗面器 大小便器	①亀裂、破損の有無 ②水栓及び接合部等からの水漏れの有無 ③排水状態の良否	1/月
フラッシュバルブ	①詰まりの有無 ②水量調整 ③水漏れの有無	1/月
大便器・小便器 付属機器	①亀裂、破損の有無 ②水漏れの有無 ③排水状態の良否 ④付属機器の電池交換	①～③1/月 ④都度

	各種配管	①排水状態の良否 ②水漏れの有無 ③つまり・漏水・溢れの修理	1/月 ③都度
	排水ます	①昆虫発生状況の有無 ②悪臭の有無 ③沈殿物及び堆積物の有無	2/年
	阻集器	①害虫発生状況の有無 ②浮遊物の有無 ③悪臭の有無	1/月
	冷水器	①外観上の錆及び損傷の有無 ②水漏れの有無 ③給水状態及び色、濁り、臭気の確認	①②1/月 ③1/日

(5)消防用設備		
消防用設備		
消火器	①定位置及び標識の確認 ②表示・標識の有無及び適否の確認 ③変形、損傷、腐食の有無 ④薬剤漏れ等の有無 ⑤指示圧力計の適否の確認 ⑥車輪の変形、損傷の有無	1/月 ※2/年
屋内消火栓設備	①バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 ②表示・標識の有無及び適否の確認 ③ホース及びノズルの格納状態の確認 ④表示灯の点灯確認、表示・標識の有無及び適否の確認	1/月 ※2/年
スプリンクラー設備	①バルブ類の漏れ及び開閉位置の確認 ②表示・標識の有無及び適否の確認 ③制御弁一次側二次側圧力指示値の適否の確認 ④制御弁、末端試験弁等の標識及び圧力値の確認	1/月 ※2/年
泡消火設備	①バルブ類の漏れ及び開閉状態 ②標識の有無及び適否の確認 ③制御弁、末端試験弁等の標識	1/月 ※2/年
ハロゲン化物消火設備	①消火薬剤容器、容器弁開放装置及び各種配管、弁等の変形、損傷、腐食の有無 ②選択弁及び復帰ボタンの定位置の確認 ③操作箱表示灯の点灯確認 ④保護板の損傷の有無及び適否の確認 ⑤各種表示、標識等の有無及び適否の確認 ⑥制御装置の各種スイッチ、ボタンの定位置の確認	1/月 ※2/年
自動火災報知設備	①蓄電池の電圧確認 ②スイッチ類の定位置確認 ③各種表示灯の点検試験 ④発信押しボタン保護板の損傷の有無	1/月 ※2/年
避難器具	①装置設置状態確認	1/月 ※2/年
誘導灯及び誘導標識	①変形、損傷等の有無 ②予備電源による点灯確認	1/月 ※2/年
排煙設備	①排煙区画壁の損傷の有無 ②吸煙口及び排煙口の損傷の有無 ③手動操作箱及び保護板、ボタンの損傷の有無 ④表示、標識の損傷の有無 ⑤起動装置の状態の適否	①～④1/月 ⑤1/日 ※2/年
連結送水管	①送水口・放水口の変形、損傷の有無 ②送水口付近障害物の有無	1/月 ※2/年
非常用照明	①器具取付状態の良否 ②器具外観の汚損、損傷の有無	1/月 ※1/年
防火戸 防火シャッター等	①外観点検 ②機能点検	1/月 ※2/年
防排煙設備	①排煙区画壁の損傷の有無 ②吸煙口及び排煙口の損傷の有無 ③手動操作箱及び保護板、ボタンの損傷の有無 ④表示、標識の損傷の有無 ⑤起動装置の状態の適否	①～④1/月 ⑤1/日 ※2/年

(6)その他		
中央監視・制御装置		
保護継電器盤 監視盤 変換器盤 中継端子盤 故障表示盤 等	①外観の汚損、損傷の有無点検 ②監視盤、中継盤機器設置状況点検 ③表示部の状態、機能確認 ④各種指示値の確認記録 ⑤警報装置の作動確認 ⑥プリンタ等出力装置機能確認 ⑦電源装置の表示、状態確認	1/日 ※1/年
無停電電源装置 (UPS)	①外観の汚損、損傷の有無 ②作動状態の確認 ③信号、表示灯の点灯確認 ④異音、異臭の有無	①、②1/月 ③、④1/日 ※1/年
環境衛生管理		
空気環境	①温度及び湿度の適否確認 ②浮遊粉塵測定 ③一酸化炭素測定 ④炭酸ガス測定 ⑤温度測定 ⑥相対湿度測定 ⑦気流測定	①1/日 ②～⑦6/年
給水設備	①残留塩素の測定 ②受水槽の洗浄 ③水質検査(ビル管法の規定に基づく)	①1/日 ②1/年 ③2/年
排水設備	①槽内浮遊物及び沈殿物の有無 ②槽内壁面等の損傷、亀裂の有無 ③マンホールの密閉の良否 ④害虫発生の有無 ⑤悪臭の有無 ⑥防虫網の損傷の有無 ⑦警報装置作動の良否 ⑧自動制御装置の作動の良否 ⑨ポンプ及びバルブ類の作動の良否 ⑩排水管及び通気管の損傷、腐食、詰まり、漏れの有無 ⑪阻集器の沈殿物量及び詰まりの良否 ⑫トラップの封水深の良否 ⑬トラップの沈殿物及びスケールの有無 ⑭汚水槽、雑排水槽洗浄及び希釈水洗 ⑮湧水槽、雨水槽洗浄 ⑯阻集器清掃	①～⑬1/月 ⑭3/年 ⑮1/年 ⑯3/年
害虫駆除	ビル管法の規定に基づくねずみ・衛生害虫の防除	2/年

その他 建築設備等		
エレベーター	走行状態の確認	適宜
	①標準仕様書及び製作メーカー基準に準拠した定期点検整備 ②建築基準法による定期検査	①1/月 ②1/年
自動扉 身障者便所用 自動扉	作動状態の確認	適宜
	①定期検査	※4/年
シャッター	作動状態の確認	適宜
	①定期検査	※1/年
その他 法定点検		
建築基準法第 12条による点 検	建築物の敷地及び構造	1/3年
	建築設備等 昇降機と昇降機以外の建築設備	1/年

2 清掃業務		
共用部分		
エントランスホール、ロビー、ラウンジ、エレベーターホール、風除室、スロープ	床面の清掃 マット類の除塵 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 ガラス面、壁回り及び手摺りの乾拭き又は洗剤拭き コインロッカー、案内板、受付カウンター等什器備品類の塵払い、清掃 ドア把手等金具の清掃 カーペット部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル、石床) ガム等の除去 窓枠、壁、備品等の清掃	休館日を除く毎日
湯沸室、パントリー	床面の除塵 床面の水又は洗剤拭き 流し台の水洗い、汚れに応じ洗剤拭き 茶殻、塵芥、残置物の搬出処理 壁面(手の届く範囲)塵払い	
廊下、階段など	床面の清掃 カーペット部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き 壁回り、手摺り、巾木の拭き掃除 ガラス面、壁回り及び手摺りの乾拭き又は洗剤拭き 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル)	
ガラス面	床乾拭き又は洗剤拭き	
エレベーター	床面の除塵 外扉及びかご内の乾拭き 外扉溝の吸塵 表示板の乾拭き、必要に応じシリコン塗布	
利用施設		
展示室	床面、壁、備品等の清掃	休館日を除く毎日
ホール ホール控室 スタジオ 学習室 学習室控室	床面の清掃 カーペット・フェルト部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き テーブル・椅子等備品の除塵、乾拭き ドア把手等金具の清掃 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 汚損部分の水又は洗剤拭き(タイル、石床) 流し台の水洗い、汚れに応じ洗剤拭き	
図書閲覧室	カーペット部分のバキュームによる吸塵、しみ抜き テーブル・椅子、キャレルの乾拭き又は洗剤拭き 書棚、雑誌架の乾拭き ドア把手等金具の清掃 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 ブラインドの除塵	
トイレ、乳児室	床面の清掃 床面の水又は洗剤拭き ドア把手及び間仕切り、手摺り等の清掃 ホールコーナーの内容物処理 洗面器、洗面台、各便器の清掃 鏡及び什器備品の清掃 くず入れの廃棄物処理、容器の清掃 衛生消耗品の補充 水漏れの際の原因物の除去 流し台の水洗い、汚れに応じ洗剤拭き ベビーシートの目視による安全確認 ベビーシートのシーツの交換	

3 警備業務		
中央監視業務		
	各種警報表示盤監視	毎日
	監視カメラによる監視	
	異常時の出入管理	
	施錠後の出入管理	
	不審者発見時の対処、連絡	
	巡回警備の補助	
	有人監視の補助	
	防災支障上の事項に対する指示、連絡	
	業務日誌の作成	
機械警備業務		
	異常時の現場確認、警報機設置会社への連絡	毎日
受付管理業務		
	各出入口の開閉	毎日
	館職員及び部外者(作業員を含む)の出入り状況の確認	
	鍵の保管管理	
	搬出入に伴う搬入口シャッターの開閉、搬出入物品・資材の確認	
	身体障害者の入退館の補助	
	夜間の出入り管理	
	警備上の受付業務及び記録	
	来館者名簿の記入確認等来館者の受付	
	来館者の案内対応	
	来館者の写真美術館への取次	
	写真美術館への郵便物の取次	
	不審者の発見と侵入者の阻止	
	夜間電話の受付及び夜間郵便物の受付、保管及び記録	
	拾得物の取扱、保管及び記録	
	日誌の作成(トラブル等、特記事項の報告)	
巡回業務		
定期巡回	便所などの点検	毎日
	侵入者、不審者の監視	
	不退去者の発見、対応	
	泥酔者の対応	
	火気の点検及び消火栓、消火器の確認	
	防犯重要箇所の点検	
	混雑状況の把握及び写真美術館への報告	
	館内禁止事項違反者への注意	
	障害物・放棄物の処理	
	施設の破損箇所の発見と処置	
	積雪・漏水・浸水・騒音・臭気等発生時の処置	
	緊急時及び災害時対応	
	拾得物の取扱	

定期巡回	来館者の案内対応	休館日を除く毎日
	身体障害者の補助	
	館内施設の保全監視	
	閉館後、滞留している人への指示・誘導	
	警報装置の外観確認	
	秩序の維持に関する対応	
	貼り紙、ビラ等を発見した場合の館職員への報告と処理	
	立ち入り禁止場所の点検・確認	
	各階、不要場所の消灯	
	退館後の各室の施錠確認	
	非常扉の開扉・施錠巡回	
	各階、必要場所の点灯	
	車椅子対応エスカレーターの外観確認	
	巡回結果の警備日誌への記録	
	展示室内巡回業務	
来館者の案内対応		
展示物の保全		
展示室内滞留防止		
展示室内での飲食禁止の来館者への徹底		
身体障害者の補助		
不審者の発見、中央監視室への連絡		
建物内外の美化に関する業務		
	汚損箇所の発見と清掃担当者への連絡処置	休館日を除く毎日

4 ホールの保守点検業務		
舞台吊物装置		
昇降ボタン1 制御盤	①点検 ②動作確認	2/年
ホール調光設備		
調光装置 調光操作卓 天井、移動スポット フロアウォールコンセント	①表示点検、動作確認 ②外観取付状態点検 ③コンセント設置状態点検	1/年
ホールAV設備		
映像装置 映像システム収容架 音響システム収容架 操作制御卓 映像音響機器 同時通訳装置	①スイッチ、表示、各部状態点検、動作機能確認 ②出力、動作総合試験	1/年
ロビーほかAV機器		
ロビーほかAV機器	①表示点検、動作確認 ②外観取付状態点検 ③コンセント設置状態点検	1/年

提案課題6〔館の管理その他に関する業務〕 1 館の管理について

(2)危機管理体制の整備

1. 危機管理対策の基本的考え方

施設の管理運営に伴う危機とは、火災、地震、風水害、感染症、不審者、テロ、建物・設備等に起因する事故など、様々なものが想定されます。これまで財団が培ってきた安全管理ノウハウに基づき、危機管理対策の向上に努めてきましたが、さらに新興・再興感染症が発生した際の対応を含め、危機に際し柔軟な対応ができるよう、危機管理マニュアルの見直しや、社会状況に合わせた対策の策定や訓練を行うなど、これまで以上に危機管理対策の推進を図ります。その際、都立文化施設として、地域や各館の特性等を踏まえ、より実践的・効果的な対策を講ずるべく尽力いたします。

財団は、東京都が目指す「安全・安心な都市」の実現に向け災害対応力を備えるとともに、後世に継承させていくべき文化資源を守ることを目的に、以下の危機管理対策を実施します。

2. 危機管理における対応・対策

(1) お客様の安全確保等の取組	
来館されたお客様に対する安全確保は、施設管理運営の根幹となります。危機管理マニュアルを作成し、日頃から対策を進めるとともに、非常時の連絡体制を明確にし、万全の対応をとっていきます。主な危機に対する対応は以下のとおりです。 なお、緊迫化する世界情勢を踏まえたうえで、テロ等の緊急対処事態に備えて、日頃から、東京都等の関係機関と危機情報を共有するとともに、各館と所轄警察署との緊密な連絡体制を維持していきます。また、これまで実施したテロ対策の取組を活かし、テロ等に対し、引き続き、対策を進めます。 さらに、首都直下型地震に対してお客様の安全確保のため、また、都民開放施設の責務として、東京都や関係各所等と連携し適切に備えます。	
主 な 対 策	発災時の対応
地震 火災 風水害	・火気器具周辺には燃えやすいものを置きません。 ・展示品等の落下防止、転倒防止などの対策をします。 ・消火器等防災設備位置と避難誘導動線について日頃より把握するとともに定期点検を実施します。 ・館周辺を見回り、強風で飛ばされやすいものや被害拡大につながる危険物を事前撤去します。 ・看板等の取り付けを確認します。 ・日頃より、周辺機関と連携を密に取り、あらゆる事態を想定した訓練を実施します。
不審物 不審者 テロ対策	・お客様の安全確保を最優先とし、各自が自衛消防計画に基づき初期消火、消防・警察への通報、避難誘導を行います。 ・上席・責任者が不在の場合は、財団本部 総務部に指示を仰ぎ、迅速に必要な対応を行います。 ・地震の場合には、地震の大きさや震源地情報、館周辺の被害状況等を情報収集し、お客様に適宜適切に情報提供を行います。 ・SNSを利用して、施設周辺の状況や交通情報等お客様に必要な情報を提供いたします。 ・負傷者が発生した場合は、負傷者の応急手当や、同行者の捜索を行うとともに、直ちに医療機関に連絡を行い、搬送の協力を行います。
新興・再興 感染症	・挙動不審な者がいたら声をかけるとともに、関係部署への連絡連携を密にするよう心がけます。 ・職員は必ず職員証を携帯します。 ・放置機材や荷物等による死角となる場所を作りません。 ・所管警察署等が行う訓練への参加等、日頃から緊密な連絡体制を構築します。 ・テロ予告やテロ発生時の対応について、事前に危機管理マニュアルに定めることで、万が一、予告があった場合及びテロが発生した際に、適切に対応するよう備えます。
新興・再興 感染症	・保健所や最寄り医療機関等との連絡体制を構築します。 ・平常時からの対策として消毒液等を設置し注意喚起します。 ・新興・再興感染症が都内で拡大している時期には、施設管理者として対応方針を定め、徹底して拡大防止に努めます。
事 故 急病人	・お客様の安全確保を最優先とし、警察への通報、関係部署への連絡を速やかに行い、迅速に必要な対応を行います。 ・上席・責任者が不在の場合は、財団本部 総務部に指示を仰ぎ、迅速に必要な対応を行います。 ・テロ発生時には、事前に定めたマニュアルに基づき、テロの形態等に応じて避難行動を行うなど、適切に対応を行います。 ・爆破予告等があった場合、危機管理マニュアルに基づき、直ちに警察へ通報するとともに、お客様を館外の安全な場所へ避難誘導いたします。避難誘導後、トイレ、ゴミ箱等館内を再点検し、不審物の有無を確認します。
事 故 急病人	・所轄警察・消防署や最寄り医療機関等との連絡体制を構築します。 ・救護室提供や応急手当の実施、救急車の出動要請（必要に応じて同行）等、迅速に対応します。
事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について
(2)危機管理体制の整備

(2) 展示品、収蔵品に対する取組

お客様に対する安全確保とともに、収蔵している貴重な作品、資料、図書を災害・盗難等から守り、確実に後世に継承させていくことも財団としての重要な役割です。

展示物等の対策としては、ケース、移動式展示ケース等については、アンカーボルトやレベルアジャスターにより固定しています。また、作品転落防止策として、台座に乗せる作品にはミュージアムワックスを使用するとともに台座を床に固定し、壁にかける作品については、地震対策用フックを使用し、落下防止の処置をとっています。

収蔵庫においては、ラック外の作品については、壁にロープで固定しており、ラック内の作品については、地震対策用フックを導入しています。なお、災害時における美術品の保管場所の確保について、検討を進めます。

また、盗難等の対策としては、防災センターにおいて、警備監視員が24時間常駐し、地震・火災のみならず爆発物・盗難・不審人物のチェック等万が一に備えております。

(3) 情報セキュリティ対策

財団は、重要な情報資産を適切に管理するため、関係法令や財団で定める情報セキュリティ基本方針や対策基準等の情報セキュリティポリシーを遵守し、適切な措置を講じていきます。

また、情報セキュリティポリシーの遵守状況や、情報資産への侵害が発生した場合等に、迅速かつ適切な対応をするため、緊急時の対応について体制の整備を行い、財団全組織を挙げて情報セキュリティ対策の遵守に努めています。

さらに、システム化やAI導入等に伴い、財団が保有する情報資産が増大する中、基本方針や対策基準等を随時見直すとともに、資産管理ソフトの導入による管理強化など、システム面での対策も検討していきます。

(4) 消防設備及び感知器の設置、訓練等

- ①消防設備
ハロゲンガス、スプリンクラー、携帯消火器、消火栓、防火シャッター、非常用自家発電機
- ②感知器
自動火災報知器、煙感知器、熱感知器、排煙機
- ③訓練
消防計画に基づき、近隣消防署の協力を得て、自衛消防訓練を行います。年1回以上訓練を実施しており、消火器の実放射訓練、屋外消火栓の放水訓練、通報訓練、避難誘導訓練、AED操作訓練等を行います。
- ④その他
館内にAEDを適切な位置に設置し、即時対応が取れる体制を整えています。また、防犯カメラについては、管理責任者を配置し東京都が設置する防犯カメラの運用に関する要綱に基づき適正な運用を図っていきます。また、災害時に利用できる防災用Wi-Fiを適切に運用します。さらに、避難誘導の際に、海外からの来館者や障害のある方に適切な情報が伝わるよう、引き続き、多言語ややさしい日本語による対応、視覚による情報提供等にも努めます。

3. 危機発生時の連絡体制の確保

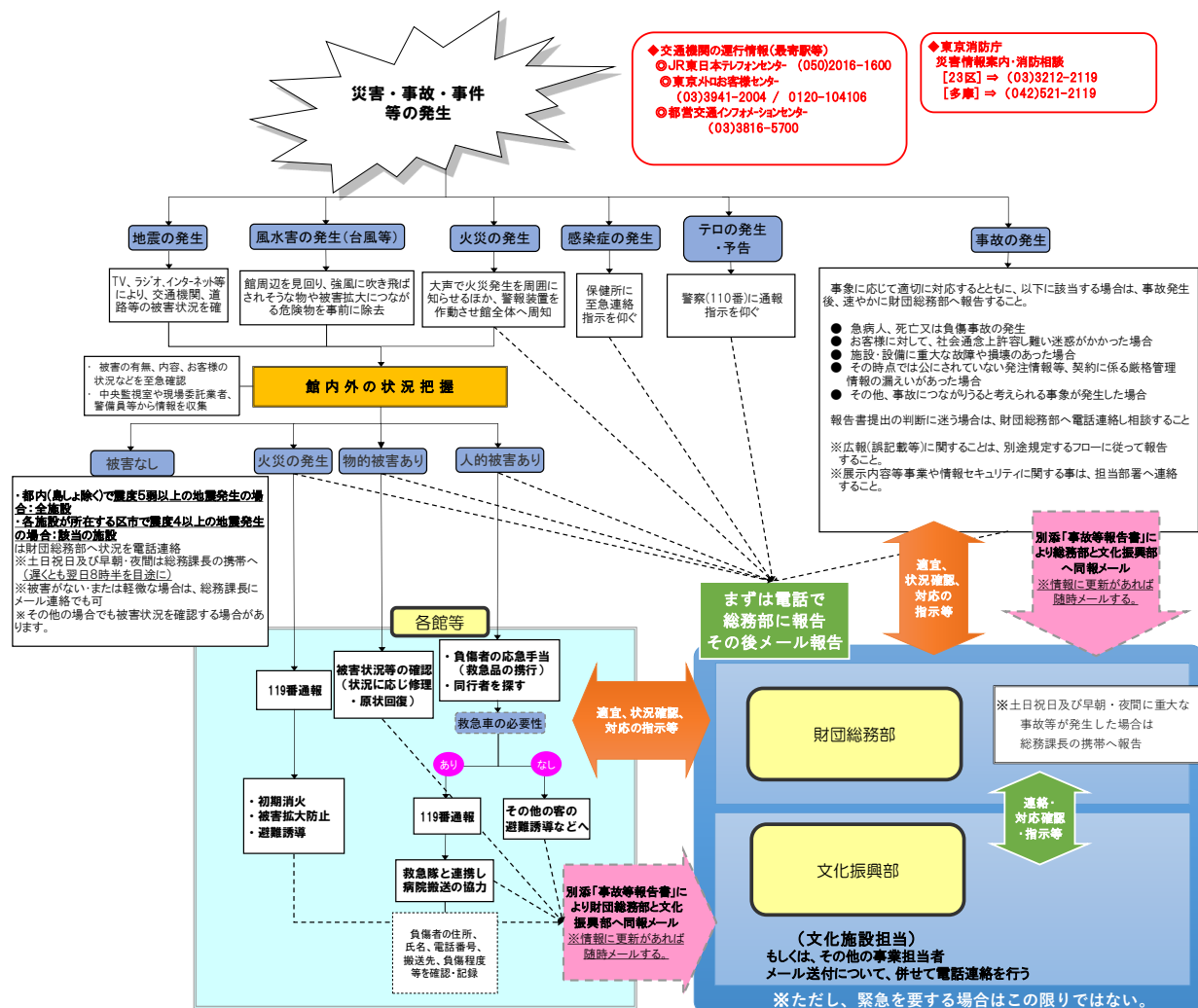
危機発生時は、財団本部及び各館で災害等の情報収集を迅速に行います。当館の状況は、随時、財団本部と東京都に対して報告します。連絡体制を確保するため、現場対応を担う職員と連絡調整を行う職員を区分するなど、館内の情報を共有した上で、緊密な連絡体制を確保します。そのため、緊急時に至急の連絡伝達を行う担当者「連絡責任者」をローテーション表等に明示します。危機管理マニュアルに沿って、隊長(副館長)不在時には副隊長(課長級)がその代理を務める、班長(係長級)不在時には次席の班員(係員)が班長を務める等し、勤務状況等に応じた実践的な体制を構築します。さらに、効率的な緊急対応を行うために各館で実施している方法等については、他館でも実施できるよう情報共有を図っていく等します。閉館時においては、館内に常駐する監視警備員等から副館長等に被害状況等を報告することとし、状況に応じて財団本部に連絡し緊急連絡網により参集した職員が対応します。また、緊急用携帯電話を配布し、休日夜間でも速やかな対応が可能となる体制を構築します。

災害・事故等発生時には、正確かつ迅速な情報発信のためマスコミへの確に情報を提供します。そのため、館内の危機発生時における体制を徹底し、指示・命令系統の徹底を図ることで、情報発信の一元化を図ります。

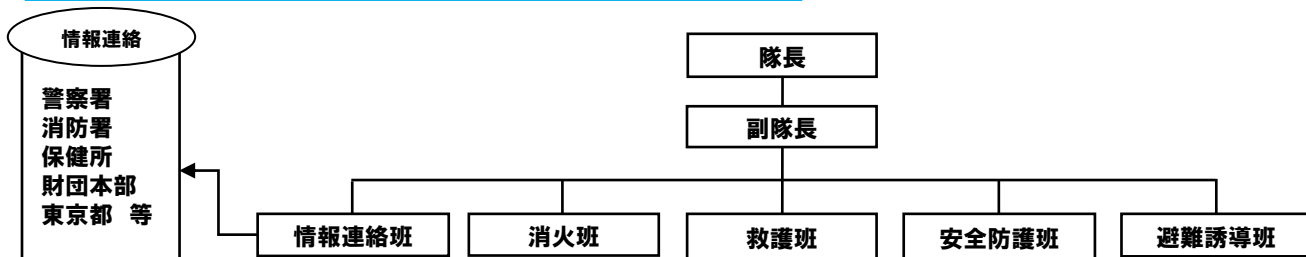
なお、東京都政策連携団体として、不適正事案発生時には、総務局にも報告をいたします。

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 1 館の管理について (2)危機管理体制の整備

(1) 災害・事故等発生時におけるフロー(イメージ)



(2) 館内の災害・事故等発生時における体制例



4. 災害発生時における都立文化施設としての役割の遂行

大規模災害発生時等には、都との協定に基づき、都立施設に求められる一時滞在施設等の役割を適切に果たし、災害備蓄品の提供や、負傷者の救護医療スペースの確保などを東京都と協議の上、実施していきます。

また、都が指定する広域ボランティア活動拠点の施設については、災害発生時、広域拠点として使用スペースの提供を行うなど、関係機関等の活動に協力します。

さらに、東京都国民保護計画における大規模集客施設として、テロ等の発生に備え、危機管理の強化を日頃から行うとともに、テロ等の危機に関する事業者連絡会に参画し、関係団体や地域団体と危機情報の共有を図ります。

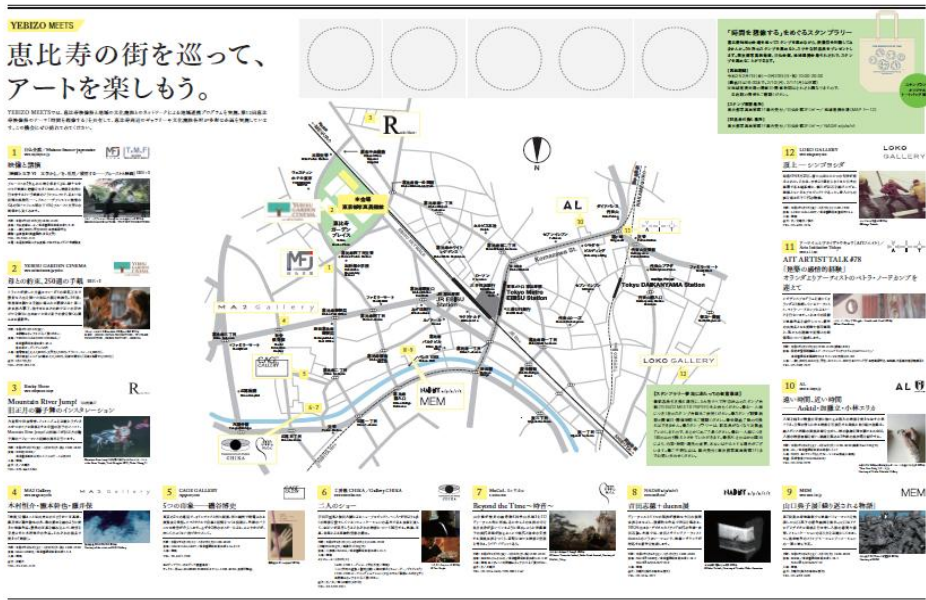
今後も、より安全・安心して都立文化施設を利用していただけるよう、警察・消防機関の他、関係団体や地域団体等との連携を進め、危機管理体制の万全を図ってまいります。

提案課題6 [館の管理その他に関する業務] 2 地域等との連携の取組について

1. 恵比寿映像祭による地域連携の推進

恵比寿映像祭を通じて地域との連携を推進しています。
恵比寿映像祭は、写真美術館を拠点としつつ、恵比寿ガーデンプレイスのセンター広場や日仏会館を活用したオフサイト(屋外展示)を中心に展開しています。
また映像祭期間中は、恵比寿や代官山のエリアにある12のギャラリーと連携し、テーマを共有したそれぞれの映像展示を行うなどフェスティバルを盛り上げています。

第18回を数える恵比寿映像祭は、フェスティバルを通じて地域連携を促進し、定着しつつあります。今後、地域の商業施設を視野に、より幅の広い連携につなげ、より一層地域活性化に貢献してまいります。



2. 地元地域との連携強化

地元の自治体や団体、恵比寿ガーデンプレイスのイベントに協力し、地域活力の向上に寄与してまいります。
商業施設の中にある立地を活かし、恵比寿ガーデンプレイス等の季節のイベントなどに合わせて、気軽に来館していただけるきっかけとなる事業を実施します。
恵比寿ガーデンプレイス内の多様な職種を活かした広報事業や関連事業などを展開し、各施設と連携を強化し、恵比寿を目指して来訪する多様な層へ魅力を発信します。

- 例)
- 飲食店との連携:国内外の特定地域をクローズアップする広報
 - ブルーノートプレイスとの連携:音楽イベント
 - アウトドア取扱店との連携:アウトドア撮影のイベント

事業者名・団体名	公益財団法人東京都歴史文化財団
----------	-----------------

提案課題7 [自由提案]

1. 国際連携の継続・拡充とアジアにおける写真・映像文化の牽引

(1) 目的

写真美術館の基本的性格「5. 日本における写真文化のセンター的役割を果たすとともに、国際的な交流の拠点となることを目指します」を継続して実施し、国際的なメガミュージアムとの「映像・写真部門」の連携をさらに強化し、アジアにおけるプレゼンスを維持します。

(2) 実践例

メガミュージアム)

アジア)

韓国、台湾、中国、シンガポール等の関係機関と継続した事業を実施します。

企画展「アジア・コンテンポラリー」:ソウル市立写真美術館(韓国)、台北市美術館(台湾)等の連続開催
トークセッションの開催:ナショナルギャラリー・シンガポール(シンガポール)等



トークセッション
ナショナルギャラリー・シンガポール



研究会: 作品収蔵環境について
ナショナルギャラリー・シンガポール

提案課題7 [自由提案]

2. 研究機関や企業との連携による写真・映像文化の継承・啓蒙を目的とした活動

(1) 目的

写真や映像を専門とする研究機関、企業、関連団体等との連携によって、広がりのある事業を実施し、より豊かな体験の場を創出します。国際産業及び経済を支えた日本の写真・映像・カメラ・レンズ技術や、それらを基盤とする新たな領域の文化の発展に寄与します。

写真、映像表現ならではの間口の広さをこれまで以上に活かし、産官学連携することで、分野横断的な企画実現の機会を拡大し、現代社会における美術館の存在や、活用の幅を向上させます。

(2) 実践例

(1) 企業・ビジネスパーソンプログラム

① ビジネスパーソン向けプログラム

多様なビジネス活動の場でも活用することができる観察力、考察力、想像力、発想力などの感覚を広げていくことを提案する対話型鑑賞など、美術館を様々な方法で体験していただけるプログラムを実施します。

② 写真・映像・先端技術を取り入れた探究的プログラム

技術から表現を見直しながら、より豊かな学びの機会を創出し、ビジネスの実践の場へ気づきとして持ち帰れるような新たな探究を目的としたプログラムを行います。



ビジネスパーソン対象 対話型鑑賞会

(2) 連携事業の拡大

① 企業、美術関連団体等との連携

主に地下1階展示室を活用する事業を拡大します。

企業や外郭団体と連携し、テーマや分野を拡大し、新たな来館者層へアプローチします。

当館だけでは実現の難しい体験型の企画や、社会的な広がりがあるアプローチを実践します。

例) 顕微鏡研究、AI技術、写真光学に基づく誘致展、講演会、ワークショップなど

② 大学や研究機関との連携

収蔵作品の情報を多岐に深めるため、大学や研究機関との連携研究から発展させるプログラムを実施し、さらに館内だけではなく、大学、研究機関等でも実施します。